

令和4年 第12回

戸田市教育委員会定例会

令和4年12月15日（木）午前9時30分～

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第12回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第33号 戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について…………… 1

議案第34号 教育データの利活用に関するガイドライン（案）について……………別冊

議案第35号 戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について…………… 15

議案第36号 戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の特別整理期間並びに図書館システム更新に伴う休館について…………… 26

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和5年1月19日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市立小・中学校職員服務規程改正案の概要について

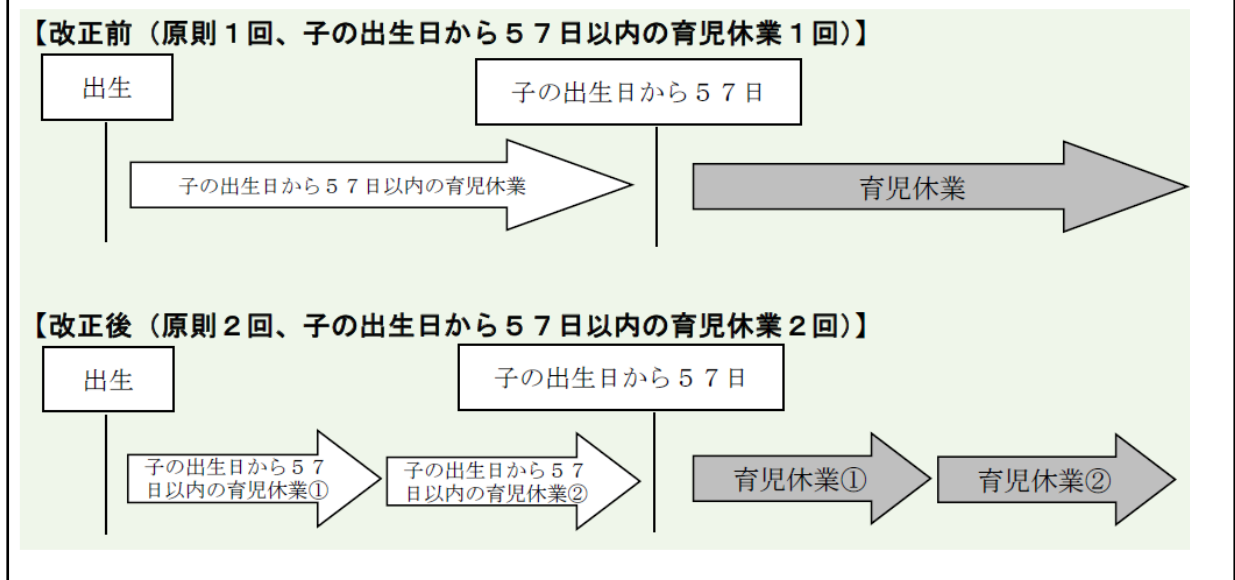
1 改正内容

(1) 主な変更点

- 出退勤システムに出退勤時刻を打刻することの追記
- 育児休業関係

・子の出生から57日以内の育児休業の請求期限を1か月前までを2週間前までに変更

【参考】令和4年9月1日付戸教学第1434号「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する規則」の一部改正に伴う「育児休業等の取扱いについて」の一部改正について（通知）」の「参考 育児休業制度の変更について」より一部抜粋



- 各種休暇願・休暇届・休業承認請求書等の押印廃止
- 服務規程の文言修正

(2) 出勤簿における押印廃止の見通しについて

- 出退勤システムに打刻した際に出勤簿と連動できるよう検討してきたが、休暇等の取得日数の合算などで計算が合わないという課題が生じたため、次年度当初には連動することができない状態である。
- 課題が解決次第、出勤簿の押印について廃止の服務規程改正を行っていく。

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会訓令第2号）を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第3条中「法令」を「、法令」に改める。

第4条第1項中「新たに」を「、新たに」に、「辞令」を「、辞令」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「その他の」を「、その他の」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第3項中「校長にあって」を「、校長にあって」に、「その他の」を「、その他の」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第6条中「赴任」を「、赴任」に、「作製して」を「作成して」に改める。

（出校時刻及び退校時刻の記録）

第7条の2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより自ら記録しなければならない。

2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

第8条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「もって」の次に「、校長にあっては」を、「教育長に」の次に「、その他の職員にあっては校長に、それぞれ」を加える。

第9条の見出しを「（退校）」に改め、同条中「学校を退出しよう」を「、退校しよう」に、「その所管する施設設備文書」を「、その所管する施設、設備、文書」に「物品金銭等」を「物品、金銭等」に、「これら」を「、これら」に、「じゅうぶん」を「十分」に改める。

第10条第1項中「第12条第1号本文」を「第12条第1項第1号本文」に、同条第2項中「勤務時間等規則第12条第1項第1号本文に規定する休暇」を「産前産後の休暇」に改め、同項ただし書中「第12条第1項第21号」を「第12条第1項第22号」に改め、同条第4項中「願出」を「願い出」に改

め、同条第5項中「第12条第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

第11条中「欠勤届」を「、欠勤届」に、「あらかじめ校長」を「、あらかじめ、校長」に改める。

第13条の見出しを「(願出又は届出の特例)」に改め、同条中「前3条」を「第10条又は第11条」に、「病気災害」を「、病気、災害」に、「えない」を「得ない」に、「とりあえず」を「、とりあえず」に、「事後すみやかに」を「、事後速やかに」に改める。

第14条中「出張研修」を「、出張、研修」に、「その期間職務」を「、その期間、職務」に、「担当する」を「、担当する」に、「あらかじめ校長」を「、あらかじめ、校長」に、「その他の職員」を「、その他の職員」に、「若しくは引継いで」を「、若しくは引き継いで」に改める。

第15条第2項中「前項第1号」を「同項第1号」に改める。

第17条中「心身」を「、心身」に、「毎」を「ごと」に、「病状」を「、病状」に改める。

第17条の2中「始まる日の1月前」の次に「(当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、2週間前)」を、「満了する日の1月前」の次に「(当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)の期間を延長しようとする場合にあっては、2週間前)」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書(第18号様式)」に、「埼玉県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「教育委員会」の次に「又は埼玉県教育委員会」を加え、同項を同条第5項とする。

第17条の5第1項第4号を次のように改める。

- (4) 当該請求した職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして勤務時間等規則第6条第1項に規定する者に該当することとなった場合

第17条の6中「第20条の3第2項」を「第26条第2項」に改める。

第18条第1項中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第19条中「出張用務」を「、出張用務」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第20条中「氏名住所等」を「、氏名、住所等」に改める。

第21条第1項中「従事等」を「従事等を」に改める。

第22条第1項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第25条の見出しを「（その他）」に改め、同条を第26条とする。

第24条第1項中「委員会」を「教育委員会又は埼玉県教育委員会」に、「すべて」を「、全て」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会又は埼玉県教育委員会」に、「校長は必要」を「、校長は、必要」に改め、同条を第25条とする。

第23条第11号中「職員が」を「職員の」に改め、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（退職願）

第23条 職員は退職しようとするときは、原則として退職をしようとする日の3週間前までに、退職願（第34号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第1号様式から第4号様式まで、第6号様式、第8号様式から第10号様式まで及び第12号様式から第33号様式までを別記のように改める。

様式に別記の1様式を加える。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小・中学校職員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

戸田市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p><u>(この訓令の趣旨)</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 職員の服務に関しては<u>法令</u>、条例等に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(赴任)</p> <p>第4条 職員は<u>新たに採用され又は転勤を命ぜられたときは辞令又は通知を受けた日から7日以内に赴任しなければならない。</u></p> <p>2 職員が赴任したときは、着任届(第1号様式)をもって速やかに、校長にあっては<u>教育委員会にその他の職員にあっては校長にそれぞれ届け出なければならない。</u></p> <p>3 やむを得ない事情のため第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、赴任延期願(第2号様式)をもって<u>校長にあっては教育長にその他の職員にあっては校長にそれぞれその理由を具し赴任の延期を願い出てその承認を得なければならない。</u></p> <p>第5条 (略)</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 職員の服務に関しては、<u>法令</u>、条例等に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(赴任)</p> <p>第4条 職員は、<u>新たに採用され又は転勤を命ぜられたときは、辞令又は通知を受けた日から7日以内に赴任しなければならない。</u></p> <p>2 職員が赴任したときは、着任届(第1号様式)をもって速やかに、校長にあっては<u>戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>に、<u>その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</u></p> <p>3 やむを得ない事情のため第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、赴任延期願(第2号様式)をもって、<u>校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれその理由を具し赴任の延期を願い出てその承認を得なければならない。</u></p> <p>第5条 (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p>(履歴書の提出)</p> <p>第6条 職員は赴任後7日以内に所定の履歴書を<u>作製</u>して校長に提出しなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(履歴書の提出)</p> <p>第6条 職員は、<u>赴任後7日以内に所定の履歴書を作成</u>して校長に提出しなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(出校時刻及び退校時刻の記録)</u></p> <p>第7条の2 職員(勤務管理システム(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。))により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。))<u>を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。))は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより自ら記録しなければならない。</u></p> <p><u>2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。</u></p>
<p>(職務専念)</p> <p>第8条 職員は法律又は条例に特別の定めがある場合のほか、その勤務時間及び職務上の注意力の<u>すべて</u>をその職責遂行のためにのみ用いなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年条例第30号)に基づき、職務に専念する義務の免除について</p>	<p>(職務専念)</p> <p>第8条 職員は法律又は条例に特別の定めがある場合のほか、その勤務時間及び職務上の注意力の<u>全て</u>をその職責遂行のためにのみ用いなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年条例第30号)に基づき、職務に専念する義務の免除について</p>

改正前	改正後(案)
<p>て承認を受けようとするときは、職務専念義務免除願（第3号様式）をもって教育長に願い出なければならない。</p> <p><u>（退出）</u></p> <p>第9条 職員は<u>学校を退出しようとするときはその所管する施設設備文書その他の物品金銭等を遺漏なく収置しこれらの保全管理の措置をじゅうぶんに講じておかなければならない。</u></p> <p>（休暇）</p> <p>第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条に規定する年次休暇又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。）<u>第12条第1号本文に規定する休暇</u>（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、休暇届（第4号様式）をもって（年次休暇については休暇届簿（第5号様式）をもって）、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>2 職員が、県条例第15条に規定する特別休暇（<u>勤務時間等規則第12条第1項第1号本文に規定する休暇を除く。</u>）を受けようとするときは、休暇願（第6号様式）をもって校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い</p>	<p>て承認を受けようとするときは、職務専念義務免除願（第3号様式）をもって、<u>校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ</u>願い出なければならない。</p> <p><u>（退校）</u></p> <p>第9条 職員は、<u>退校しようとするときは、その所管する施設、設備、文書その他の物品、金銭等を遺漏なく収置し、これらの保全管理の措置を十分に講じておかなければならない。</u></p> <p>（休暇）</p> <p>第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条に規定する年次休暇又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。）<u>第12条第1項第1号本文に規定する休暇</u>（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、休暇届（第4号様式）をもって（年次休暇については休暇届簿（第5号様式）をもって）、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>2 職員が、県条例第15条に規定する特別休暇（<u>産前産後の休暇を除く。</u>）を受けようとするときは、休暇願（第6号様式）をもって校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内に</p>

改正前	改正後(案)
<p>出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため勤務時間等規則<u>第12条第1項第21号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による<u>願出</u>の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 職員が、勤務時間等規則<u>第12条第2号</u>又は<u>第3号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(欠勤)</p> <p>第11条 職員は、やむを得ない理由のため欠勤しようとするときは<u>欠勤届</u>(第12号様式)をもって<u>あらかじめ校長</u>にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長にそれぞれ届け出なければならない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(願出届出の特例)</u></p> <p>第13条 <u>前3条</u>に規定する願出又は届出が<u>病気災害</u>その他やむを<u>えない</u>事情のためあらかじめ願出又は届出ができない場合に</p>	<p>において全血献血をするため勤務時間等規則<u>第12条第1項第22号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による<u>願出</u>の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 職員が、勤務時間等規則<u>第12条第1項第2号</u>又は<u>第3号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(欠勤)</p> <p>第11条 職員は、やむを得ない理由のため欠勤しようとするときは、<u>欠勤届</u>(第12号様式)をもって、<u>あらかじめ、校長</u>にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長にそれぞれ届け出なければならない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(願出又は届出の特例)</u></p> <p>第13条 <u>第10条</u>又は<u>第11条</u>に規定する願出又は届出が、<u>病気、災害</u>その他やむを<u>得ない</u>事情のためあらかじめ願出又は届</p>

改正前	改正後(案)
<p>は<u>とりあえず適宜</u>の方法で連絡の上<u>事後すみやかに</u>書類をもって願出又は届出をすることができる。</p> <p>(事務の連絡引継)</p> <p>第14条 職員は<u>出張研修</u>、休暇、欠勤、遅刻又は早退等によって通常の勤務をしないときは<u>その期間職務</u>の渋滞又は支障をきたさないため<u>担当する授業その他の事務のうち必要と認められる事項についてあらかじめ校長</u>にあつては教頭に<u>その他の職員</u>にあつては校長又は校長の指名した職員に連絡し<u>若しくは引継い</u>でおこななければならない。</p> <p>(休職)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>前項第1号</u>の規定に該当し休職を願出しようとする職員は、休職願に埼玉県教育委員会のあらかじめ指定する1人以上の医師の診断書を添付しなければならない。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(病状報告)</p> <p>第17条 職員は<u>心身</u>の故障のため休職となったときは3月<u>毎</u>に医師の診断書を添えて<u>病状</u>を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(育児休業等)</p>	<p>出ができない場合には、<u>とりあえず適宜</u>の方法で連絡の上、<u>事後速やかに</u>書類をもって願出又は届出をすることができる。</p> <p>(事務の連絡引継)</p> <p>第14条 職員は、<u>出張、研修</u>、休暇、欠勤、遅刻又は早退等によって通常の勤務をしないときは、<u>その期間、職務</u>の渋滞又は支障をきたさないため、<u>担当する授業その他の事務のうち必要と認められる事項について、あらかじめ、校長</u>にあつては教頭に、<u>その他の職員</u>にあつては校長又は校長の指名した職員に連絡し、<u>若しくは引き継い</u>でおこななければならない。</p> <p>(休職)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>同項第1号</u>の規定に該当し休職を願出しようとする職員は、休職願に埼玉県教育委員会のあらかじめ指定する1人以上の医師の診断書を添付しなければならない。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(病状報告)</p> <p>第17条 職員は、<u>心身</u>の故障のため休職となったときは3月<u>ごと</u>に医師の診断書を添えて、<u>病状</u>を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(育児休業等)</p>

改正前	改正後(案)
<p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前までに、育児休業承認請求書(第15号様式)をもって埼玉県教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>職員は、育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ育児休業等計画書(第18号様式)を育児休業承認請求書とともに埼玉県教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>5 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、<u>育児休業等計画書を育児短時間勤務承認請求書とともに埼玉県教育委員会に提出しな</u></p>	<p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前<u>(当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、2週間前)</u>までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前<u>(当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。))</u>の期間を延長しようとする場合に<u>あっては、2週間前</u>までに、育児休業承認請求書(第15号様式)をもって埼玉県教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、<u>育児短時間勤務計画書(第18号様式)を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>ればならない。</p> <p>6 職員は、第1項から第3項までの請求に係り、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>第17条の3・第17条の4 (略)</p> <p>(育児又は介護の状況変更届)</p> <p>第17条の5 前条第1項の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届(第21号様式)をもって校長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子又は要介護者を常態として介護することができる当該要介護者と同居する親族として勤務時間等規則第6条第1項に規定する者がいることとなった場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(大学院修学休業)</p> <p>第17条の6 教諭、養護教諭又は講師は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) <u>第20条の3第2項</u>の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書(第22号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>に提出しなければならない。</p> <p>5 職員は、第1項から第3項までの請求に係り、<u>教育委員会又は埼玉県教育委員会</u>の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>第17条の3・第17条の4 (略)</p> <p>(育児又は介護の状況変更届)</p> <p>第17条の5 前条第1項の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届(第21号様式)をもって校長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該請求した職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして勤務時間等規則第6条第1項に規定する者に該当することとなった場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(大学院修学休業)</p> <p>第17条の6 教諭、養護教諭又は講師は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) <u>第26条第2項</u>の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書(第22号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後(案)
<p>い。</p> <p>第17条の7～第17条の13 (略)</p> <p>(研修)</p> <p>第18条 職員は、教育公務員特例法第20条第2項の規定により勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、研修承認願(第28号様式)を校長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(復命)</p> <p>第19条 職員は出張用務を終えて帰着したときはすみやかに校長に復命しなければならない。</p> <p>(氏名住所等の変更)</p> <p>第20条 職員は氏名住所等を変更したときは氏名(住所)変更届(第30号様式)をもって速やかに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(兼職及び他の事業等への従事等)</p> <p>第21条 職員は教育に関する他の職を兼ね、若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするときは、兼職(業)承認(許可)願(第31号様式)をもって教育委員会に願い出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(専従許可)</p>	<p>第17条の7～第17条の13 (略)</p> <p>(研修)</p> <p>第18条 職員は、教育公務員特例法第22条第2項の規定により勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、研修承認願(第28号様式)を校長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(復命)</p> <p>第19条 職員は、出張用務を終えて帰着したときは速やかに校長に復命しなければならない。</p> <p>(氏名住所等の変更)</p> <p>第20条 職員は、氏名、住所等を変更したときは氏名(住所)変更届(第30号様式)をもって速やかに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(兼職及び他の事業等への従事等)</p> <p>第21条 職員は教育に関する他の職を兼ね、若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするときは、兼職(業)承認(許可)願(第31号様式)をもって教育委員会に願い出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(専従許可)</p>

改正前	改正後(案)
<p>第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として、当該職員団体の業務に専ら従事するため、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、専従許可願(第33号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の許可を受けた職員は、地方公務員法第55条の2第4項に規定する事由が生じた場合は、その旨を<u>すみやかに</u>書面で教育委員会及び埼玉県教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(校務報告)</p> <p><u>第23条</u> 校長は次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>職員が</u>赴任が10日以上に延期されたとき。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(書類の経由及び副申)</p> <p><u>第24条</u> 職員が<u>委員会</u>に提出する書類は<u>すべて</u>校長を経由しなければならない。</p>	<p>第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として、当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、専従許可願(第33号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた職員は、地方公務員法第55条の2第4項に規定する事由が生じた場合は、その旨を<u>速やかに</u>書面で教育委員会及び埼玉県教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(退職願)</p> <p><u>第23条</u> 職員は退職しようとするときは、原則として退職しようとする日の3週間前までに、<u>退職願(第34号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(校務報告)</p> <p><u>第24条</u> 校長は次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>職員の</u>赴任が10日以上に延期されたとき。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(書類の経由及び副申)</p> <p><u>第25条</u> 職員が<u>教育委員会又は埼玉県教育委員会</u>に提出する書類は、<u>全て</u>校長を経由しなければならない。</p>

改正前	改正後(案)
<p>2 所属職員が<u>委員会</u>に提出する書類には<u>校長は必要</u>に応じ副申して進達しなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>様式 (略)</p>	<p>2 所属職員が<u>教育委員会又は埼玉県教育委員会</u>に提出する書類には、<u>校長は、必要</u>に応じ副申して進達しなければならない。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この訓令は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小・中学校職員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。</u></p> <p>様式 (略)</p>

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

1 改正内容

別添「戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）」及び「戸田市立図書館条例施行規則新旧対照表」のとおり

2 改正理由

(1) 第9条関係（貸出券）

第7項について、図書館では、利用者登録情報の正確な把握のため、貸出券の有効期間を1年間とし、有効期間満了時に証明書の提示により氏名・住所の確認を行い、更新を行っている。現行の施行規則では、更新手続きは「有効期間満了の日の前月の初日から有効期間満了の日の属する月の末日までの間に申請する」とし、この期間を過ぎた場合は更新ではなく再登録扱いとなり、再度登録手続きを行うため、事務が煩雑になっている。今般、更新手続きの期限は変えないものの、「やむを得ない事情により当該期間中に更新することが困難な場合は、当該期間の満了後5年を経過する日までの間に申請することができる」とすることにより、有効期間満了から日にちが経ってしまった場合でも、証明書の提示のみで更新手続きが行えるよう、手続きの簡素化のため改正する。

第9項については、第7項の改正に合わせ、更新を受けた場合の貸出券の有効期間について当該更新の決定をした日から1年を経過する日とする。

第10項については、現行の規則に貸出券について無効の規定が無いため、追加する。

(2) 第10条関係（貸出数量及び貸出期間）

第10条第2項について、個人に対する図書資料及び視聴覚資料の貸出数量を「10点以内」から「30点（このうち視聴覚資料は10点）以内」とする。

図書館では図書資料及び視聴覚資料の予約点数を30点以内としており、「予約点数と貸出点数を同じにして欲しい」という利用者からの要望に応えるため、また、貸出上限を引き上げることで個人貸出数を増やし、図書館資料の利用促進を図るために実施する。

なお、図書館が所蔵する視聴覚資料が6,700点程度と少ないため、視聴覚資料については引き続き10点以内とした。

また、併せて「団体等」の利用について、DVD・ビデオテープの貸出しを廃止

する。

著作権法第38条第5項により、公立図書館が映画の著作物（映画以外の映像作品も含む）の貸出しをするには、権利者に対して相当な額の補償金を支払わなければならない。そのため、図書館では、あらかじめ補償金処理がされているソフトをメーカーから購入している。ソフトによって「個人貸出可」、「個人・団体貸出可」、「購入施設内のみでの上映権付き」など、利用可能な範囲が異なり、その範囲が広いほど値段が高く、また、対象となるソフトの数が少なくなる。そのため、図書館では、多くの方に利用していただくため、比較的安価で種類の多い、個人貸出用の補償金処理済ソフトを購入するようにしている。これを団体の利用者に貸出することは著作権上問題があるため、今回、団体利用者を貸出対象から外すこととする。

(3)第34条関係（指定管理者による管理）

第9条の項追加に合わせ、改める。

(4)様式の変更

・第1号様式

記入しやすいように様式のサイズを拡大するのに合わせ、事務用文言の追加等の語句の修正を行う。

・第2号様式

貸出券（裏面）の下戸田南分室の所在地について施設名の変更により「障害者福祉会館3階」を「心身障害者福祉センター3階」に改める。

3 施行期日 令和5年1月1日

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第7項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情により当該期間中に更新することが困難な場合は、当該期間の満了後5年を経過する日までの間に申請することができる。

第9条に次の2項を加える。

9 第6項の規定にかかわらず、第7項ただし書の規定による申請により更新された貸出券の有効期限は、当該更新の決定をした日から1年を経過する日とする。

10 教育委員会は、貸出券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出券を無効とすることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 前条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) その他教育委員会が必要と認めるとき

第10条第1項の表個人の項中「10点」を「30点（このうち視聴覚資料は10点）」に改め、同表団体等の項中「視聴覚資料」を「CD・カセットテープ」に改める。

第34条中「及び第8項」を「、第8項及び第10項各号列記以外の部分」に改める。

第1号様式及び第2号様式を別記のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の戸田市立図書館条例施行規則第10条の規定は、施行日以後に館外利用を開始した図書館資料について適用し、施行日前に館外利用を開始した図書館資料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立図書館条例施行規則に規定する様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

戸田市立図書館条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p>第1条～第8条（略） （貸出券）</p> <p>第9条（略） 2～6（略）</p> <p>7 前項の規定による更新は、有効期間満了の日の前月の初日から有効期間満了の日の属する月の末日までの間に申請するものとする。</p> <p>8（略）</p> <p>（貸出数量及び貸出期間）</p> <p>第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>第1条～第8条（略） （貸出券）</p> <p>第9条（略） 2～6（略）</p> <p>7 前項の規定による更新は、有効期間満了の日の前月の初日から有効期間満了の日の属する月の末日までの間に申請するものとする。<u>ただし、やむを得ない事情により当該期間中に更新することが困難な場合は、当該期間の満了後5年を経過する日までの間に申請することができる。</u></p> <p>8（略）</p> <p><u>9 第6項の規定にかかわらず、第7項ただし書の規定による申請により更新された貸出券の有効期限は、当該更新の決定をした日から1年を経過する日とする。</u></p> <p><u>10 教育委員会は、貸出券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出券を無効とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 前条に規定する要件に該当しなくなったとき。</u></p> <p><u>(3) その他教育委員会が必要と認めるとき</u></p> <p>（貸出数量及び貸出期間）</p> <p>第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。</p>

改正前				改正後（案）			
区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間	区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間
個人	図書資料及び視聴覚資料	10点以内	15日以内	個人	図書資料及び視聴覚資料	30点(このうち視聴覚資料は10点)以内	15日以内
団体等	(略)	(略)	(略)	団体等	(略)	(略)	(略)
	視聴覚資料	10点以内	15日以内		CD・カセットテープ	10点以内	15日以内

<p>2 (略)</p> <p>第10条の2～第33条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第34条 第4条から第10条まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第4項及び第8項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする</p>	<p>2 (略)</p> <p>第10条の2～第33条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第34条 第4条から第10条まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第4項、第8項及び第10項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管</p>
--	---

改正前	改正後（案）
<p>る。</p> <p>第35条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>理者が別に定めるものとする。</p> <p>第35条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の戸田市立図書館条例施行規則第10条の規定は、施行日以後に館外利用を開始した図書館資料について適用し、施行日前に館外利用を開始した図書館資料については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立図書館条例施行規則に規定する様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。</u></p>

改正前

第1号様式(第9条関係)

としょかんしりょうかしだしもうしこみしよ 図書館資料貸出申込書		ふとわく なか きにゆう 太枠の中を記入してください。		Please fill out thick frame form.	
Application Form for Library Card		年	月	日	登録館
フリガナ なまえ 名前 Name		生年月日 うまれたひ Date of birth			
じゅうしょ 住所 Address		年 月 日			
〒 — (マンション・アパート名、室号数も記入してください。)					
電話でんわ Telephone	- -	在住等 コード	1在住	2在勤	
携帯けいたい Cell phone(本人・家族)	- -		3在学	4広域	
がっこうめい きんむさき 学校名・勤務先 School/Office name (live in other city)	電話 Telephone	-	-		
(この欄は市外在住の方のみ記入してください)					
上記のとおり申し込みます。 (宛先) 戸田市教育委員会		入力	/	確認	/
この個人情報、貸出券の発行、資料利用等の諸連絡及び統計以外の目的には使用しません。 This personal information is used only for purposes to issue library cards, to contact for using materials, and to keep statistics of users.					

改正後 (案)

第1号様式(第9条関係)

新規/再発行/変更		としょかんしりょう かしだしもうしこみしよ 図書館資料貸出申込書		ふとわく なか きにゆう 太枠の中を記入してください。		Please fill out thick frame form.	
Application Form for Library Card		年	月	日	登録館		
フリガナ なまえ 名前 Name		生年月日 うまれたひ Date of birth					
じゅうしょ 住所 Address		年 月 日					
〒 — (マンション・アパート名、室号数も記入してください。)							
電話でんわ Telephone	- -	在住等 コード	1在住	2在勤			
携帯けいたい Cell phone(本人・家族)	- -		3在学	4広域			
がっこうめい きんむさき 学校名・勤務先 School/Office name (live in other city)	電話 <u>でんわ</u> Telephone	-	-				
(下の欄は在勤/在学で登録する方のみ記入してください)							
上記のとおり申し込みます。 (宛先) 戸田市教育委員会		入力	/	確認	/		
この個人情報、貸出券の発行、資料利用等の諸連絡及び統計以外の目的には使用しません。 This personal information is used only for purposes to issue library cards, to contact for using materials, and to keep statistics of users.							

改正前

第2号様式(第9条関係)

(表)



(裏)

- この券は、戸田市立図書館全館共通で使えます。ただし、団体については中央図書館のみです。
- この券を他人に貸したり、譲り渡さないでください。
- この券を無くしたとき、又は氏名、住所、電話番号などに変更があったときは、速やかに連絡してください。

中央図書館	戸田市大字新曽1707番地 電話
上戸田分館	戸田市上戸田2丁目21番1号 (上戸田地域交流センター2階) 電話
下戸田分室	戸田市下前1丁目2番20号 (東部福祉センター1階) 電話
美笹分室	戸田市美女木5丁目2番地の16 (西部福祉センター2階) 電話
下戸田南分室	戸田市川岸2丁目4番8号 (障害者福祉会館3階) 電話
戸田公園駅前配本所	戸田市本町4丁目11番15号 (戸田公園駅前行政センター2階) 電話

改正後(案)

第2号様式(第9条関係)

(表)



(裏)

- この券は、戸田市立図書館全館共通で使えます。ただし、団体については中央図書館のみです。
- この券を他人に貸したり、譲り渡さないでください。
- この券を無くしたとき、又は氏名、住所、電話番号などに変更があったときは、速やかに連絡してください。

中央図書館	戸田市大字新曽1707番地 電話
上戸田分館	戸田市上戸田2丁目21番1号 (上戸田地域交流センター2階) 電話
下戸田分室	戸田市下前1丁目2番20号 (東部福祉センター1階) 電話
美笹分室	戸田市美女木5丁目2番地の16 (西部福祉センター2階) 電話
下戸田南分室	戸田市川岸2丁目4番8号 (心身障害者福祉センター3階) 電話
戸田公園駅前配本所	戸田市本町4丁目11番15号 (戸田公園駅前行政センター2階) 電話

第3号様式～第11号様式 (略)

第3号様式～第11号様式 (略)

参考資料1

貸出数と予約数の上限に関する近隣自治体の状況（2022年11月現在）

自治体名	図書・雑誌 ・紙芝居 貸出数上限	視聴覚資料 貸出数上限	貸出日数	予約数上限	備考
戸田市	10点	左に含む	15日間	30点	
さいたま市	30点	左に含む	14日間	30点	
川口市	20点	CD・DVD 5点	2週間	図書20点 視聴覚 5点	
蕨市	図書・雑誌 5点 紙芝居 4点	CD・カセット 4点 DVD 3点	2週間	各貸出上限 数まで	
草加市	10点	2点	15日間	各貸出上限 数まで	
朝霞市	10点	3点	3週間 (CD・DVD は2週間)	図書30点 視聴覚3点	
和光市	15点	3点	2週間	20点 (内、視聴覚 資料3点ま で)	
北区	30点	CD10点 DVD1点	2週間 (DVDは 1週間)	各貸出上限 数まで	
板橋区	本・雑誌 20点 紙芝居 3点	CD・カセット 5点 (中学生以上 のみ)	2週間	本・雑誌 10点 紙芝居3点 CD・カセット 5点	

貸出数の上限が予約数上限と同じまたは予約数上限より多い 7市区

貸出数の上限が予約数上限より少ない

3市(戸田・朝霞・和光)

令和3年度 市町村図書館活動調査結果一覧

令和4年8月19日現在

参考資料2

出典:『令和4年度 埼玉の公立図書館』(編集・発行 埼玉県図書館協会 2022)

小鹿野町	382
ときがわ町	345
秩父市	339
三芳町	319
宮代町	318
幸手市	313
寄居町	281
川島町	280
小川町	267
新座市	259
越生町	255
北本市	254
志木市	242
朝霞市	232
毛呂山町	231
鴻巣市	217
鶴ヶ島市	206
蕨市	200
久喜市	196
東松山市	195
杉戸町	194
和光市	190
鳩山町	188
狭山市	187
越谷市	185
伊奈町	182
本庄市	170
吉川市	166
美里町	165
嵐山町	165
富士見市	164
吉見町	159
ふじみ野市	156
上里町	154
神川町	147
川口市	145
羽生市	143
桶川市	140
日高市	139
戸田市	121
行田市	135
加須市	135
横瀬町	133
坂戸市	130
飯能市	126
三郷市	123
熊谷市	121
所沢市	121
八潮市	111
上尾市	107
滑川町	100
草加市	100
蓮田市	100
入間市	95
深谷市	90
春日部市	88
さいたま市	77
白岡市	77
東秩父村	72
皆野町	66
川越市	30
松伏町	27
長瀨町	15
川島町	5,302
上里町	4,644
白岡市	4,062
小鹿野町	3,994
滑川町	3,836
ときがわ町	3,563
嵐山町	2,918
吉見町	2,840
越生町	2,766
神川町	1,927
美里町	1,796
横瀬町	1,038
松伏町	750
皆野町	598
長瀨町	594
東秩父村	186

ときがわ町	11.08
小川町	10.12
鳩山町	9.19
宮代町	7.89
越生町	7.60
秩父市	6.95
毛呂山町	6.85
三芳町	6.83
鶴ヶ島市	6.73
小鹿野町	6.52
横瀬町	6.37
川島町	6.19
寄居町	6.06
東秩父村	5.88
吉川市	5.85
嵐山町	5.73
吉見町	5.52
滑川町	5.50
加須市	5.29
ふじみ野市	5.02
杉戸町	4.63
東松山市	4.60
狭山市	4.45
美里町	4.28
志木市	4.02
行田市	3.99
飯能市	3.96
入間市	3.86
幸手市	3.86
蓮田市	3.83
富士見市	3.71
鴻巣市	3.70
朝霞市	3.67
上里町	3.66
日高市	3.57
羽生市	3.42
三郷市	3.28
久喜市	3.24
桶川市	3.23
戸田市	3.22
坂戸市	3.21
春日部市	3.12
深谷市	3.06
八潮市	3.03
本庄市	3.02
所沢市	2.94
白岡市	2.85
神川町	2.84
皆野町	2.77
和光市	2.73
北本市	2.71
伊奈町	2.69
さいたま市	2.68
新座市	2.57
蕨市	2.54
上尾市	2.47
川越市	2.34
草加市	2.33
熊谷市	2.25
川口市	2.22
長瀨町	2.05
越谷市	1.98
松伏町	1.48
ときがわ町	114,436
上里町	110,241
滑川町	109,638
嵐山町	101,384
吉見町	98,377
越生町	82,345
小鹿野町	68,098
横瀬町	49,591
美里町	46,639
松伏町	41,117
神川町	37,184
皆野町	25,137
東秩父村	15,210
長瀨町	13,618

さいたま市	9,229,213	宮代町	7.69
川口市	2,691,571	白岡市	7.65
所沢市	1,483,698	ふじみ野市	7.45
越谷市	1,440,236	寄居町	7.34
川越市	1,348,224	さいたま市	6.91
上尾市	1,086,964	鳩山町	6.30
ふじみ野市	842,951	東松山市	6.25
春日部市	842,131	吉川市	6.09
草加市	785,805	桶川市	6.08
三郷市	727,851	小川町	5.91
久喜市	726,977	志木市	5.85
新座市	710,164	毛呂山町	5.74
熊谷市	705,604	鴻巣市	5.51
朝霞市	702,717	富士見市	5.39
狭山市	690,250	蓮田市	5.30
入間市	657,114	北本市	5.19
鴻巣市	640,877	三郷市	5.12
富士見市	606,493	日高市	5.00
東松山市	574,280	朝霞市	4.95
さいたま市	564,669	久喜市	4.88
深谷市	469,552	飯能市	4.87
加須市	462,217	杉戸町	4.85
桶川市	451,385	鶴ヶ島市	4.78
志木市	440,138	上尾市	4.77
吉川市	437,479	狭山市	4.66
白岡市	401,566	入間市	4.550
飯能市	387,950	川口市	4.548
三芳町	370,337	幸手市	4.3792
和光市	360,857	蕨市	4.3544
北本市	337,007	行田市	4.354
行田市	336,665	和光市	4.35
鶴ヶ島市	335,277	所沢市	4.34
蓮田市	325,540	新座市	4.29
蕨市	321,828	越谷市	4.22
坂戸市	299,133	加須市	4.18
八潮市	275,329	滑川町	4.10
日高市	269,763	羽生市	4.09
宮代町	261,098	戸田市	3.99
本庄市	256,602	越生町	3.91
寄居町	233,437	川越市	3.81
幸手市	215,856	春日部市	3.68
羽生市	214,627	越谷市	3.67
杉戸町	210,975	嵐山町	3.58
毛呂山町	200,441	ときがわ町	3.48
秩父市	198,870	秩父市	3.415
小川町	164,335	伊奈町	3.352
伊奈町	150,712	深谷市	3.35
上里町	100,279	上里町	3.33
鳩山町	83,942	本庄市	3.28
滑川町	81,721	草加市	3.16
嵐山町	63,341	川島町	3.13
川島町	59,251	吉見町	3.07
吉見町	54,667	坂戸市	3.01
越生町	42,409	八潮市	2.96
ときがわ町	35,918	小鹿野町	2.85
小鹿野町	29,831	横瀬町	2.53
松伏町	23,299	美里町	1.64
横瀬町	19,708	神川町	0.96
美里町	17,858	松伏町	0.84
神川町	12,491	皆野町	0.79
皆野町	7,180	東秩父村	0.60
長瀨町	1,818	長瀨町	0.27
東秩父村	1,539		

◆各項目のデータは「令和4年度埼玉の公立図書館調査」による。◆算出基礎となる人口は埼玉県総務部統計課編『月刊統計資料』(令和4年4月1日現在の「埼玉県の推計人口」)による。
 ◆「県内平均」のうち、市町村数を分母として算出する項目は、県内市町村数(63)を分母として算出した。
 ◆「図書館入費」は令和3年度決算見込額に基づいた(確定額ではないので留意されたい)。◆「図書館入費」は電子書籍の費用を含む。◆「貸出冊数」のデータに団体貸出は含まれていない。
 ◆近隣自治体住民への貸出を含めて「貸出冊数」を計上しているため、「人口1人当たりの貸出冊数」の項目の数値は、各自治体の厳密な人口比となっていないので留意されたい。

○著作権法（抜粋）

（昭和四十五年五月六日）

（法律第四十八号）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。

3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。）が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の特別整理期間
並びに図書館システム更新に伴う休館について

- 1 戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の令和5年度特別整理期間に伴う休館について

(1) 特別整理の期間等

施設名	期 間	日数
中央図書館及び郷土博物館	令和5年9月11日(月)～9月16日(土) ただし、9月11日(月)は第2月曜日のため通常休館	5日間
上戸田分館	令和5年10月2日(月)～10月4日(水)	3日間
下戸田分室	令和5年9月14日(木)～9月15日(金)	2日間
美笹分室	令和5年9月14日(木)～9月15日(金)	2日間
下戸田南分室	令和5年9月19日(火)～9月20日(水) ただし、9月19日(火)は第3火曜日のため通常休館	2日間

(2) 理 由

戸田市立図書館では、戸田市立図書館条例第6条に基づき、令和5年度の特別整理（蔵書点検等）を実施するため休館します。

また、郷土博物館では、中央図書館の特別整理期間に合わせて、戸田市立郷土博物館条例第6条に基づき、特別整理（収蔵庫の清掃及び資料の点検・整理等）を実施するため、休館します。

< 参 考 >

◎戸田市立図書館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更し、又は定めることができる。

区分	休館日
戸田市立中央図書館、戸田市立図	(1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月

<p>書館下戸田分室及び戸田市立図書館美笹分室</p>	<p>曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。以下同じ。）</p> <p>(4) <u>特別整理期間（毎年1回15日以内で教育委員会が定める日。以下同じ。）</u></p>
<p>戸田市立図書館上戸田分館</p>	<p>(1) 毎月の第3月曜日（その日が休日である場合を除く。）</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日</p> <p>(4) <u>特別整理期間</u></p>
<p>戸田市立図書館下戸田南分室</p>	<p>(1) 毎月の第1火曜日、第3火曜日及び第5火曜日（その日が休日である場合を除く。）</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日</p> <p>(4) <u>特別整理期間</u></p>
<p>戸田市立図書館戸田公園駅前配本所</p>	<p>(1) 戸田市行政センター条例（平成22年条例第1号）第7条の表アの項に規定する戸田市戸田公園駅前出張所の休所日</p> <p>(2) <u>特別整理期間</u></p>

◎戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」と

いう。)である場合を除く。

- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。
- (4) 特別整理期間(毎年1回15日以内)
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

2 戸田市立図書館システム更新に伴う臨時休館について

- (1) 実施期間 令和6年2月13日(火)から2月29日(木)まで
- (2) 実施施設 戸田市立図書館(中央図書館、上戸田分館、下戸田分室、美笹分室、下戸田南分室及び戸田公園駅前配本所)
- (3) 実施理由 戸田市立図書館では令和6年3月より図書館システムを更新する。更新作業においては、新システムへのデータ移行や機器の入替等、システムの停止を伴う作業が生じるため、開館しながらの更新準備は困難である。また、システム移行を円滑に行うためには、スタッフの研修、設置後の動作確認等に十分な日程の確保が必要となるため、上記日程で実施したい。
- (4) 作業内容 機器の入れ替え、データ移行等システムを停止しての作業、全スタッフによる新システムの操作研修、動作確認のほか、通常の休館日では実施できない書架の移動等
- (5) 周知方法
- ・広報戸田市2月号
 - ・館内ポスター掲示、チラシ配布
 - ・図書館ホームページ掲載
 - ・Facebook(フェイスブック)等ソーシャルメディア

参考資料

◎戸田市立図書館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更し、又は定めることができる。

1月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	小学校後期後半・中学校3学期開始				
11	水					
12	木	◎ 笹目東小学校訪問				教育政策室
13	金	第4回戸田市難聴言語通級指導教室入級支援委員会	難聴言語通級指導教室の入級に関する会議	15:30～16:30	教育センター	教育政策室
14	土					
15	日					
16	月	◎ 美女木小学校訪問				教育政策室
17	火	第5回戸田市就学支援委員会	就学に関する会議	14:00～16:30	教育センター	教育政策室
18	水	◎ 戸田南小学校訪問				教育政策室
19	木	◎ 定例教育委員会		9:30～	教育委員室	教育総務課
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	◎ 戸田第一小学校研究発表会		午後	オンライン	教育政策室
25	水	◎ 笹目東小学校研究発表会		午後	オンライン	教育政策室
26	木	◎ 新曽北小学校訪問				教育政策室
27	金	◎ 喜沢中学校研究発表会		午後	オンライン	教育政策室
28	土					
29	日					
30	月					
31	火	第2回いじめ問題対策連絡協議会		10:00～11:00	戸田市役所5階企画会議室	教育政策室
		◎ 戸田第二小学校研究発表会		午後	オンライン	教育政策室

1月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	◎ 戸田市教育フェスティバル	メディアリテラシーに関する講演会	14:15～16:30	オンライン	教育政策室
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金	美谷本小学校開校記念日				
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土	◎ 戸田市児童生徒プレゼンテーション大会			文化会館(予定)	教育政策室
29	日					
30	月					
31	火					

1月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	日					
2	月					
3	火					
4	水	図書館の福袋 1/4(水)～1/15(日) ※無くなり次第終了となります。	どんな本が入っているかは開けてからのお楽しみ。図書館の窓口にて貸出しの手続きをお願いします。		上戸田分館	生涯学習課
5	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
5	木	図書館スタッフおすすめ本福袋 1/5(木)～1/15(日) ※無くなり次第終了となります。	図書館スタッフのおすすめする本をご用意しました。、窓口にて貸出しのお手続きをお願いします。		中央図書館	生涯学習課
6	金	ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
6	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
7	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
8	日	大人のバルシアター	上映作品「綾小路きみまろ 爆笑！エキサイトライブ2」	13:30～14:30	あいパル3階 ホール	生涯学習課
8	日	バルシアターと かみとだおはなし会	上映作品「トムとジェリー2」 3歳児～小学校低学年向けの絵本の読み聞かせ、おはなしなど。	14:40～15:40	あいパル3階 ホール	生涯学習課
9	月					
10	火	がん予防の新12か条	食生活・運動・喫煙・飲酒など、がんを予防するための講座	10:00～11:00	あいパル3階 ホール	生涯学習課
11	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
12	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
13	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
14	土	【市民大学講座】家庭教育学 級 人権講演会	叩かない子育て	14:00～15:30	市役所5階 大会議室	生涯学習課
14	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	土	子供映画会	「スーパーマン」(42分)	10:30～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
15	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課
15	日	かみとだおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなし、折り紙工作など	13:30～14:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
15	日	【市民大学認定講座】 彩湖周辺の野鳥観察④	彩湖周辺を徒歩で巡り野鳥を解説付きで観察する	10:00～12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
16	月					
17	火	【市民大学認定講座】 茶道講座	茶道(裏千家)を初歩から学ぶ (1回目:全5回)	10:00～12:00	新曽公民館	生涯学習課
18	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
19	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
20	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
21	土	【市民大学講座】市民企画講座	家族で取り組む産後ケア	10:00～12:00	あいパル3階 ホール	生涯学習課
21	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
21	土	子ども講座② 子どもバレエ ストレッチ教室	楽しいバレエストレッチにより、成長期の筋肉や骨格を整える。(4回目:全5回)	11:00～12:00	下戸田公民館	生涯学習課

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
22	日	親子でオリエンテーリング	センター周辺の自然を楽しみながら親子で協力してオリエンテーリングをする	10:00~12:00	彩湖自然学習センター	生涯学習課
23	月					
24	火	【市民大学認定講座】 茶道講座	茶道(裏千家)を初歩から学ぶ (2回目:全5回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課
24	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30~11:30	下戸田公民館	生涯学習課
25	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30~16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
26	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00~12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
27	金	みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができる。	10:30~11:30	あいパル2階 和室	生涯学習課
28	土	おはなしの部屋	昔話などの語り	15:30~16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
28	土	【託児付き子育て支援イベント】 絵本の楽しみ方選び方 絵本のお悩みスルッと解決!	前半は、絵本の楽しみ方選び方の講座 後半は、ワークショップ	10:30~12:00	中央図書館 視聴覚室 ※託児は3F講座室	生涯学習課
28	土	おうちで絵本ひろば	図書館職員による絵本の選び方や絵本による子育てについての話 ※おはなし会ではありません	10:30~11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
28	土	【市民大学認定講座】 星空観察会:冬の星空	星のソムリエの解説を聞きながら彩湖からの星空を楽しむ	17:30~19:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
29	日	第5回こども自然クラブ	自然とふれあいながら生きもののすばらしさや面白さを知る	10:00~12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
30	月					
24	火	【市民大学認定講座】 茶道講座	茶道(裏千家)を初歩から学ぶ (3回目:全5回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課

教育データの利活用に関するガイドライン（案） 概要①

議案第34号

- 教育総合データベースの構築・運用に当たっては、個人情報を利用することになることから、住民に対して「何のためのデータ連携なのか」等について、丁寧に考え方を説明し、理解を得る必要。
- このため、教育データの利活用に関するガイドライン（案）を、教育政策シンクタンク アドバイザリーボードで外部有識者の御知見・御意見もいただきながら策定。国の最新の動向も参考として策定しているが、実証事業その他の教育データ利活用に係る具体的な事例の成果・課題等を踏まえつつ、必要な場合には、適宜見直し。

（※）基本的な方針に係ることについては教育データの利活用全般に、具体的措置に関するものは教育総合データベースに、それぞれ主として適用されることを想定。

教育データ利活用の基本的な方針

①教育は技術に優先する

データベースをはじめとしたデータ利活用の目的は、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現。データは必ずしも万能なものではなく、「データ化する必要のないもの」「データで測れていないもの」が存在することを常に認識し、「手段」であるデータ利活用が「目的」化しないようにする必要

②差別的取扱いの禁止等

教育データの利活用により、例えば、特別支援学級や通級による指導の対象とすべき者を恣意的に選別したり、いじめっ子を予測するなど、児童生徒個々人のふり分けを行ったり、差別的な取扱いや不適正な利用につながることを防ぐ。本人や保護者の望まない形で行われることによって、個人が権利利益の侵害を受けることを防ぐ必要

③内心の自由の保障等

教育データの利活用により、本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することがないようにする。行動の細部まで把握され、逐一監視されるような教育環境に置かれるとすれば自由の制約になる可能性もあり、留意する必要

④教育の機会均等と水準の維持向上

教育の機会均等と水準の維持向上に資する目的で利活用し、成績等の序列化や一面的な評価につながることを防ぐ。何よりも学習者である児童生徒が受益者となるよう、各主体が連携して取り組んでいく必要

教育データの利活用に関するガイドライン（案） 概要②

教育データ利活用に際しての具体的措置

データガバナンス体制の確立 …… **主体ごとの適切な役割分担**の下、**相互に連携・協力**して実証事業に取り組む

1. 総括管理主体 データガバナンス体制の**中核的**な役割。データ連携の目的の設定、データ項目の**必要最小限性の担保**、**個人情報保護**措置の実施、**委託先の監督**等
2. 保有・管理主体 データを扱う**担当者・責任者**の明確化。元の利用目的分野を超えてデータを提供する**必要性**、**取得・提供方法**等を総括管理主体とともに整理
3. 分析主体 **傾向を分析**し、**判定ロジックやアルゴリズム**についてまとめる。単体で個人を識別できる記述等を削除するなど、情報の適正な取扱いの確保を図る
4. 活用主体 困難な状況にあると判断した子供の**アセスメント**を行い、**プッシュ型支援**等を実施。**支援状況の継続的な記録**や**支援策の有効性の評価**を行う

安全管理措置 …… 個人情報保護法令や戸田市情報セキュリティポリシー等の関係法令に則り、**個人情報等の安全管理**のための必要かつ適切な措置を講ずる

1. 組織的 **管理責任者**や個人情報等を扱う担当者を指定。漏えい等の事案が発生した場合の**報告体制**を明確化するとともに、定期的に取り扱状況を把握
2. 人的 **高い規範意識**が必要。職員全般に対する教育・研修とは別途、**データベースの管理・運用・セキュリティ対策等に関する研修**を関係職員に対して実施
3. 物理的 **立ち入り権限**の制限、**入退室記録**による監視、外部媒体の**持ち込み制限**。**事業者**に対しても適切な措置を依頼し、必要に応じ**モニタリング**を行う
4. 技術的 職種や所属等に応じた**アクセスコントロール**。アクセスログ機能をDBに実装。出力データの**持ち出しを制限**し、**不要データ**は廃棄・削除を適切に行う

関係者に対する丁寧な説明等 …… 児童生徒を全て対象とすることや機微性の高い情報も含まれることから、**丁寧な説明**を尽くし、**理解の醸成**を図る

1. 利用目的の丁寧な説明 **改正個人情報保護法**を踏まえて、児童生徒本人や保護者に対する丁寧な説明を尽くす。国の検討状況も踏まえ、庁内関係部局と連携しつつ、整理
2. 学校現場にデータ利活用文化を醸成 **データ利活用の視点**(目的、範囲、粒度、鮮度、文化)と併せ、学校訪問等で**利活用を支援**。今後、**アンバサダー(仮称)**等を通じた伴走型支援
3. 市民・世論の理解醸成 アドバイザリーボード等を通じ、DBに係る検討内容やプロセスについて**幅広く世間に公開**。デジタル化やデータ連携の利点を**分かりやすく情報発信**
4. 開示請求等の対応 分析結果に対し自己開示請求があった場合、条例に基づき、**本人の権利利益擁護に最善**の措置は何かという視点も踏まえ、慎重かつ個別具体的に判断

データベースの構築・運用の在り方 …… 教育関係者も容易に理解・活用できる**UIの構築**、行政文書の**適切な記録・保管**と**ビッグデータ**としての利活用

1. ユースケース 具体的な活用イメージから当面想定されるユースケースを設定（**児童生徒ダッシュボード**、**不登校発現リスク判定**、**学校カルテ**等）
2. 実装すべき機能 DBの根幹を成す**ダッシュボード機能**、プッシュ型支援に必要な**アラート機能**を含め、最終的に実装すべき機能を整理（可能なものから随時実装）
3. 対象年度 当面の作業としては、**直近のデータ2年度分**を優先。優先順位を定めつつ、随時、それ以前の年度に遡ってデータリストを整備することも検討
4. 保存期間 **法令や市の規程**に基づいて管理。分析結果等はDBに固有の情報であり、規程等を考慮すると**5年を基本としつつ個別具体的に検討**することが適当
5. 卒業等に際しての取扱い **政策目的上不要**になった段階で個人情報としては削除・廃棄。氏名等の**単体で個人を識別できる記述を削除**した情報としての蓄積方策も今後検討
6. DBの活用 **データフォーマットや標準化手法**の公開。学術研究機関等とは**単体で個人を識別できる記述を削除**した上での提供を基本とし、**個別に覚書**を締結

第3回アドバイザリーボード（R4.11.14）における意見への対応状況①

いただいた御意見

(1) 個人情報保護については、委託先の管理も含めて対象となっている。どう監督できるかについて、個別に協議していくといったような旨を記載することも必要ではないか。

(2) リクナビ事件における行政指導の内容に鑑みれば、重要性に応じて個人情報の管理の仕方を分けることが必要。SOS情報や不登校情報は非常に重要度が高いので、管理の度合いを上げていくといった視点も必要となるのではないか。

(3) どこまでのデータをどこまで使うかによって、対応が異なってくる。保存期間5年、卒業等に際しては削除、外部への共有は限定的に、とガイドラインに記載されているが、一部自治体では小中高大まで含めてデータベースを作ろうとしているという話もあり、今後教育データが使われる事例を集めて、それに照らしてガイドラインについても見直しをしていくことも重要。

対応状況

(12頁) 以下のように修正。

(中略) 個人情報の取扱いを事業者等に委託等する場合には、自らが行うべき安全管理措置の一環として、当該事業者等に対する監督等を行うこととしており、法令遵守のための監督等の在り方について、当該事業者等と個別に協議を行っていく。

(16頁) 以下のように修正。

(中略) 具体的には、ID及びパスワードによる個人単位で、職種や所属等の必要な区分に基づいた権限管理（アクセスコントロール）を定めるとともに、例えば機微性の高い情報を取り扱う場合には、その性質を踏まえ、データ項目単位で生体認証等の2要素認証を行うなど、適切な管理を行うこととする。このように、「付与する権限は必要最小限にする」との基本的な考え方の下で、アクセスコントロールのための措置を講ずることとする。

(5頁) 以下のように修正。

また、本ガイドラインは、「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」や文部科学省「教育データの利活用に関する有識者会議」といった、国の最新の動向も参考として策定している。他方、行政サービスを直接的に提供する主体である基礎自治体としては、教育データ利活用の取組は、何よりも後述の具体的なユースケース（実際に起こっている事例のみならず、今後想定される事例も含む。）を踏まえて検討・推進されるべきものであることから、本ガイドラインについては、一度決定したら終わりというものではなく、実証事業その他の教育データ利活用に係る具体的な事例の蓄積や、当該事例における成果・課題等の進捗を踏まえつつ、必要な場合には、適宜見直しを行うこととしたい。

(32頁) 以下のように修正。

(中略) 他方、上記の指導要録や健康診断票の保存期間が5年であること、及び文書管理規程上10年保存とされている文書が「告示及び広告に関する文書等」「市議会に関する重要な文書等」といった文書であることにも鑑みれば、データベースにおける分析結果等の保存期間は5年を基本としつつ、対象となる文書ごとに、個別具体的に検討を行うことが適当であると考え。

(25～27・36～37頁) ユースケースについて大幅に加筆。（※(7)も参照）

第3回アドバイザリーボード（R4.11.14）における意見への対応状況②

いただいた御意見

(4) ガイドラインについては、色々な議論が有り得るのだと思う。細かい所について、今書かれているものとは別の設定の仕方の可能性もあり、そういった議論も今後出てくると思われるので、公開する際には議論自体も並べて公開するのが良いのではないかと。例えばコメントやメタデータ、議論や批判など、他の自治体がガイドラインを作る時に、いくつかの可能な選択肢が見られるような形で公開できると良い。

(5) 誰一人取り残されない支援の実現、さらには自立に繋がっていけることが結果として重要であり、研究者の力も借りながら、アウトカム評価の所まで行ってこそ成果だと考える。不登校はやればやっただけ施策が生まれ続けていく性質のものだが、その積み重ねが現場の疲弊感にもなるし、焦点化が必要になってくることも有り得るかもしれない。

(6) 卒業等に際してのデータの取扱いについて、法律に則って目的上必要でなくなった段階で個人情報としては破棄・削除することとなるが、転入・転出があっても、その子が困難を抱えているという把握がされているのであれば、次の自治体に行ったときに幸せに生きているのか、支援が繋がっているのかということについて、少なくとも問い合わせがあった時に答えられるようにしておくことが必要ではないか。中学生の所まで支援した子がその先どうなっていくかが見えなくなってしまうことが、引きこもりや就労困難といったもっと大きな社会問題になった時にやっと発見されるまで、データが引き継がれないと追いかけることが出来ない。そういった意味で、今後踏み込んで検討いただけると有難い。

対応状況

(21頁) 以下のように修正。

今後とも、本市の開催する会議や、国の会議も含め、様々な機会を捉えて、データベースの進捗状況やその成果・課題等について積極的に情報発信を行っていく。その際、特に、取組に至るまでの過程の議論についても、他の自治体が同様の施策を実施しようとする際に、例えば複数の選択肢や判断基準等が分かるような形で、公開することを検討していく。

(本資料7～8頁) 検討の視点（選択肢）をいくつかの観点で提示。

(6頁) 教育データ利活用の効果の例において、「政策効果の検証などEBPM・EIPPの実現」を追記。

(40頁) 新たに設けた「IV. 今後の方向性」の章の最後で、以下段落を追記。

また、その際、教育データの利活用により、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現という目的にどの程度寄与することができたかという、政策効果の検証についても、適切な指標を設定しつつ、有識者の助言も得ながら行っていく。

(33頁) 以下のように修正。

このため、こうした場合においても、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した情報としてデータを蓄積し、分析することにより、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援につなげる方策についても、今後検討していくこととする。また、個人情報としてのデータの引き継ぎについては、まず、どのような制度上・運用上の課題があるかについて整理を行った上で、制度上の課題に関わるものについては、国とも問題意識を共有することとする。

第3回アドバイザリーボード（R4.11.14）における意見への対応状況③

いただいた御意見

(7) 今回のデータベースが、SOSの兆候が発見されないと次に結びつかない仕組みになっているように見える。例えば貧困や虐待については要保護児童対策地域協議会であれば情報を掴んでいることもあるのではないか。また、不登校については学校環境による部分も有り得るので、学校や教師の条件など、学校関係者全体のWell-Beingに関わる側面についても見る必要があるのではないか。

(8) このような川下での政策に加えて、川上での政策、いかに不登校等を予防できるか、についても検討していく必要があると考える。

対応状況

(25～27頁) 具体的な活用イメージについて大幅に加筆。その中で、以下のように記載。
特に、①子供たちのSOSの早期発見・支援のうち不登校について、当面、最も優先度の高いものとして検証を行っていく。本市では、長期欠席調査として、不登校を理由として、年間に30日以上欠席した児童生徒（国における不登校の定義）のほか、当月において10日以上欠席した児童生徒を把握していることから、これを通じて、いわゆる不登校傾向の児童生徒についても分析の射程としているところである。

例えば、以下のイメージ図にあるように、ある月の長期欠席調査で報告の対象となった児童生徒がいた場合、その児童生徒がその時点よりも前の各種調査の段階でどのような状況であったのか、学校生活の状況が学習・校務データとしてどのように表れていたかなどに何らかの特徴があれば、そうした過去データの分析を通じて、同様のSOSが事前に何らかの兆候として現れている児童生徒を早期に発見し、支援が必要かどうか、どういった支援が適切かを前倒して検討できるのではないかと、ということを検証していく。

(中略) また、②貧困・虐待等の困難を有する子供への支援については、上記①のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないかを検証していく。この点、例えば他自治体の先行事例においては、子供の貧困対策に資する支援のシステムにおける、子供の状態の総合判定によって「重点支援」の対象とされた児童生徒のうち25%が学校における見守りの対象ではなかったことが明らかになっており、こうした事例も参考にしつつ、具体的な方策について検討していくこととする。

(38～40頁) 新たに「IV. 今後の方向性」を設け、その中で、不登校施策としての「戸田型オルタナティブ・プラン ～誰一人取り残されない教育の実現～」や、学校管理職のリーダーシップ向上のための「学校経営ルーブリック（仮称）」の策定について記載。その上で、最後に以下段落を追記。

このように、データベースの構築を待つことなく、様々な施策の充実に取り組んでいるところであり、今後は、教育データの利活用を通じて見えてきた成果や課題、学校現場からのニーズ等を踏まえつつ、これらの施策自体の一層の充実や見直しに努めていくこととする。

アドバイザーからいただいたその他の意見

- 基本的な方針の「差別的取扱いの禁止等」「内心の自由の保障等」については非常に重要だが、どのように担保していくのか。データが集まれば集まる程、色々活用したくなる誘惑が働く分野だと思うが、行き過ぎないように歯止めをかけるシステムなど、考えていることについてお聞きしたい。
- 基本的な方針の「本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することがないようにする」という点について、仮に可視化されるおそれのある情報が出てきた場合の取扱いについても記載する必要はないか。
- 機微性の高い情報についても丁寧な説明を図るとともに、その範囲を広げたり変更したりする場合などには、直ちにその内容を周知するようにする必要があるのではないか。
- 開示請求等以外にも、いわゆるデータ・ポータビリティ権の行使といったことも考えられ、こうしたことについても想定しておく必要があるのではないか。
- 各ユースケースのそれぞれにおいて、総括管理主体、保有・管理主体、分析主体、活用主体がどのような役割をそれぞれ担うのか、それらの主体が何をしなければならないのか・してはならないのかについて、より明確に記載する必要があるのではないか。
- 既に記載されている削除請求のほか、例えば児童生徒本人がデータを「残してほしい」「移してほしい」と言ってきた場合において、どのように対応するのかについて検討が必要ではないか。

ガイドライン策定に当たっての検討の視点①

～連携の対象となるデータ～

幅広いデータ項目

子供に関わるあらゆるデータ項目を幅広く収集してデータベースに搭載し、その中から有意義なものを分析を通じて見出す。

(○メリット／×デメリット)

○より多くのデータにより、SOSを一層正確に発見できる可能性がある。
×なぜそのデータ項目が必要なのか、について説明責任が十分に果たせない。

限定されたデータ項目

目的に即して、解決したい課題の要因に関連するデータ項目に絞って、かつデータが分析に耐え得る程度まで整っているものについてデータベースに搭載し、分析を行う。

(○メリット／×デメリット)

○データ連携の範囲について、説明責任を十分に果たすことが可能。
×検証する仮説によっては、予測モデルの精度が十分に高くない可能性がある。



個人情報等の取扱いが**目的達成のために必要最小限の範囲内で相当**である必要があるという観点を踏まえれば、
幅広いデータ項目を連携の対象とすることは**合理性を欠く**ため、
データ項目を限定した上でデータベースに搭載することとした。

ガイドライン策定に当たっての検討の視点②

～データベースの具体的な活用イメージ～

授業を科学する

子供の学習上のつまずきや教師の優れた指導技術の可視化・言語化・定量化を通じて、子供たち一人一人への学習上のサポートや教師の授業力向上を目指す。

(特徴)

- ・ 学習指導に責任を持つ教師を中心として対応することが可能。
- ・ 学習データは様々な種類があるが、分析にはある程度の標準化が必要。
- ・ 教員評価の材料や指導の画一化に陥らないようにする必要。

生徒指導を科学する

不登校等のSOSが事前に何らかの兆候として現れている児童生徒を早期に発見し、支援が必要かどうか、どういった支援が適切かを前倒して検討することを目指す。

(特徴)

- ・ 不登校等の要因によっては、対応する際に関係機関との連携が必要になる。
- ・ 悉皆性のある校務・行政データを中心として分析を行うことが可能。
- ・ 教職員の判断を補強するものとして位置付ける必要。



「授業を科学する」に関しては、現時点においては、**鮮度・頻度の高い標準化された学習データがない**こと等から、個人情報を利用するものとしては、まずは不登校等の**「生徒指導を科学する」**ことをデータベースの対象とすることとした。

教育データの利活用に関するガイドライン (案)

令和4年●月
埼玉県戸田市

目次

I. はじめに.....	3
II. 教育データ利活用の基本的な方針.....	6
1. 教育は技術に優先する.....	7
2. 差別的取扱いの禁止等.....	7
3. 内心の自由の保障等.....	7
4. 教育の機会均等と水準の維持向上.....	8
III. 教育データ利活用に際しての具体的措置.....	9
1. データガバナンス体制の確立.....	9
(1) 総括管理主体.....	10
(2) 保有・管理主体.....	12
(3) 分析主体.....	13
(4) 活用主体.....	14
2. 安全管理措置の実施.....	14
(1) 組織的安全管理措置.....	15
(2) 人的安全管理措置.....	15
(3) 物理的安全管理措置.....	16
(4) 技術的安全管理措置.....	16
3. 関係者に対する丁寧な説明等.....	17
(1) 利用目的の丁寧な説明.....	17
(2) 学校現場におけるデータ利活用の文化醸成.....	18
(3) 幅広い市民・世論の理解の醸成.....	20
(4) 開示請求等があった場合の対応.....	22
4. データベースの構築・運用の在り方.....	24
(1) 想定されるユースケース.....	24
(2) データベースに実装すべき機能.....	29
(3) データベースに搭載するデータの対象年度.....	30
(4) データベースに搭載するデータの保存期間.....	31
(5) 卒業等に際してのデータの取り扱い.....	33
(6) データベースの活用.....	33
IV. 今後の方向性.....	36
1. 教育データ利活用の方向性.....	36
2. 施策の充実の方向性.....	38
V. おわりに.....	41
参 考 資 料.....	42

I. はじめに

戸田市教育委員会においては、平成27年度（2015年度）より、産官学民と連携した教育改革として「SEEP¹プロジェクト」を推進してきたが、その大きな柱の1つがEBPM²である。

本市教育委員会では、学校村・教育村に瞭然と横たわる課題である「3K」（経験、勘、気合い）のみで互いに納得し合ってしまう文化を変えたい。個人的な経験や考えのみに左右されることなく、データ等を基にアカウンタビリティを確保するとともに、それらが暖かみを持ちながら人の判断をサポートする教育を進めたい。そう長く考えてきた。

このような思いから、令和元年（2019年）6月には、データ等を基に、教師の匠の指導技術や子供の学びのプロセス、または子供の発する微細なSOSを外化（可視化、言語化、定量化）することで、暗黙知を形式知に変換し、蓄積された教育財産の共有・伝承をしていくことなどを目指して「教育政策シンクタンク」（以下「シンクタンク」という。）を設置³し、産官学民との連携の下、様々な研究を実施してきた。

また、令和3年度（2021年度）には、教育経済学や学習科学、経済学、教育工学、個人情報保護、スクールコンプライアンス等の分野の有識者から構成されるアドバイザリーボードをシンクタンクに設け、後述の「教育総合データベース」（以下「データベース」という。）について、構想段階での検討を行ってきた。

こうした中、令和3年（2021年）9月、政府にデジタル庁が創設され、個人情報の適正な取扱いを確保の上、地方公共団体において教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する「子どもの各種データの連携による支援実証事業」（以下「実証事業」という。）が、同庁の令和3年度補正予算に計上された。このような中で、本市のデータベース事業⁴

¹ Subject（教科教育）、EdTech（Education×Technology）、EBPM（Evidence-Based Policy Making）、PBL（Project-Based Learning：課題解決型学習）のアクロニムを指す。

「SEEP」には、「浸透する」や「薫習（くんじゅう）」という意味がある。

² Evidence-Based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案。

³ 令和元年6月19日教育長決裁

⁴ 事業の詳細については、「子どもに関する各種データの連携による支援実証事業 「教育総合データベース構築事業」計画書」（アドバイザリーボード（第2回）参考資料5）

（https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/115516_232467_misc.pdf）や、「教育総合データベースの検討状況について」（アドバイザリーボード（第3回）資料1-1）（https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/120861_254062_misc.pdf）を参照。

が令和4年（2022年）4月、実証事業の実施団体の1つとして採択された。

本市が目指すのは、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現である。それに向けて、（1）子供たちのSOSの早期発見・支援⁵、（2）貧困・虐待等の困難を有する子供への支援⁶、（3）学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック⁷、を具体的な活用イメージとしつつ、教育委員会及び市長部局に分散している子供に関わるデータについて、教育分野を軸にしたデータベースを整備し、検証を行っていくこととしている。

誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現

（1）子供たちのSOSの早期発見・支援

個人レベル

不登校、いじめ等に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか。

（2）貧困・虐待等の困難を有する子供への支援

個人レベル

上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか。

（3）学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック

学校～学級レベル

困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。そうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

<主なデータ項目（※検討中であり、今後変更が有り得る。）>

基礎情報	生徒指導	学力等	その他
氏名・生年月日・性別等	長期欠席調査	県学力・学習状況調査	出欠・遅刻・早退の状況
在籍学校名・クラス・出席番号	いじめ等に関する記録	県学力・学習状況調査 質問紙	授業がわかる調査
埼玉県学力・学習状況調査 管理番号	教育相談の利用の有無	Reading Skills Test	学校生活アンケート調査
	SC・SSW相談	非認知的能力調査 (AiGROW)	Q-Uアンケート等
就学前段階	健康		
保育・幼稚園在園時の状況	乳幼児健診結果		
	学校健診結果等		

今後、こうした方針に基づき、データベースの具体的な設計について検討を行

⁵ 不登校、いじめ等に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか。

⁶ 上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか。

⁷ 困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。そうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

い、構築の段階に入っていくこととなるが、その上では、最先端の知見を取り入れつつ学術的に適切な計画を立て、かつそれが教育の本質に寄与することであること、さらにコンプライアンス上適切な取組であることが必要である。

こうした問題意識から、安全・安心に教育データを利活用するための留意事項を、本文書として取りまとめることとした。

本文書は、データベースをはじめとした、教育データ⁸の利活用全般を対象とするものである。全体的な取り扱いとしては、基本的な方針に係ることについては教育データの利活用全般に、具体的措置に関することはデータベースに、それぞれ主として適用されるものであるが、特にデータベースのみを対象とする事項については、本文書中、その旨を明記することとしている。

本ガイドラインの策定に当たっては、アドバイザリーボードにおいて、様々な分野において専門的な知見を有する有識者からの御指導・御助言を頂戴するとともに、検討のプロセスも含めて幅広く世の中に対して公開し、市民や世論と対話しながら政策を進めていくことを心掛けてきた。

また、本ガイドラインは、「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」や文部科学省「教育データの利活用に関する有識者会議」といった、国の最新の動向も参考として策定している。他方、行政サービスを直接的に提供する主体である基礎自治体としては、教育データ利活用の取組は、何よりも後述の具体的なユースケース（実際に起こっている事例のみならず、今後想定される事例も含む。）を踏まえて検討・推進されるべきものであることから、本ガイドラインについては、実証事業その他の教育データ利活用に係る具体的な事例の蓄積や、当該事例における成果・課題等を踏まえつつ、必要な場合には、適宜見直しを行うこととしたい。

⁸ 「教育データ」の範囲については様々な議論があるが、本文書では、教育上の目的のために利活用されるものである限りにおいて、教育委員会（や学校）以外の市の部局が保有するデータについても便宜上含まれるものとして取り扱っている。

Ⅱ. 教育データ利活用の基本的な方針

教育データの利活用は、例えば以下のような効果により、「見えなかったものが見えてくる」ことを通じて、学力向上や生徒指導上の課題への対応など、様々な教育課題解決の一助となる可能性がある。

- ・ それまで気付けなかった支援が必要な子供の発見
- ・ 複数のデータの活用によるアセスメントの質の向上
- ・ 子供たちが主体的に自らの考えを外化（言語化・可視化・定量化など）したり、互いの学びのプロセスを共有したりする中で、子供たちも教師もリフレクションが深まる気づきを多く得られること
- ・ 教師が説明可能な判断を行うことができるようになったり、直観で感じていたことが客観で裏付けられたりすること
- ・ 教師のインサイト（腹落ち・言われて見れば確かに）を発掘すること
- ・ 教職員等の気づきや判断を刺激し、補強できること
- ・ 経験、勘、気合いのみの指導からの脱却
- ・ 「よい授業」の納得解や腹落ちの共有化
- ・ 優れた教師の経験や勘、匠の指導技術を可視化するなど、優れた暗黙知の共有化や形式知への転換
- ・ 情報共有等の効率化
- ・ 政策効果の検証など EBPM・EIPP⁹の実現

他方で、データは暖かみのない冷たいものだ、評価の材料に使われるのではないか、情報漏洩が心配である、といった不安感や抵抗感の声があるのも事実である。

児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえれば、教育のデジタル化のミッションである「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」¹⁰を実現していく上では、「安全・安心」の確保を図ることが大前提である。

こうしたことを踏まえ、教育データ利活用の基本的な方針を、以下に示す。

⁹ Evidence Informed Policy and Practice：エビデンスを参照した政策及び実践。

¹⁰ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）及び「教育データ利活用ロードマップ」（令和4年1月7日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

1. 教育は技術に優先する

- 本市におけるデータベースをはじめとしたデータ利活用の目的は、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現¹¹にある。また、データベースが人間の判断を代替するということではなく、あくまでも教職員等の気付きや判断をサポートするツールとして位置付ける必要がある。さらに、データは必ずしも万能なものではなく、「データ化する必要のないもの」「データで測れていないもの」が存在することを常に認識すべきである。

こうした意味で、「手段」であるデータ利活用が、「目的」化しないようにする必要がある。

- アルゴリズムや判定ロジックの設計等に当たっても、上記の考え方に基づき、本市が主体となって具体的な仕組みを検討するとともに、定期的に評価する。

2. 差別的取扱いの禁止等

- 教育データの利活用により、例えば特別支援学級や通級による指導の対象とすべき者を恣意的に選別したり、いじめっ子を予測するなど、児童生徒個々人のふるい分けを行ったり、差別的な取扱いや不適正な利用につながることはないようにする。
- これを含め、教育データの利活用は、本人や保護者の理解・納得の上で行われる必要があり、望まない形で行われることによって、個人が権利利益の侵害を受けることのないようにする必要がある。

3. 内心の自由の保障等

- 教育データの利活用により、信条や価値観等のうち本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することがないようにする。
- また、外部に表出している部分であったとしても、行動の細部まで把握され、逐一監視されるような教育環境に児童生徒が置かれるとすれば自由の制約になる可能性もあり、こうしたことにも留意する必要がある。

¹¹ これは、今回新たに教育委員会や学校現場に付加されるものではなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第4号に規定する「教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に規定する「個に応じた指導」（学習者視点からは、「個別最適な学び」）といった、法令に基づく事務をより適正かつ効果的に実施する上で必要となるものである。

4. 教育の機会均等と水準の維持向上

- 教育データは、あくまでも学校経営や教育指導の改善といった、教育の機会均等と水準の維持向上に資する目的で利活用することとし、学校又は児童生徒の成績等の序列化や一面的な評価につながることをしないようにする。
- 教育データを利活用する主体として想定されるのは、児童生徒、保護者、教職員、学校、自治体、大学、民間事業者等であるが、何よりも学習者である児童生徒が受益者となるよう、各主体が連携して取り組んでいく必要がある。

Ⅲ. 教育データ利活用に際しての具体的措置

上記Ⅱを踏まえ、データベースをはじめとした教育データの利活用に際して求められる具体的措置について、以下示す。

1. データガバナンス体制の確立

データベースについては、部局横断的な取組であることから、個人情報等¹²の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。このため、こうした取組に当たっては、個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要であると考えられる¹³。

この点、デジタル庁の有識者会議において策定された「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）¹⁴」（以下「デジタル庁ガイドライン」という。）においては、「データ連携の際には、地方公共団体が分散管理する情報やデータが、法令等に基づいて、適正に取り扱われる必要がある、そのためのデータガバナンス体制を、地方公共団体内の複数の主体が連携して構築する必要がある。」とされている。

具体的には、①各担当部局からデータを組み合わせるアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局（以下「総括管理主体」という。）を中核に、②教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局（以下「保有・管理主体」という。）、③匿名加工等を行ったデータを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する者（以下「分析主体」という。）、④データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者（以下「活用主体」という。）がそれぞれ、適切な役割分担と責任関係を構築した上で、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、取組を進めることが重要であるとされている。また、各主体において、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等が利用されないようにすることが必要であるとされている。

これも踏まえ、本市においては、各主体が以下のような役割分担の下、相

¹² 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。以下同じ。

¹³ 「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会）参照

¹⁴ 2022年6月17日こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会

互に連携・協力して実証事業に取り組むこととしている。

主体名	本市において対応する部署等
総括管理主体	教育委員会事務局教育政策室
保有・管理主体	教育委員会事務局教育政策室、同学務課、こども健やか部こども家庭支援室、同保育幼稚園課、健康福祉部福祉保健センター
分析主体	教育委員会事務局教育政策室、データベースの分析を担当する事業者
活用主体	教育委員会事務局教育政策室、こども健やか部こども家庭支援室、戸田市立小中学校の校長等

(1) 総括管理主体

特に、総括管理主体である教育政策室においては、データベースの構築全般を関係部局と連携しつつ担うほか、以下のように、データベースに関するデータ全般を総括的に管理し、データガバナンス体制の中核となる役割が想定される。

- ・ 保有・管理主体から、データベースに登録されるデータについて、個人情報保護措置を講じた上で提供を受け、自ら分析すること、又は必要に応じて分析主体に情報提供し、分析を依頼すること
- ・ データを用いた分析・判定の成果物として、困難な状況にあるこどもをデータから抽出するなど、人によるアセスメントの補助となる情報を自ら取得し、又は分析主体から提供を受けた上で、活用主体へ情報提供し、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援を依頼すること

こうしたことに際しては、「戸田市情報セキュリティポリシー」に基づく役割のほか、元の利用目的分野を超えて情報を連携する目的を適切に定め、当該目的の範囲内においてデータ連携とその活用が行われていることを厳格に管理すること等が求められる。

具体的には、主に以下のような対応を行ってきているところである。

・ データ項目の必要最小限性の担保

上記 I で述べた具体的な活用イメージのうち、(1) 子供たちの SOS の早期発見・支援、(2) 貧困・虐待等の困難を有する子供への支援、については、分析結果を踏まえて当該子供への支援を行うことを想定しており、したがって個人情報として取り扱うこととなる。

このため、例えば(1) 子供たちの SOS の早期発見・支援のうち不登

校の早期発見・早期対応については、文部科学省調査¹⁵で不登校の要因として示されている、「学校に係る状況」「家庭に係る状況」及び「本人に係る状況」に関連するデータ項目に絞って、かつデータが分析に耐え得る程度まで整っているものについて、連携・分析を行うことを想定しており、子供に関するあらゆるデータ項目を幅広く連携・分析することではない。

また、データベース構築のためだけに子供達から新たにデータを取することは現時点において考えておらず、これまでに既に取得しているデータを適切な方法で連携し、分析を行っていく。

このように、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むこととしている。

・個人情報の保護措置の実施

教育政策室外の部署が保有する個人情報をデータベース構築のために利用することに関連して、戸田市個人情報保護条例¹⁶（以下「市個人情報条例」という。）に基づき、①教育総合データベースの構築が新たに個人情報取扱事務を始める場合に該当すること（市個人情報条例第8条）、②担当部署である教育政策室以外の部署が保有する個人情報を取得する場合に該当¹⁷すること（市個人情報条例第9条）、③データベースの構築に係る事務を外部に委託等する場合に該当¹⁸すること（市個人情報条例第13条）、について令和4年（2022年）5月24日に戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）へ諮問を行い、承認を得た。

令和5年度（2023年度）以降については、3.（1）で述べるとおり、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法において、地方公共団体の個人情報保護についても、共通的なルールとして国の個人情報保護法が適用されることとなることから、この改正法に基づき、必要となる個人情報の保護措置を実施していくこととする。

¹⁵ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

¹⁶ 平成11年3月30日条例第3号

¹⁷ 氏名・生年月日・性別等、学校名・学年、宛名コード、学校定期健診及び保健室利用状況については教育委員会内の他部局が保有しているものとして目的外利用に、保育幼稚園在園時の状況、保育要録及び乳幼児健診については市長部局が保有しているものとして外部提供に、それぞれ該当する。

¹⁸ 今回の実証事業に当たり、データベースの構築については株式会社アイネスと、データベースの項目整理及び分析については半熟仮想株式会社と、それぞれ連携することとしており（詳細は実証事業計画書（アドバイザーボード（第2回）参考資料5）参照）、令和4年（2022年）6月1日には、戸田市とこれら事業者の三者間で、秘密保持や個人情報の取扱い等について定めた「教育総合データベース構築事業に係る協定書」を締結した。

個人情報保護の措置について

<目的外利用・外部提供に係る戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問>

教育政策室外の部署が保有する個人情報をDB構築のために利用することに関連し、以下について市個人情報保護条例に基づき、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会へ諮問し、承認を得た。

- ①新たに個人情報取扱事務を始める場合（市条例第8条）
- ②担当部署以外の部署が保有する個人情報を取得する場合（同第9条）
- ③当該事務を外部に委託等する場合（同第13条）

【主な取得データ一覧】

	基礎情報	学校生活	学力等	生徒指導
教育委員会 保有データ (教育政策 室保有)	クラス	出欠・遅刻・早退	県学調結果・同調査質問紙	長期欠席調査
	県学調管理番号	学校生活アンケート	授業がわかる調査	いじめ等の記録
		Q-Uアンケート等	Reading Skills Test	教育相談利用有無
			非認知的能力調査 (AiGROW)	SC・SSW相談

	基礎情報	健康		就学前段階	健康
教育委員会 保有データ (目的外利 用)	氏名・生年月日・性別等	学校定期健診	市長部局 保有データ (外部提供)	保育幼稚園在園時の状況	乳幼児健診
	学校名・学年	保健室利用状況		保育費録	
	宛名コード				

また、後述の分析主体への情報提供に当たっての加工や安全管理措置をはじめ、データ管理を万全にすることやデータ流出等へのリスクを最小化すること、データの取扱いやデータ連携によるメリットについて丁寧に説明すること等の対応も行っているところである。

さらに、個人情報の取扱いを事業者等に委託等する場合においては、自らが行うべき安全管理措置の一環として、当該事業者等に対する監督等を行うこととしており、法令遵守のための監督等の在り方について、当該事業者等と個別に協議を行っていく。

こうした取組を通じて、児童生徒本人、保護者、学校関係者、市民、さらには世論一般の不安感や懸念を払しょくし、データ連携に対する理解を醸成できるよう引き続き取り組んでいく。

(2) 保有・管理主体

保有・管理主体である教育政策室、学務課、保育幼稚園課、健康福祉部福祉保健センターにおいては、前述した個人情報の目的外利用や外部提供に係る審議会への諮問の過程において、総括管理主体や分析主体が必要とするデータについて、総括管理主体からの依頼を受け、元の利用目的分野を超えて情報を連携する目的との関連性を確認し、必要なデータを

特定し、抽出・提供を行った。

今後とも、上記部署に加えてこども健やか部こども家庭支援室を含めた関係部署との関係において、目的外利用や外部提供が必要となる場合には、データを扱う担当者や責任者を明確にするとともに、どの部局等に提供するのか、元の利用目的分野を超えてデータを提供することの必要性は何か、どのような方法でデータを取得・提供するか等について、総括管理主体である教育政策室とともに整理を行っていくこととする。また、データ連携による成果・課題等を踏まえ、データベースへの登録が容易となるデータ取得の在り方や、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援に有用となるデータ項目の在り方についても検証を行い、必要に応じて改善を図っていくこととする。

（３）分析主体

分析主体である教育政策室及びデータベースの分析を担当する事業者（以下「分析事業者」という。）においては、総括管理主体である教育政策室によって組み合わされ、目的や必要に応じて匿名加工¹⁹等が行われたデータの提供を受け、不登校等の困難な状況に陥る可能性のある子供を早期発見するために傾向を分析し、判定ロジックやアルゴリズムについてまとめることが考えられる。

この点、上記（１）において述べたとおり、データベースの構築に係る事務を外部に委託等する場合については審議会の承認を得ており、したがって個人情報进行分析事業者に提供することは、市個人情報条例上特段の問題はない。

他方で、当該情報が子供のプライバシーにも関わる重要なものであるとの共通認識から、教育政策室と分析事業者の間における協議の結果、教育政策室の事務担当者が各データに個人情報が含まれているかを目視で確認し、含まれている場合には、個人情報が含まれている列を指定して暗号化するファイルを使用し、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した上で、総括管理主体である教育政策室から、分析事業者に情報提供することとしている。

こうした厳格な措置を通じて、情報を分析する場合についても、情報の適正な取扱いの確保を図っていると同時に、データ連携を基とした分析手法について両者の連携の下、多角的な観点から検討を行っているところである。これらを含め、必要に応じて関係法令を遵守し、かつ個人に不利益

¹⁹ 個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元して特別の個人を再識別することができないようにしたもの

を及ぼさないための措置を講ずる必要がある。

(4) 活用主体

活用主体である教育政策室、こども健やか部こども家庭支援室、戸田市立小中学校の校長等には、総括管理主体である教育政策室から分析結果等に係る情報の提供を受け、それを一助として、これまでに把握している情報とも総合的に照らし合わせながら、困難な状況にあると判断した子供のアセスメントを行い、個々の子供への対応策・支援方針を決定した上で、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援を行うことが求められる。具体的にどの活用主体が支援を行うかは、教育的な課題（不登校・いじめ等）か、福祉的な課題（貧困・虐待等）かによっても異なるが、特に、双方の課題が複合的に関係している場合においては、密接な連携の下、上記の対応に当たることとする。その際には、個人情報等の適正な取扱いの確保のため、後述の安全管理措置を講ずることとする。

また、支援状況の継続的な記録や、支援策の有効性の評価を行うとともに、その成果・課題等を踏まえつつ、よりの確で効果的な支援の実現に向けて、不断の改善を図っていくこととする。

2. 安全管理措置の実施

データベースの構築及び運用に当たっては、デジタル庁ガイドラインにおいても記載されているとおり、個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を講ずる必要がある²⁰。

情報の取扱いに当たっては、市個人情報条例（デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法（地方公共団体に係る改正部分）の施行後は、当該改正後の個人情報保護法）や、「戸田市情報セキュリティポリシー」、「戸田市学校情報セキュリティポリシー」等の関係法令に則り、対応することとする。

具体的には、上記1.に記載のデータガバナンス体制を整備した上で、以下にあるような、個人情報等の取扱いに係る責任者の設置等の組織的安全管理措置、個人情報等の取扱いに携わる職員や関係者への教育訓練等の人的安全管理措置、個人情報を取り扱う端末の制限等の物理的安全管理措置、個人

²⁰ この際、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならないものとされている。（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月（令和4年4月一部改正）個人情報保護委員会事務局）

情報等へのアクセスコントロールやログの管理等の技術的安全管理措置を講ずることが求められる。

(1) 組織的安全管理措置

データベースに係る組織体制としては、本件の総括事務を司る教育委員会事務局教育政策室長（以下「教育政策室長」という。）を管理責任者とし、教育政策担当課長又は教育指導全般を所掌する教育政策室指導担当課長を管理責任者補佐とする。また、個人情報等を扱う担当者としては、データベースに係る事務を所掌する教育政策担当の事業全体を統括する職員、市内関係部局との調整を行う職員、データの整備・分析を行う職員等に加え、不登校に係る事務を所掌する戸田市立教育センター所長を指定することとする。

さらに、データベースに係る個人情報の取扱状況を定期的に関係者が確認するとともに、仮に漏えい等の事案（漏えい等が疑われる事案を含む。）が発生した場合には、管理責任者から、「戸田市情報セキュリティポリシー」に基づく報告先であるデジタル戦略室長（最高デジタル責任者）、教育部長（統括情報セキュリティ担当者）及び行政管理課長のほか、市長、教育長及び副市長（統括情報管理者）に対し、直ちに報告を行う。そして、最高デジタル責任者の助言を得つつ、速やかに課題の特定及び解決策の実行に当たるものとする。

これらも含め、個人情報の取扱状況を定期的把握するとともに、安全管理措置についてもその状況を確認し、必要があれば見直しを行うこととする。

(2) 人的安全管理措置

特に、データ連携によって個人情報等を取り扱うこととなる職員には、機微性の高い情報²¹を扱っている自覚や、高い規範意識が求められるため、これらの意識醸成が必要である。

具体的には、市として職員全般に対して行っている情報セキュリティに係る教育・研修とは別途、データベースの管理・運用・セキュリティ対策や登録する情報の内容等に関する研修を、データ連携によって個人情報等を取り扱うこととなる職員はもちろん、必要に応じ、その他

²¹ 例えば、長期欠席調査において記載されている本人の状況（保護者の状況を含む。）や学校が行った指導といった児童生徒個人の不登校の状況及び相談状況に係る情報や、不登校の兆候としてのSOSに係る情報など、その取扱いに特に配慮を要するものとして教育委員会が該当すると判断した情報を指す。以下同じ。

の関係職員に対して実施することとする。

(3) 物理的安全管理措置

データベースの構築に際しては、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止等の措置を講ずることが求められる。

今回のデータベースはクラウドサービスではなく、いわゆるオンプレミス環境を利用することから、電子計算機室に立ち入る権限を有する者を制限することや、入退室記録等による監視、外部記録媒体の持ち込み制限等の措置を講ずることとする。また、テレワーク等で市の端末以外の端末からデータベースを操作することは、原則として行わないこととする。

さらに、データベースの構築を担当する事業者が作業を行う場合にも、本市の所有する環境で使用させることとし、本市指定の入退室登録届を作業の都度作成・提出させるなど、事業者においても適切な措置を講ずることを求めるとともに、必要に応じてモニタリングを行うこととする。

(4) 技術的安全管理措置

今回のデータベースについては、システムを介しアクセスすることとし、データベースに搭載されている個人情報等へのアクセスに際しては、データベースにユーザーの認証機能を実装する。具体的には、ID及びパスワードによる個人単位で、職種や所属等の必要な区分に基づいた権限管理（アクセスコントロール）を定めるとともに、例えば機微性の高い情報を取り扱う場合には、その性質を踏まえ、データ項目単位で生体認証等の2要素認証を行うなど、適切な管理を行うこととする。このように、「付与する権限は必要最小限にする」との基本的な考え方の下で、アクセスコントロールのための措置を講ずることとする。

また、アクセスログ機能についてもデータベースに実装した上で、ログイン時刻やアクセス時間、ログイン中の操作内容等が特定できるようにし、アクセスログの確認を定期的に行うこととする。さらに、アクセスログへの不当な削除・改ざん・追加等を防止する措置やファイアウォールの設置など、外部からの不正アクセスを防止するための必要な措置についても講ずることとする。

併せて、データの出力機能をデータベースに実装する場合には、データベースから出力された情報について可搬媒体や情報機器による持ち

出しは原則行わないこととし、その用途等について出力を行った者から報告を求めることとする。また、不要となった個人データについては、廃棄・消去を適切に行う（詳細は4.（4）及び（5）参照）こととする。

加えて、データベースの構築並びにデータベースの項目整理及び分析を担当する事業者（以下「関係事業者」という。）においても、実証事業の実施の範囲内で、必要かつ適切な安全管理措置が行われるよう、本市は定期的な確認等を行うこととする。

3. 関係者に対する丁寧な説明等

今回のデータベースは、本市の市立小中学校に在籍する児童生徒を全てその対象とするものであるとともに、搭載する情報の中には機微性の高い情報も含まれることから、その構築・運用に当たっては、児童生徒本人、保護者、学校関係者、市民、さらには世論一般に対しても、丁寧な説明を尽くし、理解を醸成していく必要がある。これは、データベースに限らず、教育データの利活用全般についても同様に妥当するものである。

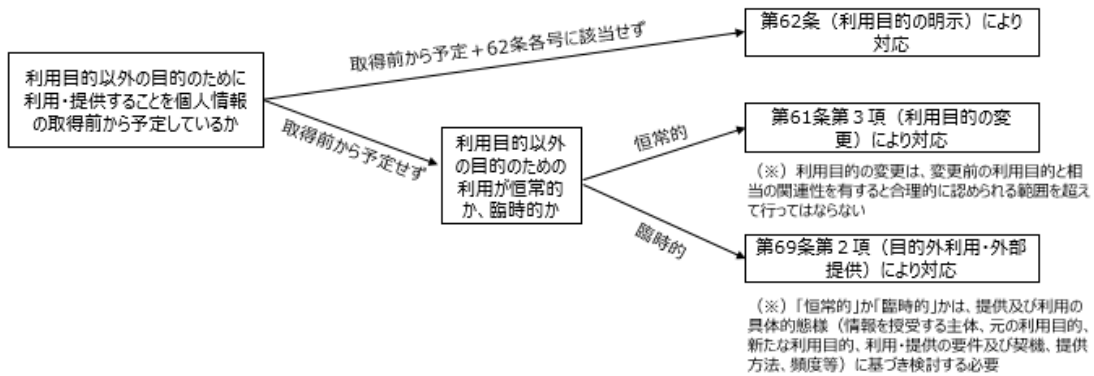
また、教育データは児童生徒本人又は保護者にとって関心事でもあることから、そのような情報の自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）があった場合の対応についても早急に検討が必要である。

こうしたことを踏まえ、以下の取組を実施していく。

（1）利用目的の丁寧な説明

デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法においては、地方公共団体の個人情報保護についても、共通的なルールとして国の個人情報保護法が適用されることとなり、当該改正の施行（令和5年（2023年）4月1日）後においては、以下のようなフロー²²で対応することが想定される。

²² 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第3回）」（令和4年4月7日デジタル庁）資料2-2・4頁
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6b5f4e23-911b-4b36-a7e4-ceb114734ca0/532b97fc/20220407_meeting_children_outline_05.pdf より



本市の構築するデータベースに関連しては、前述のとおり、改正法の施行前においては、市個人情報条例に基づく目的外利用又は外部提供としての対応を行っているが、改正法の施行後においては、利用目的以外の目的のための利用が「恒常的」か「臨時的」かに応じて、改正法に基づく目的外利用又は外部提供としての対応のほか、利用目的の変更としての対応となる可能性も考えられる。いずれにしても、児童生徒本人及び保護者に対する丁寧な説明を尽くすことが求められると考えられる。

具体的な手法については、例えば、データベースに搭載する個人情報について、今後、児童生徒等から新たに取得を行う際には、当該取得に係る事務連絡等の行政文書において、例えば、「この他、いただいた情報は、教育総合データベースにおける、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現のための、（１）子供たちの SOS の早期発見・支援（不登校、いじめ等に関し、子供たちの SOS が事前に何らかの兆候として現れていないか、それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか）、（２）貧困・虐待等の困難を有する子供への支援（上記（１）のような SOS の兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか）、の検証及び当該検証の結果を踏まえた支援に限って利用することとします。」といったような説明を付記することも考えられるが、今後、国の検討状況も踏まえながら、庁内関係部局とも連携しつつ、整理を行っていく。

（２）学校現場におけるデータ利活用の文化醸成

本市においては、国の GIGA スクール構想に先立ち、平成 28 年（2016 年）頃から ICT の活用に向けた環境整備を行っており、子供たちが 1 人 1 台端末を日常使いする光景は、普段の授業でも見られるところである。

他方で、学校現場において教育データを利活用するという実践については、まだ浸透しているとは言えない状況にある。その理由としては、例えば、データ利活用の必要性が十分に理解されていないこと、利活用の具体的な実践事例が不足していること、教職員に必要なデータリテラシーが育成されていないこと、などが考えられる。

このため、データ利活用の視点として、①目的（目的を持ってデータを収集・活用することや、課題を指摘するだけでなく褒めるためにデータを活用すること）、②範囲（データとは学力・学習状況調査のテスト結果だけでなく、様々な量的・質的データが存在すること）、③粒度（推移を見たり、一定集団に分解すること）、④鮮度（収集から分析までのサイクルを早く回すこと）、⑤文化（データ利活用の文化醸成には学校管理職等のキーパーソンが必要であること）、といったことを学校現場に伝えているところである。

データ利活用の視点

- 1. 目的**：目的を持ってデータを収集・活用する。**目的のないデータ収集は無意味。**
 - ・どんな仮説を持って、どんな成果・課題を明らかにしたいか？「問題に直面する方法は問題を特定すること。問題を特定する方法はデータを分析すること。」
 - ・課題を指摘するだけでなく、「**褒める**」ためにデータを活用する視点も重要。
- 2. 範囲**：データとは、**学調のテスト結果だけではない。**
 - ・アンケート結果から教師のコメントまで、様々な量的・質的データが存在。
- 3. 粒度**：静的な平均値だけでなく、**様々な粒度に分解**することでより有意義に。
 - ・一地点だけでなく、一定期間後の数値の推移をみる。
 - ・児童生徒平均ではなく、一定のカテゴリの集団ごとに分類して比較する。
- 4. 鮮度**：「数ヶ月後に返ってきたテスト結果は、子供達の今の姿を反映していない」
 - ・データの頻度のみならず、**データの収集→分析のサイクルを早く回す**ことが必要。
- 5. 文化**：学校経営を科学することなしに、授業を科学することは困難。
 - ・データ利活用の文化醸成には**各学校におけるキーパーソン**が必要。

また、学校現場に対する支援としては、これまでも、教育データの利活用に専門的な知見を有する本市教育委員会の職員が中核となり、学校訪問において基礎的なデータの分析結果等について共有し、議論の材料としたり、個別に埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析する機会等を設けてきたところである。

これに加え、今後、教育データの利活用に専門的な知見を有する現職の教職員について、「教育データ利活用アンバサダー」として委嘱を行ったところであり、今後、当該アンバサダーも活用しながら、市内の教職員等を対象とする研修等の機会を捉えて、学校現場におけるデータ利活用の文化醸成や実践事例の蓄積に向けた伴走型支援を行っていくこととする。

(3) 幅広い市民・世論の理解の醸成

データ連携に対する市民・世論の不安感や懸念を払しょくする観点からも、データベースに係る検討の内容やプロセスについては、幅広く世の中に対して公開し、市民や世論と対話しながら政策を進めていくことが、このデジタル社会においては一層不可欠である。

このため、本市としては、これまで以下のような様々な場で機会を捉えて説明を行ってきているところである。特に、令和3年度（2021年度）は非公開で開催したアドバイザーボードについては、令和4年（2022年）7月から公開で開催し、全国各地から中央省庁、地方自治体、教育関係者、大学・研究機関、民間企業など、約160名の方に視聴いただいた。視聴者に対する匿名アンケートの中では、目的をしっかりと定めデータの利活用を進めることの重要性への共感や、不登校等のSOSの分析の効果への期待、さらには個人情報や倫理面での先行的な検討は同様に悩んでいる多くの自治体で参考になるといった御意見をいただいた。

日時	会議等の名称	URL
令和4年5月19日	令和4年第5回戸田市教育委員会定例会	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/371/kyo-somu-kaigi-r04.html
令和4年7月20日	戸田市教育政策シンクタンクアドバイザーボード（第2回）	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/thinktank-advisoryboard.html
令和4年7月27日	戸田市教育委員会公式noteを開設し、アドバイザーボード（第2回）の議題について解説	https://note.com/toda_boe/n/nf903a94acb9d
令和4年8月1日	戸田市教育委員会公式noteにおいて、データ利活用の意義やデータベースの構築の内容について解説	https://note.com/toda_boe/n/n72f89ca3d1e6

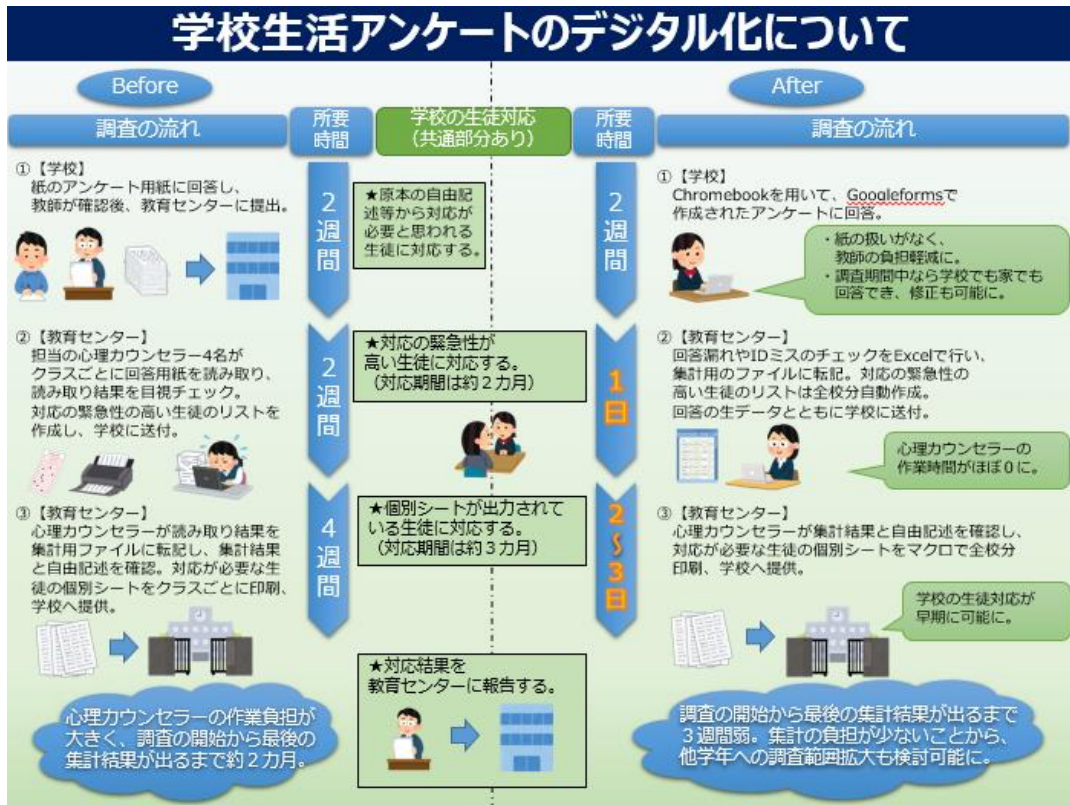
令和4年9月16日	令和4年度第1回戸田市総合教育会議	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/111/hisyo-sougoukyouikukaigi202209.html
令和4年11月14日	戸田市教育政策シンクタンクアドバイザーボード（第3回）	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyo-seisaku-thinktank-advisoryboard3.html
令和4年11月25日	戸田市教育委員会公式noteにおいて、アドバイザーボード（第3回）の議題について解説	https://note.com/toda_boe/n/n6a46edc8f8ec
令和4年12月15日	令和4年第12回戸田市教育委員会定例会	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/371/kyo-somu-kaigi-r04.html

今後とも、本市の開催する会議や、国の会議も含め、様々な機会を捉えて、データベースの進捗状況やその成果・課題等について積極的に情報発信を行っていく。その際、特に、取組に至るまでの過程の議論についても、他の自治体が同様の施策を実施しようとする際に、例えば複数の選択肢や判断基準等が分かるような形で、公開することを検討していく。

さらに、デジタル化やデータ連携のメリットについて分かりやすい形で情報発信を行うことも重要である。

例えば、本市で独自に中学生を対象として実施している「学校生活アンケート」については、令和3年度（2021年度）までは紙で行い、心理カウンセラーが目視で結果を見ながら対応が必要な生徒を抽出していた結果、心理カウンセラーの作業負担が大きく、調査の開始から最後の集計結果が出るまで約2カ月も時間を要していた。これを令和4年度（2022年度）から Googleforms で行ったことにより、アンケート終了後からごく数日で対応の緊急性が高い生徒の結果を学校に返却できるなど、集計の簡素化、教師や心理カウンセラーの負担軽減につながったとともに、個別シートを基にした学校の生徒対応が早期に可能となったところである。

こうしたデジタルの効用について、以下の図にあるように、前後比較や関係者の視点からのメリットを含め、分かりやすい形で引き続き情報発信を行うことにより、データ利活用に対する理解を醸成していく。



(4) 開示請求等があった場合の対応

データベースに搭載される情報のうち、総括管理主体が保有・管理主体から提供を受けたものについては、特段、それが改変される訳ではないため、データベースの取組が、その取扱いに特段の影響を与えるものではない。他方、それらの情報を基に分析を行った結果等（以下「分析結果等」という。）については、データベースに固有のものとして生成される新たな情報とすることができる。

こうした分析結果等について、仮に当該分析の対象となっている児童生徒本人（実態としては、法定代理人である保護者）から市個人情報第15条²³及び19条²⁴に基づき自己情報の開示の請求があった場合には、開示し

²³ (開示の請求)

第15条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

²⁴ (開示の請求手続)

ないことができる保有個人情報について規定する同条例第 16 条各号（不開示事由）²⁵への該当性について、慎重かつ個別具体的に判断を行うこととする²⁶。その際、児童生徒本人の権利利益の擁護のための最善の措置は何かという視点も踏まえつつ、開示により事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれや開示しないことの正当性、開示により保護される権利利益と侵害される権利利益との比較衡量、開示しない公益上の特別の理由の有無など総合的な観点から、検討を行うこととする。

また、市個人情報条例第 18 条²⁷に基づき訂正等の請求があった場合にも、

第 19 条 自己情報の開示を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した規則で定める書面に、当該請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを証する書面を添えて、実施機関に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 開示の請求に係る自己情報の記録の名称及び内容
- (3) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、自己情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は事前差止め（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

²⁵（開示しないことができる保有個人情報）

第 16 条 実施機関は、法令等の規定により開示することができないとされるもののほか、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 診断、判定、指導、選考、推薦、相談その他個人に対する評価又は判断に関する事務に係る保有個人情報であって、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人に開示しないことが正当であると認められるもの
- (2) 取締り、捜査、争訟その他公共の安全の確保及び秩序維持に関する事務に係る保有個人情報であって、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、個人の生命、身体、財産等の保護に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (3) 本人以外の第三者である個人が識別される保有個人情報であって開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるもの
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、開示しないことについて公益上の特別の理由があると認められるもの

²⁶ デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の施行後は、同法第 5 章第 4 節に基づく対応となる。次の段落において同じ。

²⁷（訂正等の請求）

第 18 条 市民は、自己情報について、事実の誤り又は不正確な記載があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記載の訂正を請求することができる。

2 市民は、自己情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

- (1) 第 6 条の規定による原則を超え、又は第 7 条の規定によらないで収集されたと認めるとき。
- (2) 番号法第 20 条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

同条例第 23 条に基づき、当該請求があった日から起算して 14 日以内に
必要な調査を行い、当該請求に係る保有個人情報の訂正等を行う旨又は
行わない旨の決定を行い、当該請求者に対し、速やかに、当該決定の内容
を書面により通知することとする。

4. データベースの構築・運用の在り方

誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現というデ
ータベースの目的や、想定されるユースケースを踏まえれば、今後、本市教
育委員会の職員のみならず、市立小中学校の校長等がデータベースを活用す
ることが想定され、そのためには、こうした教育関係者もデータの分析結果
等を容易に理解・活用できるようなユーザーインターフェース（以下「UI」
という。）等について検討を行う必要がある。

また、上記の目的を踏まえれば、支援の対象となる児童生徒が本市の所管
する市立小中学校に在籍しなくなった段階で、当該児童生徒に係る個人情報
については、その保有の目的を終えたことになるとも考えられる一方で、行
政文書の適切な記録・保管や、氏名等の単体で個人を識別することができる
記述等を削除した上でのビッグデータとしての利活用の有用性とのバランス
を図る必要がある。

こうしたことを踏まえ、データベースの構築・運用に係る基本的な考え方は
以下のとおりとする。

(1) 想定されるユースケース

I. で述べたとおり、データベースの具体的な活用イメージとしては、
現時点において、大別して以下の 3 つを想定している。

①子供たちの SOS の早期発見・支援	不登校、いじめ等に関し、子供たちの SOS が事前 に何らかの兆候として現れていないか。それを踏 まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか。
②貧困・虐待等の困 難を有する子供へ	上記①のような SOS の兆候が現れた場合に、家庭 的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有

(3) 番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第
9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

3 市民は、自己情報について、実施機関により第 9 条第 1 項及び第 2 項又は第 9 条の 2
各項の規定によらないで目的外利用等をされ、又はされるおそれがあると認めたとき
は、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止又は事前の差止めを請求することが
できる。

4 第 15 条第 2 項の規定は、前 3 項の請求について準用する。

の支援	することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか。
③学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック	困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。そうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

特に、①子供たちの SOS の早期発見・支援のうち不登校について、当面、最も優先度の高いものとして検証を行っていく。本市では、長期欠席調査として、不登校を理由として、年間に 30 日以上欠席した児童生徒（国における不登校の定義）のほか、当月において 10 日以上欠席した児童生徒を把握していることから、これを通じて、いわゆる不登校傾向の児童生徒についても分析の対象としているところである。

例えば、以下のイメージ図にあるように、ある月の長期欠席調査で報告の対象となった児童生徒がいた場合、その児童生徒がその時点よりも前の各種調査の段階でどのような状況であったのか、学校生活の状況が学習・校務データとしてどのように表れていたかなどに何らかの特徴があれば、そうした過去データの分析を通じて、同様の SOS が事前に何らかの兆候として現れている児童生徒を早期に発見し、支援が必要かどうか、どういった支援が適切かを前倒して検討できるのではないか、ということを検証していく。

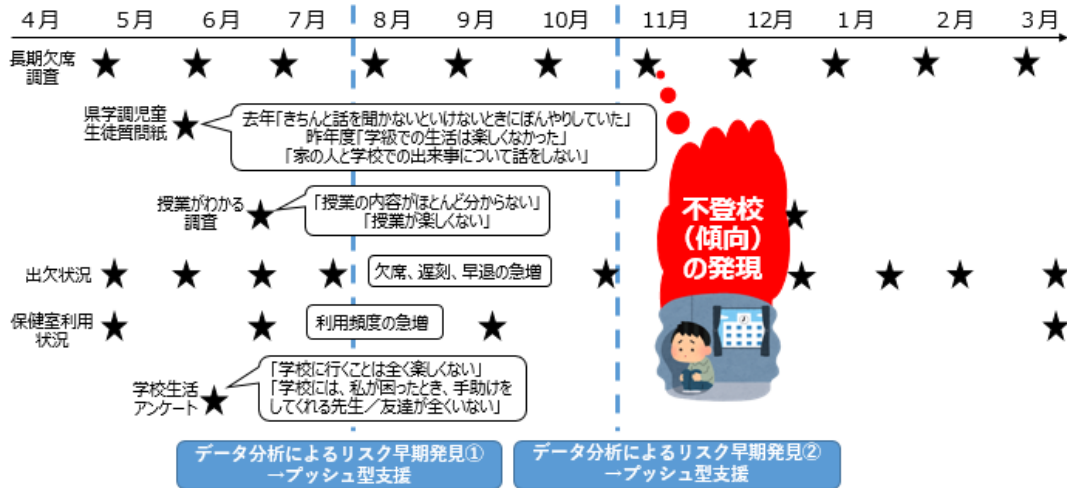
具体的な活用イメージ（モデルプラン）の例（不登校）

<不登校のSOSの早期発見・支援>

不登校（傾向を含む。）の課題が顕在化する前から、子供たちは困難を感じ、SOSを発出している可能性があるのではないか。そうしたことをデータ連携・分析により早期発見することで、未然防止のための学校等での個別のケア・支援につなげることが出来るのではないか。

<イメージ（項目は例）>

★：それぞれのデータを取得しているおおよその頻度を指す



(※) データ項目等はあくまでも例であり、これに限られるものではない。また、データ分析の時期についてもあくまでもイメージを示したもの。

また、②貧困・虐待等の困難を有する子供への支援については、上記①のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないかを検証していく。この点、例えば他自治体の先行事例においては、子供の貧困対策に資する支援のシステムにおける、子供の状態の総合判定によって「重点支援」の対象とされた子供のうち、25%が学校における見守りの対象ではなかったことが明らかになっており²⁸、こうした事例も参考にしつつ、具体的な方策について検討していくこととする。

さらに、③学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバックについては、単なる学力等の平均点だけで学校・学年・学級（以下「学校等」という。）を分析するのではなく、例えば生活保護・就学援助受給世帯率、特別支援教育対象世帯の割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合等を統計的に統制した上で、そうした困難な状況にもかかわらず成果

²⁸ 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第2回）」（令和4年1月21日）資料2・12頁（箕面市提出資料より）

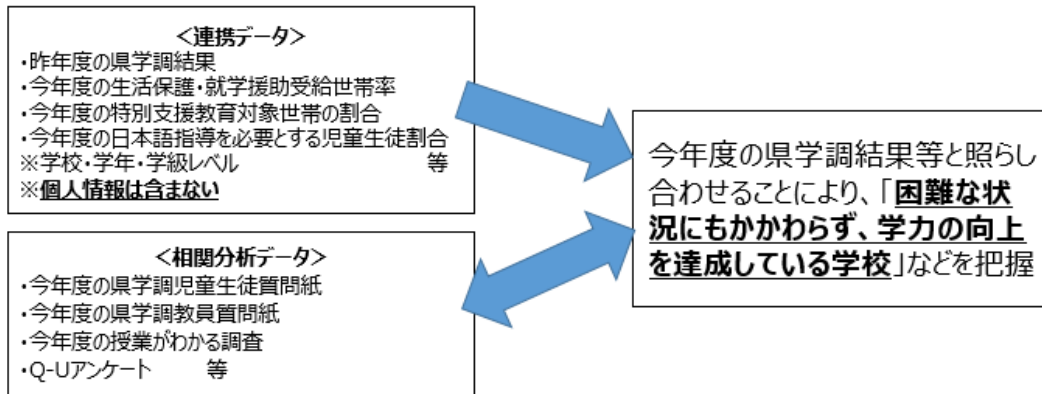
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/993048e0-093c-4f56-a8af-46ed880a8ce8/20220121_meeting_data_pt_02.pdf より

を挙げている学校には、共通する特徴が何らかあるのではないかとことや、そうした傾向を分析することで、学校等の強み、弱みが分かり、継続的改善や横展開のためのフィードバックを提供することが可能になるのではないかとことを検証していく。

具体的な活用イメージ（モデルプラン）の例（学校カルテ）

<学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック>

困難な状況にもかかわらず学力や非認知能力の向上を達成している学校には、共通する特徴が何らかあるのではないかと。そうした傾向を分析することで、学校全体や各学年、クラスの強み、弱みが分かり、継続的改善のためのフィードバックを提供することが可能になるのではないかと。



※学校カルテは、あくまでも学校経営・指導改善のためのフィードバックの材料とする。

※個人レベルでの学力不振の予測については、現時点では鮮度・頻度の高い学力データがないことから行わず、まずはどのような形成的評価に使える学習データが蓄積できるかを研究していくこととする。

こうしたことを踏まえつつ、データベースの活用により当面想定される主なユースケースについて列挙すると、以下のとおりである。

教育総合データベースの主なユースケースについて①

あくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その**全てを早急に検証することは実現可能性に乏しい**。今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、**優先順位を定めて随時、一つ一つについて検証の可能性**を見定める。

	概要
児童生徒データシフト	各児童生徒について、基礎情報（氏名等）や各種調査（右記参照）の結果・回答などが、一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される また、長期欠席になっている児童生徒について、その日数の推移や、学校による支援、教育相談等の記述が一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される
不登校発現リスク判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、その後不登校になるリスクがどの程度高いかを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
不登校深刻度リスク判定	ある児童生徒について、ある月に不登校（長期欠席）になった場合に、当該不登校がどの程度深刻かを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
いじめ深刻度リスク判定	ある児童生徒について、ある時点でいじめとして報告された場合に、当該いじめがどの程度深刻かを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
家庭関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、家庭関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
学習関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、学習関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
教師関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、教師関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される

※上記は主なものであり、この他にも、今後ユースケースが追加になる可能性がある。

教育総合データベースの主なユースケースについて②

あくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その**全てを早急に検証することは実現可能性に乏しい**。今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、**優先順位を定めて随時、一つ一つについて検証の可能性**を見定める。

	概要
友人関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、友人関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
学校基礎情報可視化	各学校（さらに学年・学級）単位で、児童生徒数や教職員数、県学力・学習状況調査結果、生活保護・就学援助受給児童生徒割合、特別支援教育対象児童生徒割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合及びそれらの推移が一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される
学校カルテ（各種調査結果比較）	各学校（さらに学年・学級）単位で、各種調査やアンケートの結果が、同一集団（学年等）の経年比較やある学年等の過去データとの比較を含め、グラフ等の分かりやすい形で表示される
学校カルテ（伸び分析）	昨年度の県学力・学習状況調査結果（又はAi-GROW）、及び今年度の生活保護・就学援助受給児童生徒割合、特別支援教育対象児童生徒割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合を変数として制御した上で、今年度の県学力・学習状況調査結果（又はAi-GROW）における予測値を算出して、昨年度からの伸び等が過去データに基づく予測を上回る・下回るかが学校（さらに学年・学級）単位でアラートで表示される
学校カルテ（相関分析）	上記の伸び分析を行った上で、過去データに基づき、当該伸びと相関関係が特に高いと考えられるデータを分析し、有意なものがアラートで表示される

※上記は主なものであり、この他にも、今後ユースケースが追加になる可能性がある。

なお、上記はあくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その全てを早急に検証することは、時間的・人力的な面の双方

の観点からみて、実現可能性に乏しい。

したがって、今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、優先順位を定めて随時、その一つ一つについて検証の可能性を見定めていくこととする。

(2) データベースに実装すべき機能

上記(1)の想定されるユースケースや、1. から3. までにおいて述べた点を踏まえれば、最終的にデータベースに実装すべき機能としては、以下が考えられる。

機能	その概要
①アカウント管理／ユーザー認証	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID等の情報を保持し、システム管理者や権限を与えられたユーザーが登録・修正・削除等を行う。 ・ユーザーがデータベースを利用する際に、ID/パスワード等によりユーザーの認証を行う。
②データ取り込み／抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・CSV等のデータを取り込み、自動でデータベースに反映する。 ・表示されたデータについて、当該項目に絞ってCSV等で抽出できるようにする。
③検索	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や学校等を検索／選択することで、当該児童生徒や学校等に係るデータが表示される。
④リンク	<ul style="list-style-type: none"> ・分析結果等をクリックすると、それに関連する元データがデータベース内で表示される。
⑤校務支援システム等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システム等で更新（登録・修正・削除等）されたデータがデータベースにも自動連携される。
⑥ダッシュボード	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースが取り込んだCSV等のデータが、児童生徒や学級・学年・学校ごとに選択すると、本市教育委員会の職員や市立小中学校の校長等でも分かりやすいような形式で表示される
⑦アラート表示	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースが取り込んだCSV等のデータが、データ分析のアルゴリズム等に基づき、例えば、不登校に関する子供のSOSが発せられている可能性が高い場合などに、アラートとして表示される。
※この他にも、今後実装が必要となる機能が追加になる可能性がある。	

このうち、①から④までの機能については、データベースに標準的に備

わっている機能であると考えられる。また、⑤校務支援システム等との連携機能については、今後、元データの更新がなされた際に、その都度手作業でデータベースに登録することとなれば、膨大な作業コストが継続的に発生することから、その負担を軽減する観点でもデータベースに実装することが必要である。

さらに、⑥ダッシュボード機能については、今後、本市教育委員会の職員のみならず、市立小中学校の校長等といった教育関係者もデータの分析結果等を容易に理解・活用できるような UI 等がなければ、データベースの活用は「絵に描いた餅」と化す可能性が高いことから、データベースの根幹を成す機能であると言えることができる。併せて、⑦アラート表示機能についても、実証事業の趣旨であるプッシュ型（アウトリーチ型）支援を行う上での重要な情報であり、データベース上で、そのような SOS が、上記の者において容易に理解・活用できるような形で表示されることが必要である。

このため、これらの機能については最終的にはデータベースに実装することが必要である一方で、当面は、まず、どのような手法でこうした機能が実現できるか、実現可能性について関係事業者とも協議を行いつつ、可能なものからデータベースに実装していくこととする。

そして、その後は、当面の実装における成果・課題等を検証しつつ、上記の最終的な姿をイメージしながら、随時、データベースに実装していく。

（3）データベースに搭載するデータの対象年度

データベースで利用するデータリストの要件としては、CSV 形式である（汎用的にシステムで利用できる）ことのほか、ID で各データのリレーション（紐付け）ができること、欠損や重複が排除され、表記や入力形式が統一されていることが挙げられる。

現在、こうした観点から、以下の図のように、①汎用的にシステムで扱えない帳票形式で保存されているデータを CSV 形式に変換する、②ID が付与されていないデータに ID を付与する、③複数ファイル、複数シートにまたがって保存されているデータを 1 つに統一する、④データクレンジング²⁹を行う、といった作業を行っているところであり、その作業が完了したのから、随時、データベースに搭載することとしている。

²⁹ 一般的には、データの欠損や重複や誤記、表記の揺れや入力形式の不統一を確認、修正すること。データ分析の精度を上げたりアプリケーションで利用可能にしたりするために必要。

データベース用のデータリスト作成作業について

◎データベースで利用するデータリストの要件

- CSV形式である（汎用的にシステムで利用できる）
- IDで各データ項目のリレーション（紐づけ）ができる
- 欠損や重複、表記や入力形式が統一されている

◎データリスト作成作業

- ① 汎用的にシステムで扱えない帳票形式で保存されているデータをCSV形式に変換する
- ② 複数ファイル、複数シートにまたがって保存されているデータを1つに統一する
- ③ IDが付与されていないデータにIDを付与する
- ④ データクレンジングを行う

データベースで利用するIDについては、

- 「年度」「学校」「学年」「組」「番号」の組み合わせ
- 埼玉県学力・学習状況調査の個人番号
- Googleアカウント
- 住民基本台帳の宛名コード

を利用する予定だが、IDとしての情報が足りないデータは、氏名や生年月日等を用いて紐づけを行い、新しくIDを付与していく作業が必要になる。

※データクレンジングとは・・・
一般的には、データの欠損や重複や誤記、表記の揺れや入力形式の不統一を確認、修正すること。データ分析の精度を上げたりアプリケーションで利用可能にしたりするために必要。

欠損

学年	組	番号
5年	1組	01
5年	1組	02
5年	1組	03
5年	1組	04
5年	1組	05
5年	1組	06
5年	1組	07
5年	1組	08
5年	1組	09
5年	1組	10

重複

学年	組	番号
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01

表記や入力形式の不統一

学年	組	番号
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01
5年	1組	01

※CSV形式とは・・・
カンマ区切りで表現できるデータの形式。エクセル上では、下図のように1行目に項目名、2行目以降に対応するデータが規則正しく入力されている（項目名が省略される場合もある）

学年	組	番号
5年	1組	01
5年	1組	02
5年	1組	03
5年	1組	04
5年	1組	05
5年	1組	06
5年	1組	07
5年	1組	08
5年	1組	09
5年	1組	10

具体的な対象年度については、現状のデータリストの整備状況や支援との接続性に鑑み、当面の作業としては、直近のデータ2年度分を対象としたデータリストの整備を優先することとする。他方で、例えば在籍している子供に係る数年前の乳幼児健診に係る情報や、在籍している中学校3年生の小学校在籍時のデータについても、分析の結果、有用な情報となる可能性があることから、優先順位を定めつつ、随時、それ以前の年度に遡ってデータリストを整備することも検討していく。

また、令和5年度（2023年度）以降においては、データの収集方法の改善を図りつつ、随時、最新の年度のデータリストを整備していく。

（4）データベースに搭載するデータの保存期間

データベース構築前の運用としては、データ項目ごとに、当該データを保有する保有・管理主体において、法令に保存期間の規定があるもの（例えば指導要録については5年（学籍に関するものは20年）³⁰、学校健診

³⁰ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）
第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

の健康診断票については5年³¹⁾はそれに従い、それ以外のものについては、戸田市文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）に基づき、当該文書の主務課の長（文書管理者）として適正に管理を行っているところである。

前述のとおり、データベースに搭載される情報のうち、こうした保有・管理主体から提供を受けたものについては、特段、それが改変される訳ではないため、データベースの取組が、その保存期間に特段の影響を与えるものではない。他方、データベースにおける分析結果等については、データベースに固有のものとして生成される新たな情報と言うことができ、したがって、その保存期間について、総括管理主体である教育政策室として検討を行う必要がある。

この点、データベースにおける分析結果等は、それを参考として、活用主体が当該児童生徒に対するアセスメントや支援を行うという意味で、重要な意義を要する情報であり、文書管理規程上1年保存とされている「照会、回答、報告等に関するもので軽易な文書等」又は3年保存とされている「照会、回答、報告等に関するもので5年保存を要しない文書等」「出張票等」「復命書」といった文書と同列に扱うことは適切ではない。他方、上記の指導要録や健康診断票の保存期間が5年であること、及び文書管理規程上10年保存とされている文書が「告示及び広告に関する文書等」「市議会に関する重要な文書等」といった文書であることにも鑑みれば、データベースにおける分析結果等の保存期間は5年を基本としつつ、対象となる文書ごとに、個別具体的に検討を行うことが適当であると考える。

一～三 （略）

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五～七 （略）

- ② 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

³¹⁾ 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

（健康診断票）

第八条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

2・3 （略）

- 4 児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。

(5) 卒業等に際してのデータの取り扱い

児童生徒が本市の市立中学校を卒業した場合や本市の市立小中学校から他自治体等の所管する学校に転校した場合など、本市の所管する市立小中学校に在籍しなくなった場合には、「個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むことが重要である³²」という一般的な原則に照らせば、まずは保有・管理主体において、法令に別段の定めがある場合を除き、当該児童生徒に係る個人情報は保存期間が経過した場合など、政策目的上必要でなくなった段階で、個人情報としては削除・破棄することとなり、これに伴い、そこからデータベースに搭載されたデータについても同様の扱いとなる。また、データベースに固有の情報である分析結果等についても、分析の基となった上記の情報に係る整理に併せ、個人情報としては削除・破棄することとなる。

他方、例えば学校教育法施行規則上、「校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない」こととされており、こうした法令に基づくデータの引き継ぎについてはこの限りではない。また、例えば「不登校になった児童生徒が、その以前に、あるアンケートの特定の項目にどのような回答をしていたか」といった傾向については、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した情報としてデータを蓄積することで、より精度の高い分析が可能となり、したがって子供たちへのよりの確な支援につなげられる意義を有している。

このため、こうした場合においても、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した情報としてデータを蓄積し、分析することにより、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援につなげる方策についても、今後検討していくこととする。また、個人情報としてのデータの引き継ぎについては、まず、どのような制度上・運用上の課題があるかについて整理を行った上で、制度上の課題に関わるものについては、国とも問題意識を共有することとする。

(6) データベースの活用

データベースの活用については、上記(1)の想定されるユースケースを基に、具体的な活用について検証を行っていくことになるが、データベースに搭載されている個人情報については、公益性の高い目的の下、守秘

³² 「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会）参照

義務のある地方公共団体や学校の教職員がその業務の範囲で取り扱うものであり、安易に外部に提供することには極めて慎重であるべきである。

他方で、データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた社会全体の生産性向上に資するものであるため、地方公共団体においても、サイバーセキュリティや個人情報情報の適正な取扱いを確保しつつ、公共データの公開及び活用を進めることが求められている³³。例えば、個人情報ではなく、データベース構築に際して本市が利用したデータフォーマットについて公開したり、個別のデータ項目の標準化の手法を公開したりすることは、今後、他の自治体が同様の取組を進めようとする際に同様の作業をゼロから始める手間を省略できることや、学術研究機関や民間事業者等（以下「学術研究機関等」という。）において同様のデータフォーマットを採用している自治体間の比較をすることが容易になるといった効果が期待されることから、積極的に進めていくこととする。

また、学術研究機関等とのデータ共有の在り方についても、データの利活用と個人情報の保護の双方のバランスを図る観点から検討を行う必要がある。現在の運用としては、教育データを本市から学術研究機関等に提供する場合には、貸与データや利用目的、貸与期間、貸与データの管理、秘密保持等について定めた覚書等³⁴を当該学術研究機関等と個別に締結し、それに基づいて申請書兼誓約書を提出させた上で、承認した場合に貸与を行っている。さらに、当該データが個人情報に該当する場合には、市個人情報条例に基づき審議会へ諮問を行い、承認を得た場合には提供を行っている。

この点、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法（地方公共団体に係る改正部分）第 69 条第 2 項第 4 号においては、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき³⁵、本人以

³³ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）

³⁴ 覚書等のサンプルについて、参考資料参照。

³⁵ 「保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。」とされている。（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和 4 年 2 月（令和 4 年 10 月一部改正）個人情報保護委員会事務局））

外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」は、地方公共団体による個人情報の臨時的な目的外利用又は外部提供が可能とされている³⁶。他方で、学術研究機関等がデータを利活用する目的としては、前述のように規定されている、専ら統計の作成又は学術研究の目的といったものが主であり、また、データベースの活用についても、児童生徒個人への支援ではなく統計的な傾向の分析や効果の検証が主として想定され、その限りにおいては、児童生徒が特定される個人情報としての提供が必要とは必ずしも考えられない。仮に、そうした学術研究目的での分析の結果を児童生徒個人への支援に活用しようとする場合には、地方公共団体において、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した上で学術研究機関等に提供し、分析結果の提供を受けたデータと、そうした削除を行う前の元データを照合することで対応が可能であると考えられる。

また、現行の個人情報保護法において、個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、同法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならないものとされているものの、地方公共団体から個人情報を学術研究機関等に提供することにより、個人情報の漏えい等のリスクが生じる可能性を完全に排除することはできない。

こうしたことから、本市から学術研究機関等にデータを共有するに当たっては、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した上で提供することを基本としつつ、個別に覚書等の締結の過程において学術研究機関等と調整を行うこととする。

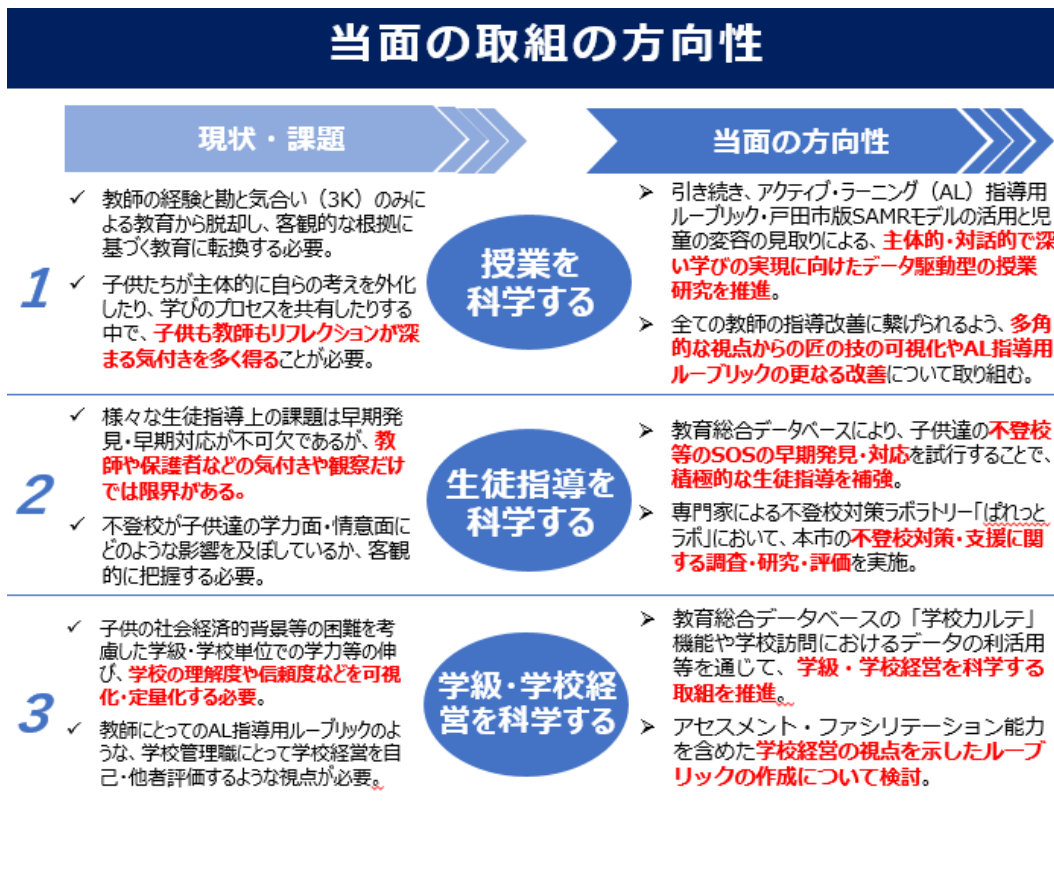
³⁶ ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされている。

IV. 今後の方向性

1. 教育データ利活用の方向性

データベースを含め、今後の教育データ利活用の方向性としては、大別して、①授業を科学する、②生徒指導を科学する、③学級・学校経営を科学する、の3つを進めていくこととする。

その全体像は以下のとおりであり、まず、①授業を科学するについては、現時点においては、鮮度・頻度の高い標準化された学習データがないことから、データベースの対象とはせず、まずはどのような学習データが蓄積できるかを研究していくこととする。具体的には、埼玉県学力・学習状況調査において児童生徒の学力を伸ばしている教師にヒアリングを行った上で、その指導の工夫を言語化した「アクティブ・ラーニング指導用ルーブリック」の更なる改善や、例えば発話記録等による児童生徒の発話と教師の指導との関係といった情報から、優れた教師の指導方法を分析する「匠の技の可視化」といった取組を通じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けたデータ駆動型の授業研究を推進していくこととする³⁷。



³⁷ 詳細については、「学校現場におけるデータの利活用及び匠の技の可視化について」(アドバイザーボード(第2回)資料2)

(https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/115516_232461_misc.pdf) 参照。

次に、②生徒指導を科学するについては、データベースの取組により、不登校、いじめ等に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないかといったことを検証することを通じて、積極的な生徒指導を補強していくことを目指す。それに加えて、外部研究員等から構成される不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」において、本市の不登校対策・支援に関する調査・研究・評価や、アンケート等を活用した調査・分析・予兆の発見、不登校と学力面・情意面との関連に係る研究等を行っていく。

最後に、③学級・学校経営を科学するについては、データベースの学校カルテ機能を通じて、単なる平均点や平均正答率にのみ着目することから脱却し、困難な状況にもかかわらず成果を挙げている学校には、共通する特徴があるのではないか、またそうした傾向の分析により、継続的改善や横展開のためのフィードバックが提供できないかといったことを検証していく。併せて、例えば以下の図のように、学校訪問等の機会において、埼玉県学力・学習状況調査や本市が独自に行っている「授業がわかる調査」の結果を分析し、学校現場と共有・意見交換を図る取組を通じて、多角的な視点から学級・学校経営を捉え、その改善を図っていくこととする。

令和4年度：学校訪問時のデータ活用

埼玉県学調の児童生徒質問紙より抽出した以下の項目、及び授業がわかる調査のデータを集計し、学校訪問時に、各校の傾向を管理職に共有。

埼玉県学調の児童生徒質問紙

- ① 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していますか。
- ② 学校の先生たちは自分のよいところを認めてくれましたか。
- ③ 授業で課題を解決するときに、みんなでいろいろな考えを発表すること（がよかったですか）。
- ④ 授業の始めに、今日どんな学習をするのかをつかんでから学習に取り組んだこと（がよかったですか）。
- ⑤ 授業の始めには気が付かなかった疑問が、授業の終わりに、頭に浮かんできたこと（がよかったですか）。

授業がわかる調査

- ① 授業がわかりますか。
- ② 授業が楽しいですか。
- ③ （探究心に関する質問）
- ④ （社会貢献意欲に関する質問）
- ⑤ （協働意識に関する質問）

○教育委員会から学校へのメッセージ

- ・多角的な視点から、データを捉えてもらいたい
- ・子供目線で、取組を振り返ってもらいたい

○学校経営をデータから捉える（学校カルテ）

- ・年度間、学年間の傾向の変化
- ・学力だけでなく、学校の雰囲気や授業の質（学校の理解度・信頼度）

○継続的な授業改善のためのシステムづくり



2. 施策の充実の方向性

これまで述べてきた、データベースなど教育データ利活用の取組が真に効果を挙げるためには、こうした授業、生徒指導、学級・学校経営をデータで「科学」する取組に加えて、不登校を「支援」することや、学校管理職のリーダーシップを向上させるといった施策自体の充実にも、併せて取り組んでいく必要がある。

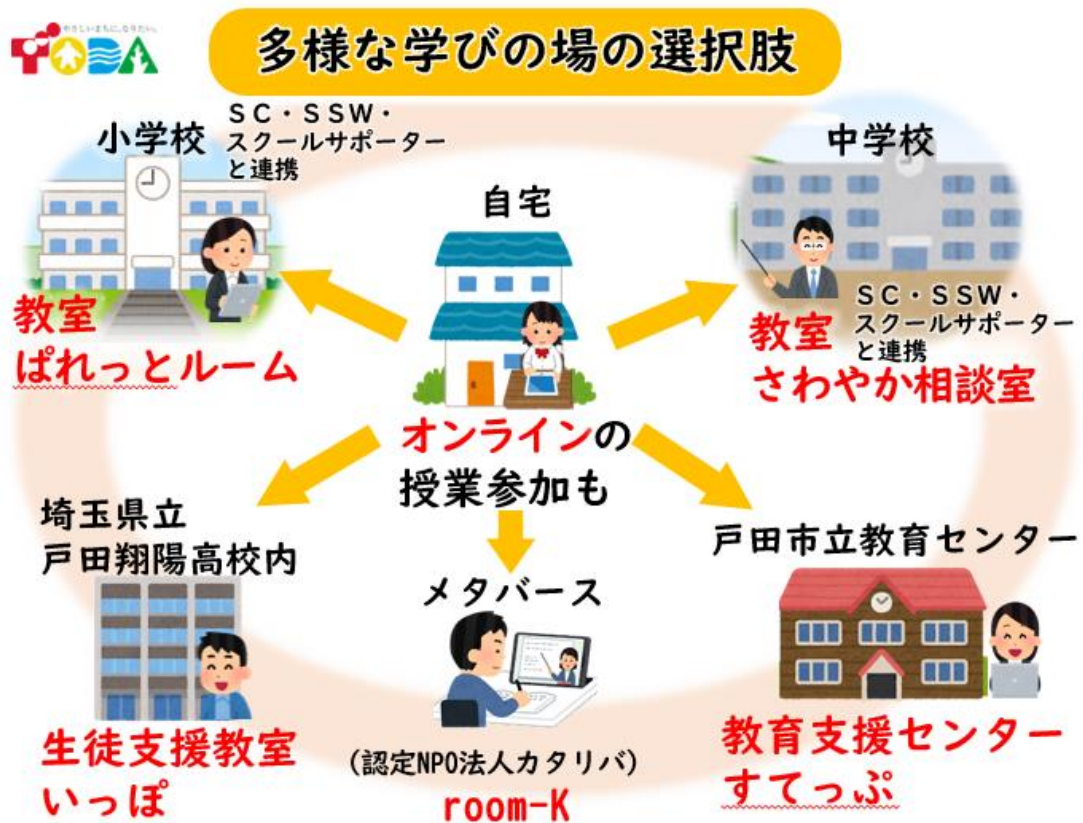
この点、本市教育委員会においては、令和4年度（2022年度）から、「戸田型オルタナティブ³⁸・プラン ～誰一人取り残されない教育の実現～」として、従来からの不登校施策であった、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置、中学校における「さわやか相談室」の設置、教育支援センター「すてっぷ」の民間委託による運営、SNSによる教育相談といったことに加え、新たに、小学校における戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」の設置³⁹、埼玉県教育委員会と連携した県立戸田翔陽高校内不登校児童生徒支援教室「いっぽ」の設置、NPOと連携したシェア型オンライン教育支援センター「room-K」における教育相談・学習支援など、不登校を「支援」するための施策の一層に充実に取り組んでいるところである。

戸田型オルタナティブ・プラン ～誰一人取り残されない教育の実現～	
◆ 小さなサインを「科学の視点」で見つけ出す ◆ 「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な支援」のための選択肢	
1 人	戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置事業 不登校を 支援 する 県立戸田翔陽高校内教室との連携 オンラインの学びの場の活用
	・戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置（3校） ・小中学校スクールサポーター配置による学校・家庭支援の充実 ・ICTを活用した学習支援や教育相談の推進 ・教育支援センター「すてっぷ」、教育センター等との連携 ● 埼玉県教育委員会との連携 支援教室「いっぽ」 ● 認定NPO法人「カタリバ」との連携によるオンラインを活用した教育相談・学習支援
2 データ	不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」設置事業 不登校を 科学 する 戸田市教育政策シンクタンクとの連携 全人的な教育を科学の視点で捉え、支える デジタル庁実証事業に採択
	・専門家による不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」設立 ● 「教育総合データベース」誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現 ・本市の不登校対策・支援に関する調査・研究・評価 ・アンケート等を活用した調査・分析・予兆の発見 ・不登校と学力面・情意面との関連に係る研究 ・各学校や相談室での不登校に関する取組への指導・助言
3 連携	社会に開かれたネットワーク構築事業（シンポジウム） 不登校を 理解 する 社会の認識を促し、協働の機運醸成を図る
	・地域や保護者を対象としたシンポジウムの開催 ・ぱれっとルームでの地域人材や学校応援回等との連携の促進 ・ぱれっとラボへの不登校経験者の招聘 ・研究成果レポートの作成・公開

³⁸ 「オルタナティブ」には、「代替の」「新たな」という意味があり、「こども達に新たな居場所を」という願いをこのプランに込めている。

³⁹ 令和4年（2022年）4月時点では3校。その後、同年11月から全12校に拡充。

子供が学校や社会に合わせるのではなく、むしろ学校や社会が子供のニーズに合わせて変わっていくべきではないか。そういった考えの下で、「不登校」と言ってもその要因も状況も異なる子供達一人ひとりに応じた、多様な学びの場の選択肢を用意していくことを目指している。



また、同じくデータベースの具体的な活用イメージの1つである、学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバックに関しては、学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップが、あらゆる教育改革・学校改革の成否を握る重要な要素になってきていることや、学校管理職のマネジメント能力に加え、アセスメントやファシリテーションの重要性が謳われていることも踏まえ、学校管理職にとって日々の学校経営の実践を振り返るための視点（物差し・レンズ）を示した「学校経営ルーブリック（仮称）」を今後、本市教育委員会として策定することとしている⁴⁰。

⁴⁰ 詳細については、「学校経営ルーブリック（仮称）について」（アドバイザーボード（第3回）資料2）

学校経営ルーブリック（仮称）の策定について（案）

- ・学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、校長をはじめとする**学校管理職のリーダーシップが、あらゆる教育改革・学校改革の成否を握る重要な要素**に。
- ・本年の教特法等改正施行後の「**対話と奨励**」の仕組みにおいてもこの点は一層重要であり、国が策定する指針では、マネジメント能力に加え、**アセスメントやファシリテーションの重要性**が謳われるとともに、校長については、**任命権者が教員とは別個の指標を策定**することが想定。
- ・これらも踏まえつつ、教師にとってのアクティブ・ラーニング指導用ルーブリックのような、**学校管理職にとって日々の学校経営の実践を振り返るための視点（物差し・レンズ）**が必要。

○戸田市として、**学校経営の実践において参照すべき視点等**を示した「**学校経営ルーブリック（仮称）**」を策定し、学校管理職の振り返りに活用する。

○策定に当たっては、学校管理職等**現場からの意見を丁寧に聴く**とともに、国の施策の動向や最新の研究、現場での活用状況等も踏まえ、**アジャイル思考で改善**を重ねていくものとする。

<スケジュール>

- 令和4年8～9月 **市内全校長等からヒアリング**（学校経営で重視する視点・現在の課題等）
 11月 教育政策シンクタンク アドバイザリーボード（ヒアリング概要提示）
 以降 関係者と具体的内容を調整
- 令和5年 3月 **ルーブリック（仮称）のたたき台提示**（※校長会等とも連携）
 4月以降 たたき台について**学校訪問等で試行、課題を踏まえて逐次改善**

このように、データベースの構築を待つことなく、様々な施策の充実に取り組んでいるところであり、今後は、教育データの利活用を通じて見えてきた成果や課題、学校現場からのニーズ等を踏まえつつ、これらの施策自体の一層の充実や見直しに努めていくこととする。

また、その際、教育データの利活用により、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現という目的にどの程度寄与することができたかという、政策効果の検証についても、適切な指標を設定しつつ、有識者の助言も得ながら⁴¹行っていく。

（https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/120861_254064_misc.pdf）を参照。

⁴¹ 例えば、戸田型校内サポートルーム「ばれっとルーム」については、外部研究員等から構成される不登校対策ラボラトリー「ばれっとラボ」において、データに基づいて取組の効果検証を行うとともに、「ばれっとルーム」のより効果的な活用について指導・助言を行うこととしている。

V. おわりに

データは、教育の未来を切り拓く鍵になる。

本市においては、こうしたデータの可能性を信じ、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現に向けて、教育データの利活用を推進してきた。

他方で、教育データの利活用に当たっては、様々な「壁」がある。

デジタル化もされていない膨大な紙の書類が散らばっているという「紙の壁」。そして、各データがそれぞれの政策目的（分野）に応じ、部局／機関、情報システムごとにバラバラに保存されているという「分野・組織の壁」。さらには、「データ利活用は危ないものだ」「なくても何も困っていない」といった「意識の壁」。

こうした「壁」を打破し、現象が発生してから、断片的・部分的な情報に基づいて対応する「後手」の対応から、こうしたデータのうちそれぞれの目的に応じて必要となるものを、個人情報の保護措置を講じた上で連携させ、子供たちのSOSを早期発見することでプッシュ型の支援を行う、いわば「先手」の対応に転じていく必要があるのではないか。

令和5年（2023年）4月に創設される「こども家庭庁」に係る令和5年度概算要求においては、「潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、アウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携について、デジタル庁や内閣府における検討の成果や課題を引き継ぎ、データ連携を進める際のガイドラインの策定や個人情報の適正な取り扱い等について、検討を行う。また、全国への横展開を見据え、地方自治体における実証事業を実施する。」こととされている⁴²。

データ連携を進める際のガイドラインの策定や、全国への横展開に向けて、「いま、困っている子供たちを救うために、データの力で何か支援等が出来ないか」と感じておられる自治体等の関係者の方々にとって、本ガイドラインが何かのお役に立てることを願っている。

そして、「経験、勘、気合い」といった「3K」のみの指導から脱却して「根拠、検証、科学」の「新たな3K」へと今まさに船出し、教育改革の「ファーストペンギン」を目指し続ける、本市の挑戦にこれからも注目、応援をいただければ幸いである。

⁴² その後、当該予算が内閣府の令和4年度第2次補正予算として計上された。

参 考 資 料

※以下は、あくまでもサンプルであり、記載内容は個別の事情により異なる。

※最低限、個別に記載を変更すべき箇所は、灰色網掛けとしている。

共同研究「●●」に関するデータ貸与に係る覚書

戸田市教育委員会 教育長 (氏 名) (以下「甲」という。)と(産官学名)(役職)(代表者氏名) (以下「乙」という。)は、共同研究「●●」に関するデータの貸与にあたり、次の各条のとおり覚書(以下「本覚書」とする。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本覚書における「分析成果」とは、本覚書に基づき乙に貸与されるデータ(以下「貸与データ」という。)を用いた分析により得られた成果であり、第2条に規定する貸与データの利用目的に係る著作物をいう。

(貸与データ等)

第2条 甲は、共同研究「●●」に関する自らが保有するデータについて、次の各号によって、乙に貸与する。

(1)	貸与データ	共同研究「●●」(以下「共同研究」という。)において必要となる、(貸与データの種類)(児童生徒の氏名、生年月日等個人を特定する情報は除く。)
(2)	貸与データの利用目的	(利用目的)
(3)	貸与データの利用場所	別紙のとおり
(4)	貸与に当たって乙の負担する経費	0 円
(5)	貸与データの形式	Excel 等電子データ

(貸与期間)

第3条 貸与データ等を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、本覚書締結日から令和●年(20●年)●月●日までとする。

2 甲乙協議の上、貸与期間を延長することができる。

(分析担当者)

第4条 乙は、乙が別表に掲げる者を分析担当者として、貸与データを用いた分析に従

事させることができるものとする。

- 2 乙は、分析担当者の追加又は変更等で別紙及び別表の記載事項に変更が生じる場合は、あらかじめ甲に書面により通知するものとする。

(分析担当者の監督)

第5条 乙は、貸与データ等の取扱いについて、本覚書の趣旨にのっとり、嚴重な秘密の保護を求めため、分析担当者から誓約書(様式)の提出を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により分析担当者から誓約書の提出を受けたときは適正に保管し、甲からの申し出があった際には、その写しを提出しなければならない。ただし、次条第3項により、契約書の写しを甲に提出する委託先の第三者については、誓約書の提出は求めないものとする。

- 3 乙は、その取り扱うデータの適切な管理が図られるよう、分析担当者に対して、第10条第2項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(利用の制限)

第6条 乙は、貸与データを、第2条で示す利用目的の範囲外で自ら利用し、又は第三者に再貸与、譲渡その他の方法による提供をしてはならない。この覚書が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、本覚書に基づき貸与されたデータを、本覚書の目的に沿った分析を行う場合に限り、分析担当者に再貸与することができる。その場合においては、全てのデータの安全が図られるよう再貸与し、再貸与を受けた分析担当者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 3 乙は、第2条(2)に定める目的で行う調査業務の一部を第三者へ委託する場合は、第1項の規定にかかわらず、委託先の第三者へ調査に必要なデータを提供することができる。その場合において、乙は、委託先の第三者に対し、貸与データの適正な管理のために必要な指示監督を行うものとし、乙と委託先の第三者との間で締結する貸与契約書の写しを甲に提出することとする。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、貸与データについて、き損等に備え重複して保存する場合又はデータを送信先と共有しなければ目的を達成することができない場合以外には、複製、持ち出し、送信その他データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(成果物の帰属)

第8条 分析成果の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するデータベースの著作物の著作権及び外国における著作権（同法第27条の翻訳権，翻案権等を含む。）に相当する権利を含む。）は，乙に帰属することとする。ただし，分析成果については，甲に提供するとともに，これを無償で使用できるものとする。

（成果物の公表）

第9条 乙は，分析成果の公表にあたっては，児童生徒，教師及び学校等が特定できないよう配慮するとともに，公表内容について甲に対して事前に十分な時間をもって報告することとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は，貸与データの利用に関して知り得た秘密を第三者に漏らし，又は，第2条で示す利用目的の範囲外で利用してはならない。この覚書が終了し，又は解除された後においても同様とする。

2 乙は，貸与データを用いた分析を行うに当たっては，十全なセキュリティ対策が施されたネットワーク及びコンピュータを用い，必要に応じて当該データの電子ファイルを暗号化する等，情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項及び前項の規定は，貸与データを用いた分析により得られた中間生成物（以下「中間生成物」という。）についても同様とする。

4 次の各号の一に該当する資料及び情報は前各項の規定を適用しないものとする。

（1）既に公知のもの，又は自己の責に帰することのできない事由により公知となったもの

（2）守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

（3）甲から書面により開示を承諾されたもの

（4）乙が貸与データによらず独自に開発し又は知り得たもの

5 甲は，乙が正当な理由なくして，第1項及び第3項に規定する条項に違反したとき，又は第2項の規定の違反により損害が生じたときは，乙に対し損害賠償を請求できるものとする。

6 乙は，自らの責めに帰すべき情報の漏えい又は不正使用があった場合は，これにより生じた一切の損害について，賠償の責めを負うものとする。

（紛失等）

第11条 乙は，災害又は事故により貸与データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は，速やかに甲へ報告するものとする。

2 乙は，前項のほか，自らの不注意などにより貸与データを紛失した場合，情報が漏

えいしていることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は甲に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第12条 乙は、貸与データの貸与期間終了後、貸与データ及び中間生成物を消去又は廃棄又は返却し、その旨を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、貸与期間中であっても、甲から貸与データ及び中間生成物を消去又は廃棄及び返却の求めがあった場合は、これに従わなければならない。

(調査等)

第13条 甲が貸与データの利用状況及び管理状況について乙に対して調査し、報告を求めることができる。

2 前項に基づき、甲が乙へ調査等を求めた場合には、乙は、これを拒まないものとする。

(覚書の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚書を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本覚書に関し、不正又は不当な行為をしたとき
- (2) 相手方が本覚書に違反したとき

(覚書に違反した場合の措置)

第15条 甲は、乙が本覚書に違反し、又は乙に本覚書の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、本覚書の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また乙は、本覚書の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意する。

- 一 乙に対して貸与データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること
 - 二 乙の氏名及び所属機関名を公表すること
 - 三 乙に対して一定の期間又は期間を定めずに貸与データを貸与しないこと
- 2 前項において分析担当者が違反した場合であっても、乙において分析担当者の監督における故意又は過失が認められる場合は乙を違反者として取り扱うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、分析担当者が故意又は重大な過失により本覚書の遵守事項に違反したと認められた場合は、甲は分析担当者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(損害賠償)

第16条 甲は、第10条に定めるほか、乙の故意又は重大な過失に基づく本覚書上の義務の不履行によって損害を被ったときには、その賠償を請求できるものとする。

(免責)

第17条 乙は、貸与データを利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、甲は乙に対し、一切の責任を負わないものとする。

2 甲は、乙が貸与データを利用することにより第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、一切の責任を負わないものとする。

(覚書の有効期間)

第18条 本覚書の有効期間は、第3条に定める期間と同一とする。

2 前項にかかわらず、本覚書の失効後も、第8条から第12条まで、第16条及び第17条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第19条 本覚書に定めのない事項について、これを定める必要があるとき、又は本覚書の規定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市教育委員会

教育長 (氏名) 印

(乙) (所在地住所)

(産官学名)

(役職) (代表者氏名) 印

(様式)

令和 年 月 日

誓 約 書

(産官学名)

(役職) (代表者氏名) 殿

_____(分析担当者)____ 印

戸田市教育委員会 教育長 (氏 名)との共同研究「●●」において、戸田市から貸与されるデータを用いた分析に従事することとなりました。

ついては、本分析で扱うデータには、厳重な秘密の保護を要求されることに留意し、下記事項について誓約致します。

記

- 1 戸田市教育委員会 教育長 (氏 名)と(産官学名) (役職) (代表者氏名)氏が令和 年 月 日に締結した「共同研究「●●」に関するデータ貸与に係る覚書」に規定する事項を遵守し、データは適切に取り扱うこと。
- 2 データの分析の処理上知り得た事実、その他の分析中に知り得た情報の一切について、分析期間であるか否かにかかわらず、第三者に漏らさないこと。
- 3 (代表者氏名)氏の指示なく、データを持ち出し、転写し、若しくは貸出し、または第三者に閲覧させないこと。
- 4 データを用いた分析を行うに当たっては、情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じること。
- 5 データは、紛失ないよう慎重に取り扱い、事故が生じたときは、速やかに(代表者氏名)氏の指示を仰ぐこと。

以上

別紙 (第2条(3)関係)

貸与データの利用場所 一覧

××大学 △△研究室

別表（第4条関係）

分析担当者

氏名	所属部局・職名	貸与データを用いた分析における役割

資料 NO. 1

教育委員提案

令和4年第12回定例教育委員会

令和4年12月15日（木）

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 学校事務職員の現状と展望について（仙波委員）…………… 1
（学務課）
- ② 戸田市教育政策シンクタンクの現況と今後の展望について（長道委員）…………… 1 2
（教育政策室）



学校事務職員の現状と展望について

戸田市教育委員会
学務課

○平成27年12月21日中教審

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」

- ・ 校長が組織的に学校経営を行うことができるような体制の整備
- ・ 学校マネジメントにおける総務・財務面の重要性が増している。
- ・ 管理職を総務・財務面で補佐する必要性が増大していることから、事務職員の職務の在り方等を見直し、事務機能の強化

→事務職員が専門性を生かしながら、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指す。

○平成29年4月1日 学校教育法改正

- ・ 「事務職員は事務に従事する」から
「事務職員は事務をつかさどる」へ変更

○平成31年1月25日中教審

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

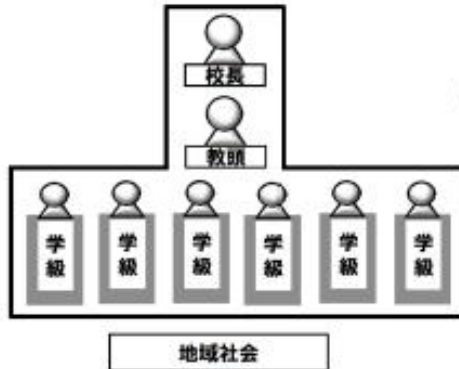
- ・ 事務職員の校務運営への参画の推進

「チームとしての学校」像（イメージ図）

従来

- ・自己完結型の学校

（鍋ぶた型、内向きな学校構造
「学年・学級王国」を形成し、
教員間の連携も少ない などの批判）



現在

- ・学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造で、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況
- ・主として教員のみを管理することを想定したマネジメント



チームとしての学校

- ・多様な専門人材が責任を伴って学校に参画し、教員はより教育指導や生徒指導に注力
- ・学校のマネジメントが組織的に行われる体制
- ・チームとしての学校と地域の連携・協働を強化



（注）「従来」「現在」の学校に係る記述は、学校に対するステレオタイプの批判等々を表しているものであり、
具体的な学校、あるいは、全ての学校を念頭に記述しているものではない。

（注）専門スタッフとして想定されるものについては、本答申の22ページを参照。また、
地域社会の構成員として、保護者や地域住民等の学校関係者や、警察、消防、保健所、
児童相談所等の関係機関、青少年団体、スポーツ団体、経済団体、福祉団体等の
各種団体などが想定される。

授業	・教員による一方的な授業への偏重	・変化する社会の中で、新しい時代に必要な資質・能力を身に付ける必要	・アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善
教員の業務	・学習指導、生徒指導等が中心	・学習指導、生徒指導等に加え、 <u>複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況</u> 。	・専門スタッフ等との協働により <u>複雑化・多様化する課題に対応しつつ、教員は教育指導により専念</u>
学校組織運営体制	・鍋ぶた型の教職員構造 ・担任が「学年・学級王国」を形成	・主幹教諭の導入等の工夫 ・学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造	・カリキュラム・マネジメントを推進 ・多様な専門スタッフが責任を持って学校組織に参画して校務を運営
管理職像	・教員の延長線上としての校長	・主として教員のみを管理することを想定したマネジメント	・多様な専門スタッフを含めた学校組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要
地域との連携	・地域に対して閉鎖的な学校	・地域に開かれた学校の推進	・コミュニティ・スクールの仕組みを活用 ・チームとしての学校と地域の連携体制を整備

平成27年12月21日中教審 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」より

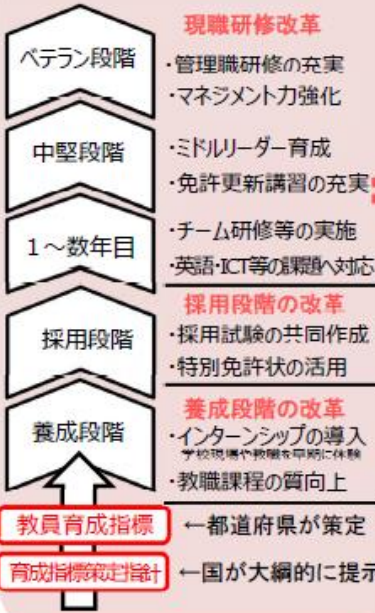
「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

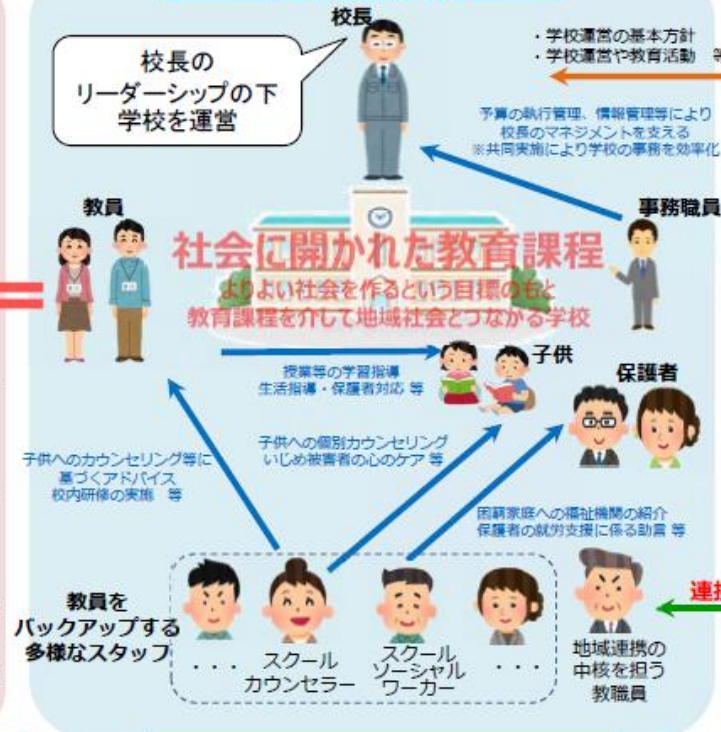
養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上



要・法改正：免許法、教員セク法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)



要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

平成31年1月25日中教審

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」より

学校教育法第37条14 事務職員は、事務をつかさどる。

- 学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職
- その専門性を生かして学校の事務を担当事項として処理し、校務運営に参画

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	総務	就学支援に関すること 学籍に関すること 教科書に関すること 教職員の福利厚生に関すること	就学援助・就学奨励に関する事務 児童生徒の転出入等学籍に関する事務 教科書給付に関する事務 給与・諸手当の認定、旅費に関する事務 福利厚生等の事務
2	財務	予算に関すること	学校徴収金に関する事務 補助金・委託料に関する事務
3	管財	施設・設備及び教具に関すること	施設・設備及び教具の整備及び維持・管理に関する事務
4	事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る提案 学校事務の運営、共同実施

令和4年度 18校に計24名が勤務

複数配置校

戸田第一小学校

戸田第二小学校

戸田東小学校

戸田中学校

新曽中学校

芦原小学校 (R4加配)

職名

事務主幹 4名

事務主査 2名

事務主任 5名

事務主事 10名

主任専門員 3名
(再任用)

小学校27学級，中学校21学級以上で2名配置

【事務共同実施での取組】

平成25年度より3チーム（西部・中部・東部）で実施

複数の学校の職員で

- 共同して事務処理を行う（適正化・効率化）
- 正確な事務処理を行う（相互点検）
- 事務処理方法について学校間の差異なくす（事務の平準化）
→ 経験の浅い事務職員のOJTの場となっている。

【事務共同実施に伴う兼務発令】

- 所属するチーム（6校）で兼務発令している。
- 各チームの責任者（基本的に事務主幹）については、市内小中学校全校に兼務発令

他市から転任してきた事務職員や経験の浅い事務職員への支援ができた。

確認作業を分担して行ったことで、正確な諸手当の認定と報告ができた。

他校の仕事内容を知ることによって、本務校の業務への参考になった。

他校や地域の情報を聞く機会となり、本務校の課題を客観視することができ、課題解決の方策を考えるきっかけになった。

本市での研修等の機会

本市での研修等の機会	内 容 等
学務担当学校訪問	諸表簿等の確認
管理職及び事務職員合同研修会	県教育局担当者の講義、質疑
事務共同実施	年間6～7回
事務部会	情報共有、情報交換

県の研修等の機会

県の研修等の機会	内 容 等
集合形式による給与事務等に係る学校訪問	複数校による確認
南部教育事務所総務給与・人事学務担当学校訪問	諸表簿等の確認

事務職員の働き方改革



令和4年 勤務状況調査6月（埼玉県教育委員会）

小学校	勤務時間を除いた在校等時間 (平均)		平日（課業日）のみ		休日（週休日等）を含む	
	平日	休日	45時間超	80時間超	45時間超	80時間超
市内	0時間37分	0時間0分	0%	0%	0%	0%
県内	0時間58分	0時間0分	7.9%	0.3%	8.0%	0.4%

中学校	勤務時間を除いた在校等時間 (平均)		平日（課業日）のみ		休日（週休日等）を含む	
	平日	休日	45時間超	80時間超	45時間超	80時間超
市内	0時間32分	0時間0分	12.5%	0%	12.5%	0%
県内	0時間58分	0時間0分	8.2%	0.8%	8.5%	0.8%

事務職員については、給特法が適用外のため

○残業する際には、超過勤務手当が発生

○年度当初に校長と「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）を締結

【現状・課題】

- 共同実施や研修等をとおした事務職員の資質・能力向上
- マネジメント機能強化ということに対して、これまで以上に責任を持って事務処理することが求められている。
 - ・ コミュニティー・スクールでは、地域連携の窓口
 - ・ 働き方改革では総務・財務等の専門職として事務の効率化 等

【今後の展望】

- 計画的な人事による事務の共同実施の活性化
 - ・ 事務職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験・地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。その上で、共同実施のチームが活性化するように、チーム間の事務職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を図る。
- 事務職員の昇任選考の推薦
 - ・ 選考基準等に合致するものについては、積極的に推薦し、今後の事務職員のリーダーの育成を図る。

令和4年12月

教育委員提案

戸田市教育政策シンクタンクの現況と今後の展望について

戸田市教育委員会
教育政策室

戸田市SEEPプロジェクト

～産官学と連携した教育改革の重点～

SEEPとは、Subject、EdTech、EBPM、PBL、の4文字のアクロニムであり、
「浸透する」の意味 → 薫習



Subject
(教科教育)

子供たちにこれからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を身に付けさせるために、教科の本質を捉えた授業改善を目指す。



EBPM
(Evidence-Based Policy Making)

教育政策シンクタンクを中心に教育の定量的データ及び定性的データの分析を行い、「経験と勘と気合」から脱却したエビデンスに基づく政策立案を行う。



EdTech
(Education × Technology)

「指導と管理」のPCから「学びと愛用」のPCとしたICTのマストアイテム化をはじめ、教育とテクノロジーの融合による新たな学びを推進する。



PBL
(Project-Based Learning)

社会に開かれた「誰かの何かの課題」を解決する活動を通して、子供たちの未来を切り開く探究者としての資質・能力の育成を目指す。

戸田市教育委員会「教育政策シンクタンク」

設置趣旨

戸田市の教育行政におけるEBPM（EIPP）の推進の核とするため、これを専門的に担う人材から成る「教育政策シンクタンク」を立ち上げ、より効果的・効率的な教育政策の企画立案を行うとともに、市民への説明責任を果たす。

設置意義

教育委員会
内部における
基本的な
調査分析機能

主導性

教育政策全体のEBPM（EIPP）に関する構想の企画と実行を主導することができる。また、個々の研究者等との共同研究においても、本市にとってより効果的な形での連携を行うことができる。

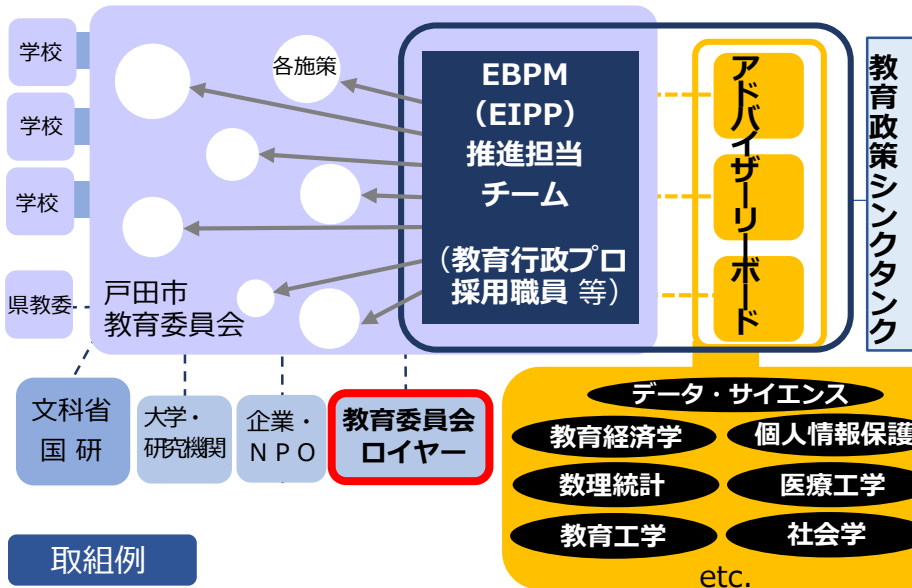
機動性

外部研究者等との共同研究は一大プロジェクトとして行われることが多いが、自前の調査研究では、小さな規模のものも含め、より日常的に、機動的に行うことができる。

実効性

本市における教育課題や個々の教育施策に直接結びつけた形での調査分析を行えるため、分析結果によるエビデンスをより実効的に教育施策に活かすことができる。

体制



体制の3つのポイント

○教育委員会内部のEBPM（EIPP）推進担当チーム

EBPM（EIPP）は教育委員会が所管するすべての学校教育施策の基本的な考え方として浸透し、教育委員会及び学校の職員全員によって実行されるものであり、担当チームはその推進役及びとりまとめ役としての立場を担う。担当チームは、事務職（教育枠）を含める教育改革の政策担当の職員が兼務する。

○外部アドバイザーとの連携

産官学から外部有識者を委嘱し、日常的なアドバイザーとして教育政策シンクタンクのメンバーとなっていただく。また、必要に応じて外部有識者によるアドバイザーリーボードを設置する。

○産官学の外部機関等との連携

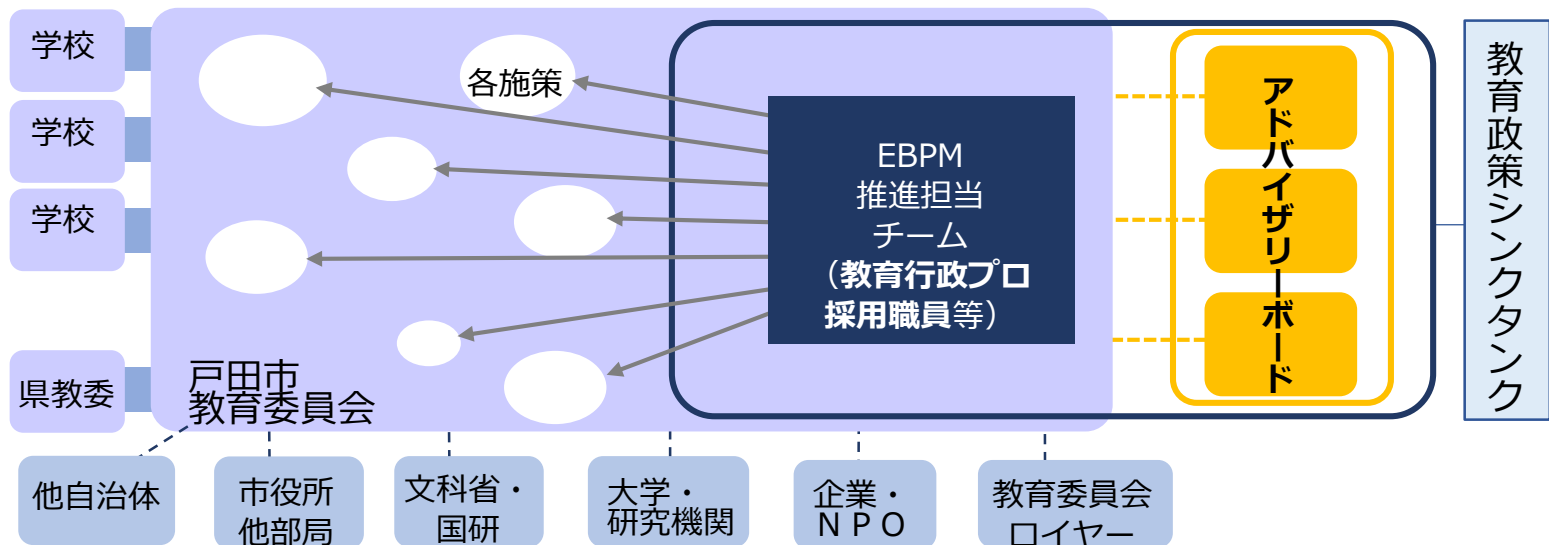
専門性の高い研究や規模の大きな研究等については、外部の知のリソースを積極的に活用し、産官学の外部機関との連携を行う。その際には、調査分析のデザインの調整について主体性を持って調整する。

取組例

- ・教育活動の多様な成果を多角的に分析するとともに、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しいものも含め、現場感覚をもった的確に状況を把握する。
- ・データの標準化や一元化（ワンソース・ワンマスタ）と二次利用促進（オープンデータ化）
- ・データの集約・提供体制等に関する改革の推進

外部アドバイザーとの連携

子供たちを誰一人取り残さず、一人一人が21世紀を主体的に生き抜く力を身につけるため、**教室を科学**することを通じ、**優れた教師の匠の技の言語化・可視化・定量化**や**個別最適な学び**の実現、**EBPM (EIPP) の推進**に取り組む。



関係機関

市役所内他部局
(健康福祉部、こども健やか部)
他自治体
大学
企業等

アドバイザーボード

認定NPO法人カタリバ代表理事・今村久美氏 (不登校支援)
堺みくに法律事務所・小美野達之弁護士 (スクールコンプライアンス)
渥美坂井法律事務所・三部裕幸弁護士 (個人情報保護)
日本大学・末富芳教授 (教育行政学、教育財政学)
東京大学・田中隆一教授 (経済学)
慶應義塾大学・中室牧子教授 (教育経済学)
イエール大学・成田悠補助教授 (経済学・機械学習・人工知能)
聖心女子大学・益川弘如教授 (学習科学) ※50音順で掲載

戸田市教育政策シンクタンク 教育総合データベース

- ① **誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現**
(子供たちのSOSの早期発見・支援等)
- ② **EBPM (EIPP) の推進** (行政課題特定の精緻化や施策の効果測定等)
- ③ **新たな知見の創出**
(匠の技の可視化、学校カルテによる学校現場へのフィードバック等)
- ④ **関係機関の連携促進** (教育委員会と福祉部局等との連携等)



- 教育委員会及び市長部局に分散している**子供に関わるデータ**について、**教育分野を軸**にした「**教育総合データベース**」を整備する。
- 併せて、**データの標準化**や**データフォーマットのオープン化**等により、他自治体においても導入しやすい基盤となることを目指す。

デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」実施団体に採択

<今後の検討課題>

- ✓ 具体的活用イメージ、データ項目・IDの整理
- ✓ 個人情報保護の措置、倫理面での配慮
- ✓ 効果的・効率的な活用の在り方
- ✓ 整備すべきシステムの在り方
- ✓ データリテラシーの育成
- ✓ 学校におけるデータ活用の可能性¹⁶

データベース構想に係るこれまでの経緯

- 2019.6 **戸田市教育政策シンクタンク設置**
 - ・EBPM（EIPP：Evidence Informed Policy and Practice）の推進に取り組む体制を整備
- 2021.7 **教育政策シンクタンク アドバイザリーボード（第1回）開催**
 - ・データベース構想について紹介
- 2022.2 **デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」に応募**
 - ・上記の構想を「教育総合データベース」として提案
- 2022.4 **デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の実施団体として採択**
- 2022.5 **戸田市教育委員会定例会（第5回）**
 - ・教育総合データベース（デジタル庁実証事業）について紹介
- 2022.7 **教育政策シンクタンク アドバイザリーボード（第2回）開催**
 - ・教育総合データベース（デジタル庁実証事業）について紹介
- 2022.9 **総合教育会議（令和4年度第1回）**
 - ・教育総合データベース（デジタル庁実証事業）について紹介
- 2022.11 **教育政策シンクタンク アドバイザリーボード（第3回）開催**
 - ・教育総合データベース（デジタル庁実証事業）の検討状況について紹介
- 2023.3-4 **教育政策シンクタンク アドバイザリーボード（第4回）開催**
 - ・教育総合データベース（デジタル庁実証事業）の進捗状況について紹介

（※）今後のスケジュールは、状況により変更される可能性がある。 17

子供たちが誰一人取り残されないためのデータ連携

現在、子供に関する様々なデータは、それぞれの政策目的（分野）に応じ、部局／機関、情報システムごとに**バラバラに保存**されており、かつ、**紙の情報でデジタル化**されていないものもある（「**分野の壁**」「**組織の壁**」「**紙の壁**」という**3つの壁**）。本市が直面する不登校等の課題に対応し、子供たちが「**誰一人取り残されない**」教育を実現するためには、こうした壁を打破していく必要。

具体的には、現象が発生してから、断片的・部分的な情報に基づいて対応する「**後手**」の対応から、こうしたデータのうちそれぞれの目的に応じて必要となるものを、**個人情報**の保護措置を講じた上で連携させ、**子供たちのSOSを早期発見することでプッシュ型の支援**を行う、いわば「**先手**」の対応に転じていく必要があるのではないか。

<本市の抱える主な課題の例：不登校児童生徒割合の年度別推移>

対象 年度	国			埼玉県			戸田市		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
令和3年度(人)	81,498	163,442	244,940				109	133	242
発生率(%)	1.3	5.0	2.6				1.32	3.77	2.06
令和2年度(人)	63,350	132,777	196,127	2,630	6,458	9,088	71	125	196
発生率(%)	1.0	4.1	2.0	0.71	3.5	1.64	0.86	3.64	1.68
令和元年度(人)	53,350	127,922	181,272	2,126	6,331	8,457	54	117	171
発生率(%)	0.83	3.94	1.88	0.58	3.4	1.52	0.66	3.48	1.48
平成30年度(人)	44,841	119,687	164,528	1,908	5,863	7,771	46	109	155
発生率(%)	0.7	3.65	1.69	0.51	3.1	1.39	0.57	3.3	1.36

誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現

(1) 子供たちのSOSの早期発見・支援

個人レベル

不登校、いじめ等に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか。

(2) 貧困・虐待等の困難を有する子供への支援

個人レベル

上記(1)のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか。

(3) 学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック

学校～学級レベル

困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。そうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

<主なデータ項目（※検討中であり、今後変更が有り得る。）>

基礎情報	生徒指導	学力等	その他
氏名・生年月日・性別等	長期欠席調査	県学力・学習状況調査	出欠・遅刻・早退の状況
在籍学校名・クラス・出席番号	いじめ等に関する記録	県学力・学習状況調査 質問紙	授業がわかる調査
埼玉県学力・学習状況調査 管理番号	教育相談の利用の有無	Reading Skills Test	学校生活アンケート調査
	SC・SSW相談	非認知的能力調査 (AiGROW)	Q-Uアンケート等
就学前段階	健康		
保育・幼稚園在園時の状況	乳幼児健診結果		
	学校健診結果等		

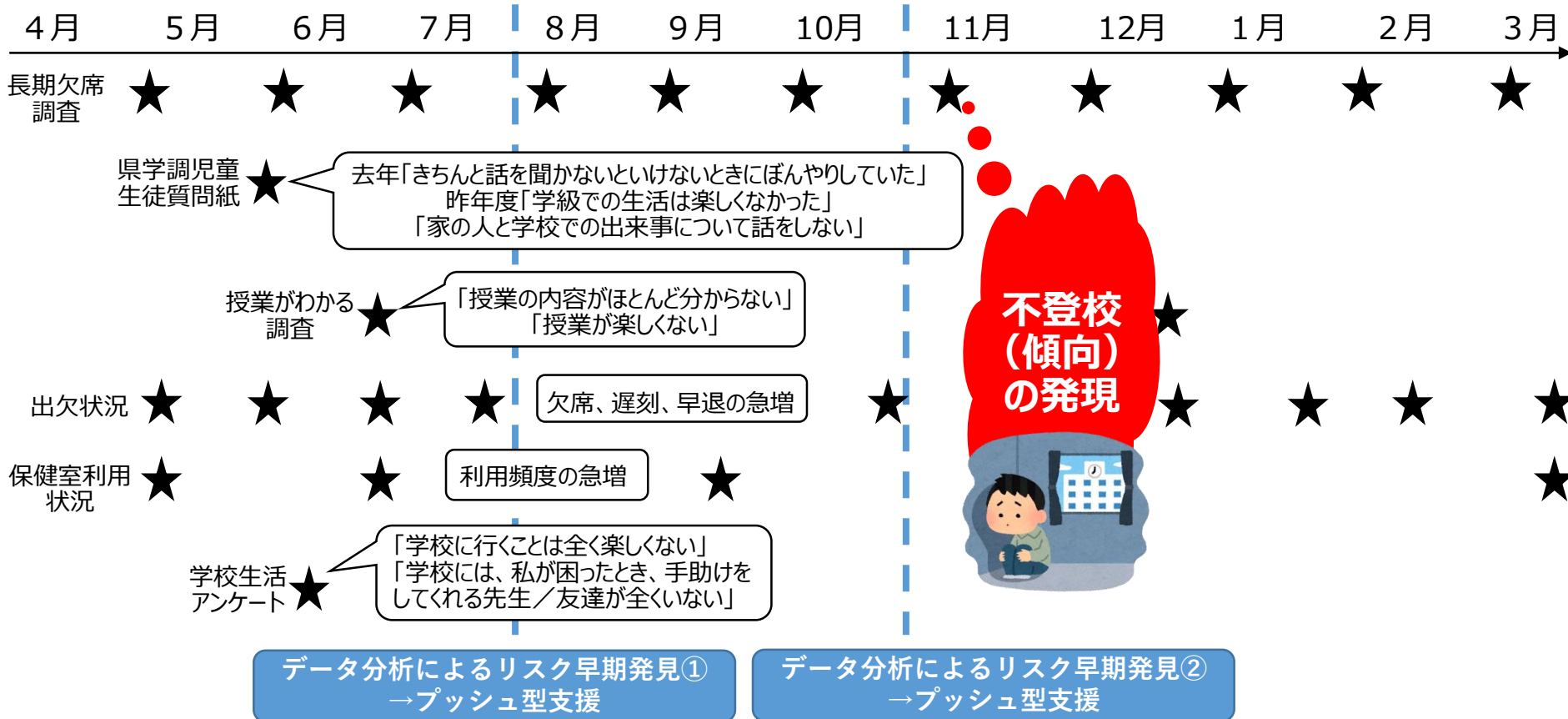
具体的な活用イメージ（モデルプラン）の例（不登校）

<不登校のSOSの早期発見・支援>

不登校（傾向を含む。）の課題が顕在化する前から、子供たちは困難を感じ、SOSを発出している可能性があるのではないか。そうしたことをデータ連携・分析により早期発見することで、未然防止のための学校等での個別のケア・支援につなげることが出来るのではないか。

<イメージ（項目は例）>

★：それぞれのデータを取得しているおおよその頻度を指す



(※) データ項目等はあくまでも例であり、これに限られるものではない。また、データ分析の時期についてもあくまでもイメージを示したもの。

具体的な活用イメージ（モデルプラン）の例（学校カルテ）

<学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック>

困難な状況にもかかわらず学力や非認知能力の向上を達成している学校には、共通する特徴が何らかあるのではないかと。そうした傾向を分析することで、学校全体や各学年、クラスの強み、弱みが分かり、継続的改善のためのフィードバックを提供することが可能になるのではないかと。

<連携データ>

- ・昨年度の県学調結果
 - ・今年度の生活保護・就学援助受給世帯率
 - ・今年度の特別支援教育対象世帯の割合
 - ・今年度の日本語指導を必要とする児童生徒割合等
- ※学校・学年・学級レベル
※**個人情報**は含まない

<相関分析データ>

- ・今年度の県学調児童生徒質問紙
- ・今年度の県学調教員質問紙
- ・今年度の授業がわかる調査
- ・Q-Uアンケート 等

今年度の県学調結果等と照らし合わせることにより、「**困難な状況にもかかわらず、学力の向上を達成している学校**」などを把握

※学校カルテは、あくまでも学校経営・指導改善のためのフィードバックの材料とする。

※個人レベルでの学力不振の予測については、現時点では鮮度・頻度の高い学力データがないことから行わず、まずはどのような形成的評価に使える学習データが蓄積できるかを研究していくこととする。

データベース構築に向けたロードマップ

STEP 1

～データ整理～

1. 対象データ項目のリストアップ
2. 各データの I D 整理
3. 具体的な利用データを決定
4. 各データの保存形式・保存場所・収集方法を整理（紙の情報のデジタル化を含む）

STEP 2

～データ整備・連携～

1. 各データの I D の紐付け方法の検討
2. データ連携のためのシステムやプログラムの検討
3. 個人情報保護措置やアクセスコントロール、倫理面の配慮事項の検討
4. インターフェースの検討
5. データ連携のためのシステムやプログラムの構築

STEP 3

～運用・分析～

1. 不登校・いじめ等のSOSの早期発見・早期対応
2. 学校への継続的改善のためのフィードバック、よい取組の可視化
3. 課題の抽出、解決策の検討

データベース構築に向けた体制

市長

市長部局各部署

- ・企画財政部デジタル戦略室（データベースの構築・改善、データ連携）
- ・こども健やか部こども家庭支援室（データ項目の提供及び支援策の検討）
- ・こども健やか部保育幼稚園課（データ項目の提供）
- ・健康福祉部保健福祉センター（データ項目の提供）



学務課

（データ項目の提供）

教育長

次長兼教育政策室長

教育政策室担当課長

教育センター所長

主幹兼指導主事

主幹

主任

指導主事

主幹兼指導主事

指導主事

学校生活アンケートのデジタル化について

Before

After

調査の流れ

調査の流れ

所要
時間

学校の生徒対応
(共通部分あり)

所要
時間

- ①【学校】
紙のアンケート用紙に回答し、
教師が確認後、教育センターに提出。



2
週間

★原本の自由記述等から対応が必要と思われる生徒に対応する。

2
週間

- ①【学校】
Chromebookを用いて、Googleformsで
作成されたアンケートに回答。



・紙の扱いがなく、
教師の負担軽減に。
・調査期間中なら学校でも家でも
回答でき、修正も可能に。

- ②【教育センター】
担当の心理カウンセラー4名が
クラスごとに回答用紙を読み取り、
読み取り結果を目視チェック。
対応の緊急性の高い生徒のリストを
作成し、学校に送付。



2
週間

★対応の緊急性が
高い生徒に対応する。
(対応期間は約2カ月)

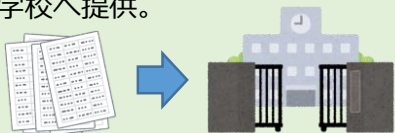
1
日

- ②【教育センター】
回答漏れやIDミスのチェックをExcelで行い、
集計用のファイルに転記。対応の緊急性の
高い生徒のリストは全校分自動作成。
回答の生データとともに学校に送付。



心理カウンセラーの
作業時間がほぼ0に。

- ③【教育センター】
心理カウンセラーが読み取り結果を
集計用ファイルに転記し、集計結果
と自由記述を確認。対応が必要な生
徒の個別シートをクラスごとに印刷、
学校へ提供。



4
週間

★個別シートが出力されて
いる生徒に対応する。
(対応期間は約3カ月)

2
〜
3
日

- ③【教育センター】
心理カウンセラーが集計結果と自由記述を確認し、
対応が必要な生徒の個別シートをマクロで全校分
印刷、学校へ提供。



学校の生徒対応が
早期に可能に。

心理カウンセラーの作業負担が
大きく、調査の開始から最後の
集計結果が出るまで約2カ月。

★対応結果を
教育センターに報告する。



調査の開始から最後の集計結果が出るまで
3週間弱。集計の負担が少ないことから、
他学年への調査範囲拡大も検討可能に。

教育総合データベースの主なユースケースについて①

あくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その**全てを早急に検証することは実現可能性に乏しい**。今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、**優先順位を定めて随時、一つ一つについて検証の可能性**を見定める。

概要

児童生徒ダッシュボード	各児童生徒について、基礎情報（氏名等）や各種調査（右記参照）の結果・回答などが、一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される また、長期欠席になっている児童生徒について、その日数の推移や、学校による支援、教育相談等の記述が一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される
不登校発現リスク判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、その後不登校になるリスクがどの程度高いかを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
不登校深刻度リスク判定	ある児童生徒について、ある月に不登校（長期欠席）になった場合に、当該不登校がどの程度深刻かを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
いじめ深刻度リスク判定	ある児童生徒について、ある時点でいじめとして報告された場合に、当該いじめがどの程度深刻かを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
家庭関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、家庭関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
学習関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、学習関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
教師関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、教師関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される

※上記は主なものであり、この他にも、今後ユースケースが追加になる可能性がある。

教育総合データベースの主なユースケースについて②

あくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その**全てを早急に検証することは実現可能性に乏しい**。今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、**優先順位を定めて随時、一つ一つについて検証の可能性**を見定める。

概要

友人関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、友人関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
学校基礎情報可視化	各学校（さらに学年・学級）単位で、児童生徒数や教職員数、県学力・学習状況調査結果、生活保護・就学援助受給児童生徒割合、特別支援教育対象児童生徒割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合及びそれらの推移が一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される
学校カルテ （各種調査結果比較）	各学校（さらに学年・学級）単位で、各種調査やアンケートの結果が、同一集団（学年等）の経年比較やある学年等の過去データとの比較を含め、グラフ等の分かりやすい形で表示される
学校カルテ （伸び分析）	昨年度の県学力・学習状況調査結果（又はAi-GROW）、及び今年度の生活保護・就学援助受給児童生徒割合、特別支援教育対象児童生徒割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合を変数として制御した上で、今年度の県学力・学習状況調査結果（又はAi-GROW）における予測値を算出して、昨年度からの伸び等が過去データに基づく予測を上回る・下回るかが学校（さらに学年・学級）単位でアラートで表示される
学校カルテ （相関分析）	上記の伸び分析を行った上で、過去データに基づき、当該伸びと相関関係が特に高いと考えられるデータを分析し、有意なものがアラートで表示される

※上記は主なものであり、この他にも、今後ユースケースが追加になる可能性がある。

教育総合データベースに実装が必要となる機能について

現在、デジタル庁実証事業として今年度中の構築を目指している「教育総合データベース」においては、以下の3つのモデルプランを想定。これを踏まえ、**データベースに最終的に実装が必要となる機能**について整理した。

- (1) 子供たちのSOSの早期発見・支援
- (2) 貧困・虐待等の困難を有する子供への支援
- (3) 学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック

アカウント管理／ ユーザー認証

- ・ユーザーID等の情報を保持し、システム管理者や権限を与えられたユーザーが登録・修正・削除等を行う
- ・ユーザーがDBを利用する際に、ID/パスワード等によりユーザーの認証を行う

データ取り込み ／抽出

- ・CSV等のデータを取り込み、自動でDBに反映する
- ・表示されたデータについて、当該項目に絞ってCSV等で抽出できるようにする

検索

- ・児童生徒や学校等を検索・選択することで、当該児童生徒や学校等に係るデータが表示される

リンク

- ・分析結果等をクリックすると、それに関連する元データがDB内で表示される

校務支援システム等との連携

- ・校務支援システム等で更新（登録・修正・削除等）されたデータがDBにも自動連携される

ダッシュボード

- ・DBが取り込んだCSV等のデータが、児童生徒や学級・学年・学校ごとに選択すると、本市教育委員会の職員や市立小中学校の校長等でも分かりやすいような形式で表示される

アラート表示

- ・DBが取り込んだCSV等のデータが、データ分析のアルゴリズム等に基づき、例えば、不登校に関する子供のSOSが発せられている可能性が高い場合などに、アラートとして表示される

※ **今年度において全ての機能を実装するというわけではない**。また、この他にも、今後実装が必要となる機能が追加になる可能性がある。²⁸

個人情報保護の措置について①

<目的外利用・外部提供に係る戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問>

教育政策室外の部署が保有する個人情報をDB構築のために利用することに関連し、以下について市個人情報保護条例に基づき、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会へ諮問し、承認を得た。

- ①新たに個人情報取扱事務を始める場合（市条例第8条）
- ②担当部署以外の部署が保有する個人情報を取得する場合（同第9条）
- ③当該事務を外部に委託等する場合（同第13条）

【主な取得データ一覧】

	基礎情報	学校生活	学力等	生徒指導
教育委員会 保有データ (教育政策 室保有)	クラス	出欠・遅刻・早退	県学調結果・同調査質問紙	長期欠席調査
	県学調管理番号	学校生活アンケート	授業がわかる調査	いじめ等の記録
		Q-Uアンケート等	Reading Skills Test	教育相談利用有無
			非認知的能力調査 (AiGROW)	SC・SSW相談

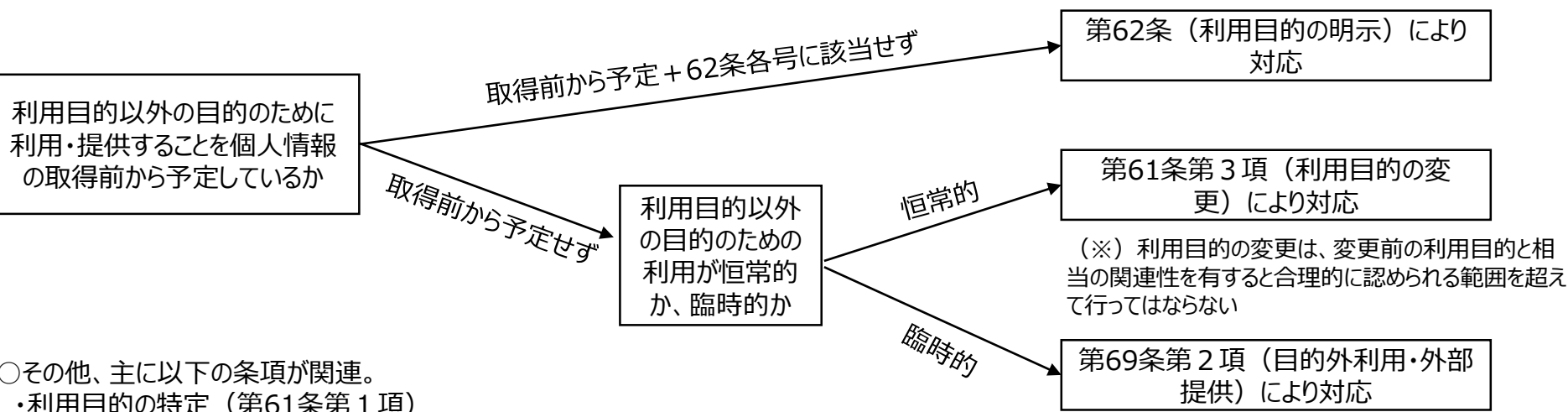
	基礎情報	健康
教育委員会 保有データ (目的外利用)	氏名・生年月日・性別等	学校定期健診
	学校名・学年	保健室利用状況
	宛名コード	

	就学前段階	健康
市長部局 保有データ (外部提供)	保育幼稚園在園時の状況	乳幼児健診
	保育要録	

個人情報保護の措置について②

<新個人情報保護法施行を見据えた運用の見直しの検討>

令和3年個情法改正（地方公共団体に係る共通ルール規定）が令和5年4月に施行されることを見据え、改正法に基づく目的外利用又は外部提供としての対応のほか、利用目的の変更としての対応となる可能性も考えられるため、今後庁内関係課とも連携しつつ、論点を整理。



- その他、主に以下の条項が関連。
 - ・利用目的の特定（第61条第1項）
 - ・利用目的の達成に必要な範囲での個人情報の保有（第61条第2項）
 - ・不適正な利用の禁止（第63条）
 - ・適正な取得（第64条）
 - ・正確性の確保（第65条）
 - ・安全管理措置（第66条）
 - ・従事者の義務（第67条）
 - ・漏えい等の報告等（第68条）
 - ・保有個人情報・個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（第70条・第72条）

○また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）について、デジタル社会形成基本法第37条第4項及び官民データ活用推進基本法第8条第4項の規定に基づき、個人情報保護委員会が内閣総理大臣に対して回答した意見（平成3年12月15日個情第1443号）において言及されている、**国民向けの丁寧な説明やデータガバナンス体制の構築の重要性**についても認識した上で、検討を行っていくことが必要。

令和3年度データ（不登校関連）の分析結果（暫定版）について

●分析の目的

長期欠席の児童生徒にどのような特徴があるか、予測が可能かどうかを検証する。

●10月末までの提供データ一覧（下線のあるデータは現時点までに未利用）

分類		データ種類	対象学年	対象学校
生活状況	客観	長期欠席調査	小1 - 中3	全小中学校
		出欠・遅刻早退状況		
		保健室利用状況		
		<u>学校健診結果（身長・体重・肥満度・歯科）</u>		
		<u>児童生徒基本情報</u>		
	主観	県学調 質問紙調査データ	小4 - 中3	
学校生活アンケート		中1 - 中2	全中学校	
学力 (認知能力)	客観	県学調 学力分析データ	小4 - 中3	全小中学校
		<u>Reading Skill Test結果</u>	小6 - 中3	小学校4校、中学校2校
	主観	授業がわかる調査結果	小4 - 中3	全小中学校
非認知能力	客観	AiGROW結果	小4 - 小6	一部の学校

令和3年度データ（不登校関連）の分析結果（暫定版）について

●分析の進捗状況（令和4年10月末時点）

- 利用データの範囲で仮説を洗い出し、優先度順に分析を実施中。
（19/24個実施）
- 実施した分析の結果によると、約半数の仮説に関する分析で欠席率や長期欠席と関連がありそうな項目があった。（10/19個）

●分析結果の要点

※あくまでも、令和3年度分のデータを基にした、短期間での暫定的な分析の結果であることに留意が必要。

- ① 学期ごとの欠席率と次学期の長期欠席に相関が見られた
 - 長期欠席になった児童生徒は、そうでない群の児童生徒と比べて、**その前の学期の欠席率が高い**ことがわかった。特に中学生ではその傾向が強かった。
- ② 保健室の利用回数と欠席率に相関が見られた
 - **保健室の利用回数が多い児童生徒は、欠席率が高くなりやすい**。しかし、保健室利用回数自体は長期欠席になる児童生徒の割合とは相関が見られなかった。
- ③ 学力が低い生徒の方が長期欠席割合が高い傾向が見られた（中学生のみ）
 - 中学生は、**学力調査結果が低い生徒の方が長期欠席者の割合が高かった**。一方で、小学生ではその関係が見られなかった。

令和3年度データ（不登校関連）の分析結果（暫定版）について

●分析結果を受けた現状の課題

いくつかの相関や傾向は見えてきたが、予測に利用できるほど強い相関は見られなかったため、今回の分析だけで不登校予測を行うことは難しい。以下のような問題や課題が挙げられる。

- 単年度のデータではサンプル数が少ない
- 小学生（特に3年生以下）で取得しているデータ項目が少ない
- 仮説に優先順位をつけ、複数項目を組み合わせて分析するなど分析の深掘りが必要

●今後の見通し

- 令和4年度をはじめ複数年度のデータ整理を行い、分析に用いる。
- 不登校の予兆に関する仮説検証を進めるとともに、並行して複数のデータ項目を組み合わせた予測モデルを作成し、精度の検証と改善に向けた必要事項の整理を進める。
- いじめに関するSOS予測及び学校カルテ活用のための分析に着手する。

現在の取組から思う諸課題

■データの在り方について

教育データ
の目的



「学習等によって生じる教育データの活用の仕方」だけではなく、**何のために教育データを使うのか**、その「目的」や具体的な姿を多くの関係者と共有する必要がある。

マクロデータ
の活用



学力や学習に関するデータ以外の行政データ（家庭環境、健康・体力データ等）のさらなる活用を進めたい。
行政データは悉皆、経年のデータであり、**再生性が大きい**。一方で、部署間のデータ移動、電子化が進まないデータ等、運用上の障害も多い。

質的エビデンスと
スモールデータ



教育的な営みの成立度合いなどを観察分析するには、**質的なエビデンス**や**スモールデータ**も重要である。
また、現場にとって価値のあるデータ（例：情意領域の評価や教育的タクトの可視化）の見極めが必要で、そのデータを特定するためにはまだ基礎的な研究が必要。一方、現場への還元がすぐに見込めるデータのほうが、現場での研究を行いやすいというジレンマもある。

評価の在り方と
エビデンスに基づく
授業デザイン



ICTの活用により学習データの取得が容易になり、評価指標が増えることも想定される中、**評価の在り方がどのように変化していくか検証**が必要。データの背景にどういう認知過程があるのか、評価者の共通認識を作っていく必要がある。それにより学びの見方が変わり、学習の本質に立ち戻った**科学的根拠に基づく授業デザイン**が見えてくる可能性がある。

⇒ **Pedagogy First, Community Second, Technology Third**

現在の取組から思う諸課題

■ データ活用の体制について

データ活用の
容易さ



教師や児童生徒が活用しやすくなるように、ダッシュボード等の工夫が必要。データ整備を進めるためには、**各教師や子供が自己のために活用でき、その有用性を感じられる**ことが必要。

データリテラシー
の向上



教育委員会、学校、教師それぞれが様々な**データを正しく読み取れる**こと、その結果を主体的に教育活動に生かしていこうという意識をより浸透させることが必要。**現場から得られる気づきをEBPM（EIPP）に反映**したい。

データ
ポータビリティ



本来、**学びの履歴は子供たちのもの**。
本人（保護者）の判断で、塾等で再利用できる「**学びのお薬手帳**」としてデータを活用できる環境作りを進めたい。また、自治体間や産官学との連携を促進し、その教育効果を高めるために、**テーマコミュニティづくりや、教育のオープンデータ整備**を進める必要がある。**ブロックチェーン技術の活用**も一法。

データ活用人財
の確保



過去のものであるデータを、現在や未来に生かすために「解釈」し策を講じることができる、「**データと現場のつなぎ役**」が教育委員会に必要。

現在の取組から思う諸課題

産学との連携について

教育意志や
納得感の共有



全国各地で「自治体や学校」と「大学や企業」が連携し、互いの教育意志や納得感を共有しながら研究に取り組めるような組織や事業づくりが必要。特に、自治体はデータの宝庫だが、その分析・活用の知見が不足している。このため、大学の知見が不可欠だが、自治体としてはどこに支援をお願いすればよいかわからない。ぜひ**大学から自治体への積極的なアウトリーチ**をお願いしたい。

企業との協働



教育委員会や学校現場で学習履歴を活用したくても、企業側から提供してもらえない場合もある。データ整備の途上という状況もわかるが、どのようなデータの整備や活用を目指すのか、**企業と教育委員会が協働して検討**することがあってもよいのではないか。

個人情報の扱い



EBPM (EIPP) に関連してデータの扱いを考えるうえでは、**個人情報の扱いは大きな課題**である。現在は市の条例に則って対応しているが、**取組のスピード感や柔軟性の面で制限**となる場面が多い。個人情報保護法改正によって、どうなるか注視している。

戸田市教育委員会における教育DXについて

Digitization

Digitalization

Digital Transformation

アナログからデジタル
情報への部分的な置換



関係するプロセス全般
をデジタル化すること



結果として社会全体への
影響を生み出すこと



教師視点の校務のデジタル化 → 学習者視点のデータ活用に基づく個別最適な学びと協働的な学びへ

■ 学びのDX ■

- 授業デザインの変革 -

- ・デジタル教材・学習コンテンツの活用
- ・オンライン・クラウドの活用、学校と学校外のシームレスな学び
- ・スタディ・ログの蓄積・分析・活用と匠の技の可視化
- ・情報モラルからデジタル・シティズンシップへ

■ 校務・教師のDX ■

- 当たり前の見直し-

- ・配布物、連絡、調査等のデジタル化、学校公式SNSによる情報発信
 - ・会議・研修のオンライン化
 - ・メディア・リテラシー研修等、教師のICTリテラシー向上に向けた研修
- ※ 今後は、システムのクラウド化等を目指す

■ 教育行政のDX ■

- 産官学との連携 -

- ・産官学の知のリソースの活用（教育委員会機能強化と社会に開かれた教育行政）
- ・教育政策シンクタンクの設置及びアドバイザリーボード
- ・教育総合データベースの構築

当面の取組の方向性

現状・課題

- 1
 - ✓ 教師の経験と勘と気合い（3K）のみによる教育から脱却し、客観的な根拠に基づく教育に転換する必要。
 - ✓ 子供たちが主体的に自らの考えを外化したり、学びのプロセスを共有したりする中で、**子供も教師もリフレクションが深まる気付きを多く得る**ことが必要。

授業を科学する

- 2
 - ✓ 様々な生徒指導上の課題は早期発見・早期対応が不可欠であるが、**教師や保護者などの気付きや観察だけでは限界がある**。
 - ✓ 不登校が子供達の学力面・情意面にどのような影響を及ぼしているか、客観的に把握する必要。

生徒指導を科学する

- 3
 - ✓ 子供の社会経済的背景等の困難を考慮した学級・学校単位での学力等の伸び、**学校の理解度や信頼度などを可視化・定量化する必要**。
 - ✓ 教師にとってのAL指導用ルーブリックのような、学校管理職にとって学校経営を自己・他者評価するような視点が必要。

学級・学校経営を科学する

当面の方向性

- 引き続き、アクティブ・ラーニング（AL）指導用ルーブリック・戸田市版SAMRモデルの活用と児童の変容の見取りによる、**主体的・対話的で深い学びの実現に向けたデータ駆動型の授業研究を推進**。
- 全ての教師の指導改善に繋がられるよう、**多角的な視点からの匠の技の可視化やAL指導用ルーブリックの更なる改善**について取り組む。
- 教育総合データベースにより、子供達の**不登校等のSOSの早期発見・対応**を試行することで、**積極的な生徒指導を補強**。
- 専門家による不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」において、本市の**不登校対策・支援に関する調査・研究・評価**を実施。
- 教育総合データベースの「学校カルテ」機能や学校訪問におけるデータの利活用等を通じて、**学級・学校経営を科学する取組を推進**。
- アセスメント・ファシリテーション能力を含めた**学校経営の視点を示したルーブリックの作成**について検討。

報告事項

令和4年第12回定例教育委員会

令和4年12月15日（木）

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 令和4年12月市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について…………… 1
(教育総務課)
- ② 戸田南小学校増築工事基本計画について…………… 7
(教育総務課)
- ③ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について…………… 12
(学務課)
- ④ 中学校選択制による入学希望校最終申込状況について…………… 30
(学務課)
- ⑤ 市民企画講座「家族で取り組む産後ケア」の開催について…………… 31
(生涯学習課)
- ⑥ 人権講演会「叩かない子育て」の開催について…………… 32
(生涯学習課)
- ⑦ 第21回昔のくらし展の開催について…………… 33
(生涯学習課)
- ⑧ 第69回文化財防火デーに伴う文化財防火査察等の実施について…………… 36
(生涯学習)
- ⑨ その他

令和4年12月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について

山崎 雅俊 議員（令和会）

1. 学校との地域の関係について

（1）コミュニティ・スクールとスクール・コミュニティの考え方について。

→ コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置している学校のことを指し、学校と地域が連携・協働し、社会総がかりで未来を担う子供たちの豊かな成長を実現する、「地域とともにある学校づくり」を目指す仕組みである。

全国の公立小・中・義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの導入率は、法改正により努力義務化されてから5年経過した現在においても、文部科学省の調査によれば、令和4年5月1日時点で、48.6%にとどまっている。

その理由としては、制度の趣旨が浸透していないことや導入後の様々な運営上の課題が指摘されているところである。

その中であって、本市では、地域の方々の御理解、御協力もあり、平成30年度に、すべての小・中学校に学校運営協議会を設置し、現在5年目を迎えている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一斉に臨時休業になった際には、学校再開に向けて、学校運営協議会として、学校や子供たちのために何ができるのかを協議するなど、積極的に活動していた。

また、オンラインを活用し、学校単位を超え地区単位で連携するなど、他の自治体には見られない取組も実施している。

これまでも、教育委員会として各協議会が自走できるよう様々な取組を実施してきたが、引き続き、研修等を通じ、教職員の理解を深めるとともに、委員の資質向上を図り、各協議会の持続可能な体制の整備を支援していく。

本田 哲 議員（共産党戸田市議団）

1. 令和5年度の予算編成について

円安、物価・原油価格高騰などにより、市民生活は厳しさを強いられている。令和5年度予算編成に当たっては、本市の豊かな財政を生かし市民の暮らし、営業を守る予算編成とすることが必要と考える。

（5）学校給食費の完全無償化の実施について。

→ 物価高騰等による家計負担の軽減を目的として、令和4年度に関しては、国の交

付金を活用し、市内小中学校の全児童生徒を対象に、令和5年1月から3月までの3か月間の学校給食費の無償化を実施するため、本議会に条例改正と補正予算をお願いしているところである。

また、令和5年度については、本年9月議会における条例改正に基づき、これまでの第3子以降の学校給食費の補助を減免へと移行し、対象保護者の納付負担の軽減を図る予定である。

一方で、全児童生徒を対象に年間を通じて学校給食費の無償化を行う場合、毎年度約6億円の財政負担が生じることとなる。したがって、学校給食費の負担軽減については、国の交付金の活用や一定の条件の下で財政負担にも配慮しながら実施していく。

むとう 葉子 議員（日本共産党戸田市議団）

1. 性教育について

子供たちの性に関する情報は、性産業が発信するものも多く、予期せぬ妊娠や性暴力などの被害者・加害者に成り得ることが懸念されている。包括的性教育の実践で、自己決定していくための知識を学ぶ必要がある。

(2) 本市における小中学校の性教育は、どのように行われているか。

→ 小・中学校における性教育については、学習指導要領に基づき、体育の保健を中心に、児童生徒の発達の段階を踏まえながら男女一緒に行われている。

例えば、小学校では4年生の保健において、男女の体つきの特徴や初経、精通の仕組みなど、思春期の体の変化について、また、5年生の理科では、人が母体内で成長して生まれることについても学習している。

中学校でも同様に、保健において思春期の体の変化について、また、生殖機能の発達により妊娠が可能となることについても学習している。

なお、体の発育・発達には個人差があることについては、小学校、中学校で共通して学習する。

(3) 子供が利用する図書館や児童センターへ性教育に関する本棚の設置をしてはどうか。

→ 図書館では、性教育に分類する児童向けの図書を、分館と分室合わせて145冊、このうち絵本は25冊所蔵している。

中央図書館の主な取組としては、児童書のコーナー内に「性教育」と見出しをつけて、該当する図書が分かるように配置している。

上戸田分館の主な取組としては、あいパルで行った「話そう！わたしとあなたの大事なからだ」の講座や、若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、男女共同参画コーナーにおいて、大人向けの一般書も含め、所蔵している関連図書の展示やブックリストの配布を行っている。

今後については、子どもや保護者が手に取りやすいよう、性教育に関する本の展示方法を工夫していく。

(4) 義務教育終了を含めた大人が「性教育」を学び直すことも必要と考える。市民向け講座等の取組について伺う。

→ 本市では、「性教育」をテーマにした講座の実績はないが、一般市民や保護者等を対象に、人権講演会や子育て講演会の中で、DV や虐待をテーマに取り入れている。その中で、性被害や性的虐待など人権課題に触れながら、命や人権の尊重について考え、人権感覚を身につけていただく講座を実施している。

また、義務教育課程を終え、これから大人になる子どもたちに向けた周知啓発として、中学3年生を対象にデート DV 防止講演会を実施し、相手を思いやり、体を大事にして、健全な関係性を築いていくことの重要性を生徒に伝えている。

一人一人の人権を守るためにも、「性」に関する正しい知識や情報を得ることは大変重要である。引き続き、さまざまな学びの機会の中で、テーマとして取り入れていく。

野澤 茂雅 議員（戸田の会）

1. 中学校部活動の地域移行について

公立中学校の休日部活動を、民間のクラブや指導者へ委ねる「地域移行」が 2023 年度から段階的に始まり、2025 年度までの3か年で完了する提言が出された。

(1) 本市の現状について。

→ 今年度、本市ではスポーツ庁及び埼玉県が進める地域運動部活動推進事業に参加している。この事業は令和5年度以降の休日運動部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、実践研究を実施し、研究成果を普及することで、全国展開につなげることを目的としている。

現状としては、新曽中学校を拠点校として、民間事業者へ運営を委託し、陸上部は10月下旬から、剣道部は11月上旬から休日の部活動の地域移行を実施している。

(2) 課題について。

→ 課題については、スポーツ庁が6月に出した提言や各種報道等でも触れられているように、地域移行の実施母体となるスポーツ団体等の整備、専門性や資質を有する指導者の確保及び育成や管理、公共スポーツ施設を活用する際のルールづくり、費用負担の在り方等があげられる。さらにそれ以外にも、参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方、地域移行後も安心して活動に参加できるためのけがに対しての保険の在り方、生徒の健康管理や事故発生時の責任の所在等、解決に向けて検討が必要な事項は数多くある。また、本市教育委員会としては、これまで部活動でも担ってきた、学習との両立、多様な人間関係の構築、個に応じた生徒指導などの教育的な機能をどう維持していくのかという、部活動が切り離された中学校教育の今後の在り方についても課題として考えている。

こうした課題については、本市だけで解決できるものではなく、吹奏楽部をはじめとした文化部も含めて国としての指針がまだ定まっていない状況であるので、今後についても、国や県、他自治体の動向を注視しながら、研究を進めていく。

竹内 正明 議員（公明党）

2. 通学路の安全対策について

(1) 危険箇所、対策要望箇所への対応について。

(2) 交通指導員の配置について。

※ (1) (2) は関連があるため、まとめて答弁。

→ 学校から教育委員会に上がってくる危険箇所等への対応の要望については、埼玉県、蕨警察署及び関係各課等と連携を図りながら進捗管理を進めている。

教育委員会が行う通学路の安全対策としては、毎年、学校からの要望をもとに、現場の確認を行った上で、交通指導員の配置を行っている。

現在、本市では、民間の警備会社に業務委託し、小学校の通学路において、市内60か所で登下校時の交通安全指導を実施している。

危険箇所への対応としては、交通指導員の配置以外にも、保護者の協力、シルバ

一人材センターの活用等、地域の方々の協力を得ながら地域全体で子供を見守る体制づくりを推進している。

教育委員会としては、引き続き関係部署との連携強化を図り、通学路の安全確保に努めていく。

酒井 郁郎 議員（戸田の会）

2. 学力向上について

小中高生の放課後等における学習機会の整備を。

（1）通塾支援について。

→ 本市では、学習習慣の定着や学習機会の確保、学力及び学習意欲の向上等を目的に、小学校の3年生から6年生の全児童及び中学校の全生徒を対象に参加希望者を募り、民間教育事業者への業務委託による補習事業を実施している。小学校は放課後に、中学校は夏季休業日及び2学期以降の放課後に学校で行っている。

小・中学校ともに目的に沿って対象学年の全児童生徒に周知し参加者の募集を行い、幅広く対象者のニーズに応じた取組を行っている。現状では公平性や公共性の観点からも対象者を限定することや、受験対策等の目的に特化した通塾支援という形はとっていない。引き続き、児童生徒及び保護者のニーズを把握し、現在の事業を継続しながら今後の事業の在り方について研究していく。

（2）充実した環境の自習スペースを各地区に確保しては。

→ 図書館における自習スペースについては、中央図書館に自習席が115席、上戸田分館には、個人が利用できる閲覧席14席のほか、小中高生とその保護者のグループが利用できる定員10名のグループ学習室を設置している。

現状は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常の半分程度に席を減らして運用している。

中央図書館における、充実した環境づくりについては、1階ロビーへのソファ設置やWi-Fi環境の整備、福祉団体やキッチンカーによる軽食販売など、利用者の利便性の向上を図る取り組みを行っている。

3. 中学校の武道に相撲の導入を

相撲は、人間の闘争本能の発露である力くらべや取っ組み合いから発生した我が国古来のスポーツである。また、安全性の高さや、授業当初から試合形式の練習が可能であること、基礎練習の四股を体得すれば生涯にわたる健康づくりに資すること等、学校教育に導入する利点は大きいと思われる。

(1) 中学校の武道の実施状況について。

→ 市内全中学校において、武道につきましては柔道が導入されている。令和元年度にスポーツ庁が行った武道指導に関する状況調査では、実施している種目の内訳として柔道が約63%、剣道が約36%、相撲が約4%となっている。県内においても、柔道や剣道が多く導入されている。

(2) 中学校の武道に相撲を導入しては。

→ 中学校の武道においても、その他の教科等と同様、学習指導要領に基づき指導を行っている。その際、大学の教職課程において相撲の専門的な指導方法を学んだ教師が少なく、授業の中で相撲を指導し、学習指導要領に示されている資質・能力を身に付け、さらに評価することに対しての教師の心理的なハードルが高いと考えられる。また、指導者の確保についても教師の人事配置により、指導内容及び指導方法を体系的に整備し、持続可能な指導を行うことが難しい状況である。

戸田南小学校増築工事

基本計画

令和4年12月

背景

① 今後見込まれる教室数不足

- ・令和8年度に32学級となり教室不足が生じる。
- ・令和13年度に38学級となりピークを迎える。

【R4児童推計】 普通教室として使用可能最大教室数は30教室

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
学級数	26	28	29	30	32	32	35	36	37	38	38	38	38	38	38	37

教室不足 (R8) 学級数のピーク (R13-R18)

② 自校式給食調理場の未設置

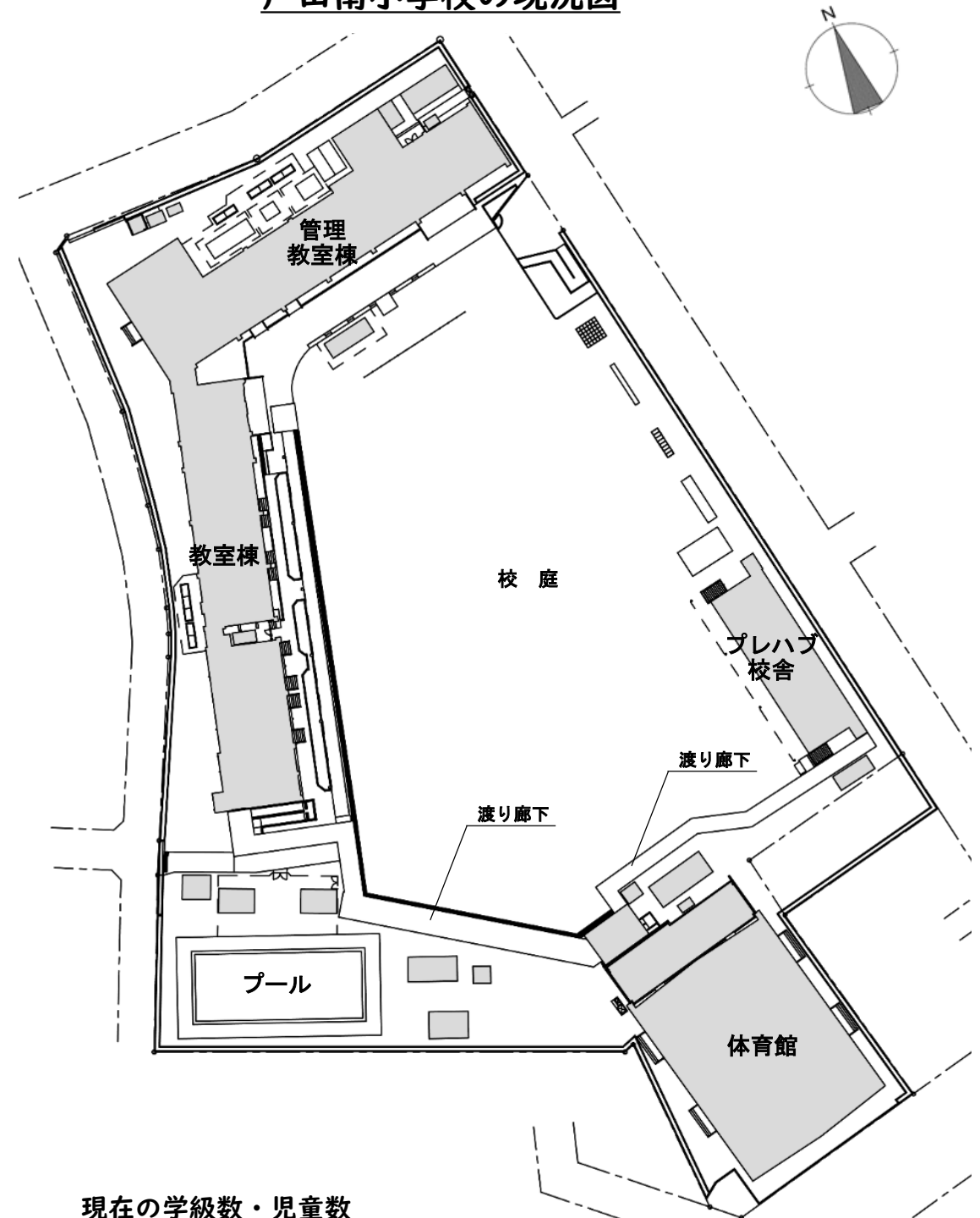
給食調理場の設置場所がないこと等により、給食センターによる給食提供となっている。

目的

令和8年度までに将来を見越した教室不足対策(教室棟の増築)

教室棟の増築を契機とした自校式給食調理場の設置

戸田南小学校の現況図



現在の学級数・児童数

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
学級数	4	5	4	4	3	3	3	26
児童数	137	155	120	123	106	113	12	766

基本構想 ~5つの柱~

① 教室数不足の解消

児童数の増加による教室不足に対応するため、普通教室10教室を設置

② 自校式給食調理場の設置

出来立てのより美味しい給食の提供
アレルギー食の柔軟な対応

③ 増築に伴う校庭面積の確保

既設プールとプレハブ校舎の解体により、増築後の校庭面積の確保

④ 水泳授業の民間活用

既設プール解体に伴う民間施設を利用したプール授業の展開

⑤ 図書室のリニューアル

プレハブ校舎内の図書室を移設し、よりよい図書室のリニューアル

増築によって充実する学校生活

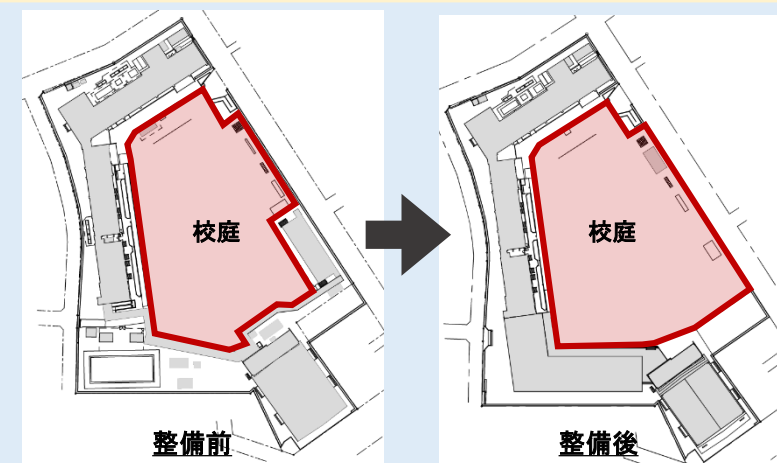
自校式給食調理場



- ・ 手作りの給食をより身近に感じられるための「見える調理場」
- ・ 自校式によって調理時間が確保され、調理の幅が広がる

校庭面積の確保

- ・ 校庭面積が5,234㎡から約5,700㎡に拡大
- ・ 倉庫などの再配置により、使いやすい形状の校庭に



水泳の民間活用



- ・ 専門の指導者による水泳授業の充実
- ・ 季節や天候に左右されない水温管理された室内プール授業

図書室リニューアル



- ・ 図書室を既存校舎側に配置して、どの棟からもアクセスしやすく、バリアフリーも整備
- ・ 電源やWi-Fiが整備されたワークスペースなどICT環境も充実
- ・ 廊下などの共用スペースでも気軽に読書や休憩ができる「開かれた図書館」

戸田南小学校増築工事 基本計画③ 配置計画 (案)

教育委員会事務局教育総務課

①教室増築棟の配置

校庭面積を最大限確保できるように建物を配置

②教室増築棟の高さ

建築基準法における日影規制や周囲への圧迫感を考慮して、既存増築校舎と同等の3階として計画

③防災備蓄倉庫等の設置

防災機能を強化するため、1階及び3階への防災備蓄倉庫及び浸水被害対策施設の設置

④児童の登下校の動線確保

これまでと同様の西門利用と既存校舎の昇降口2箇所へのアプローチ

⑤給食調理場への搬入

児童との重複を回避するため、敷地南西角部からの搬入アプローチ

⑥民間プール施設への児童の動線

外構の整備により児童移動における交通安全への配慮

⑦南側隣地住宅地への配慮

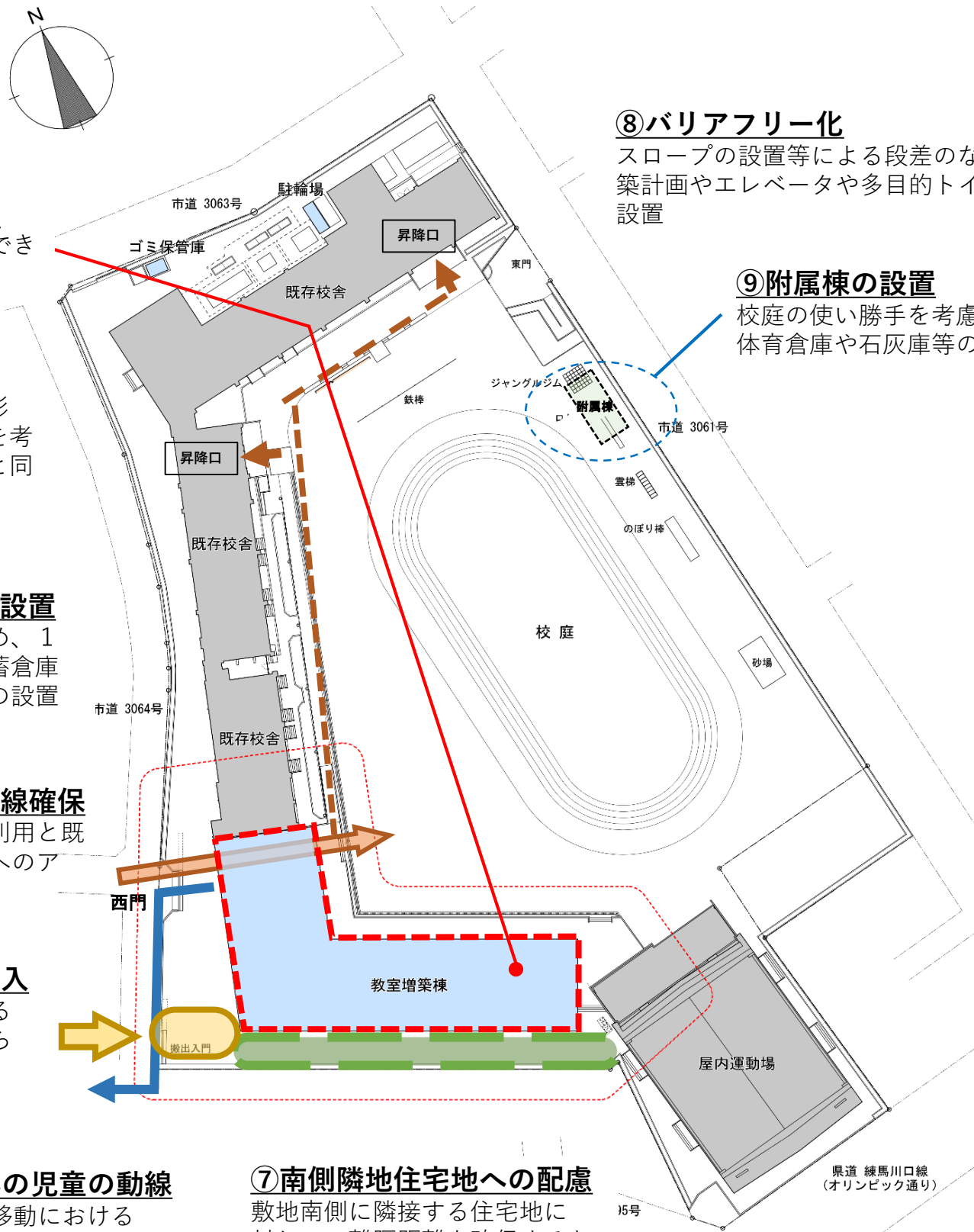
敷地南側に隣接する住宅地に対するの離隔距離を確保するとともに閉塞感の緩和を検討

⑧バリアフリー化

スロープの設置等による段差のない増築計画やエレベータや多目的トイレの設置

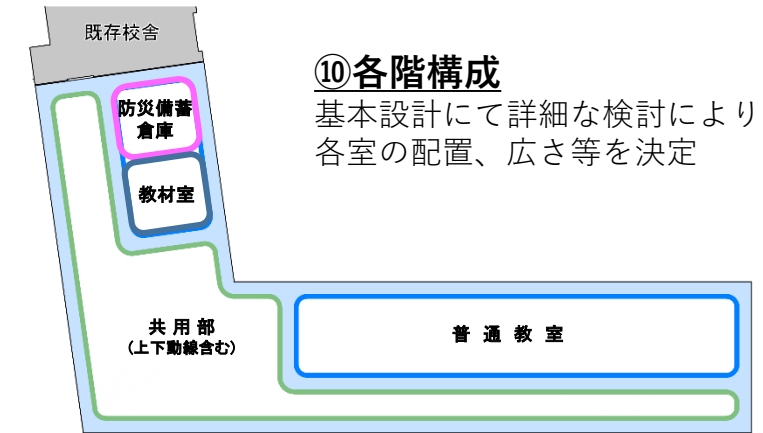
⑨附属棟の設置

校庭の使い勝手を考慮した体育倉庫や石灰庫等の設置

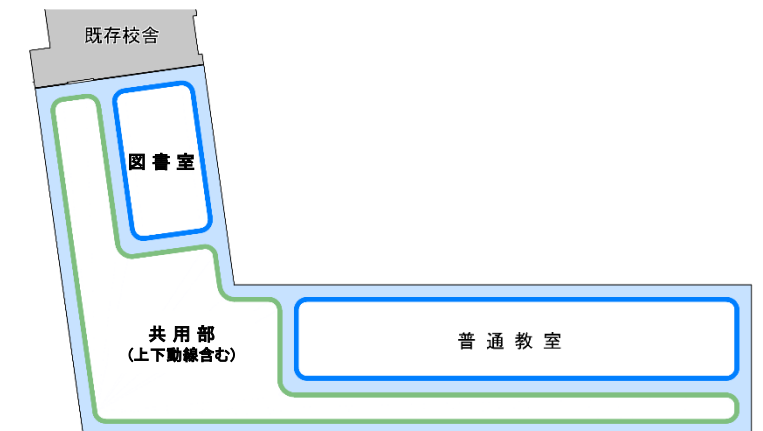


⑩各階構成

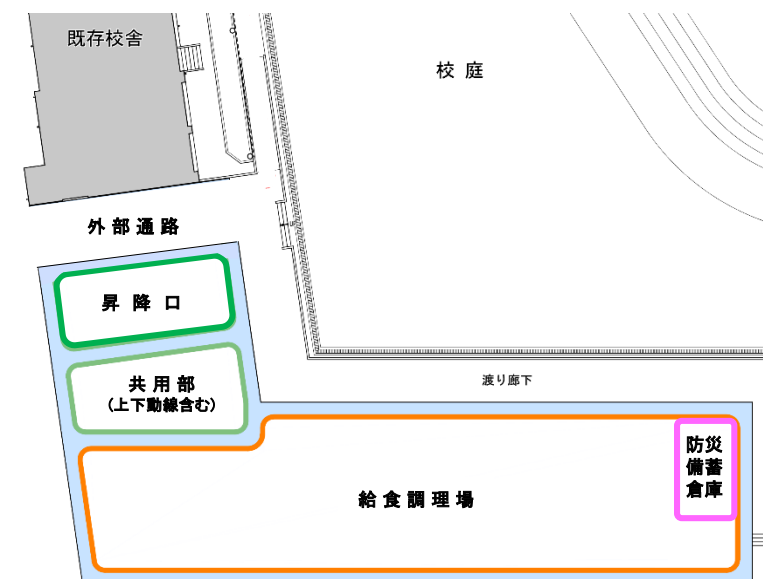
基本設計にて詳細な検討により各室の配置、広さ等を決定



3階



2階



1階

戸田南小学校増築工事 基本計画④ 工事の流れ

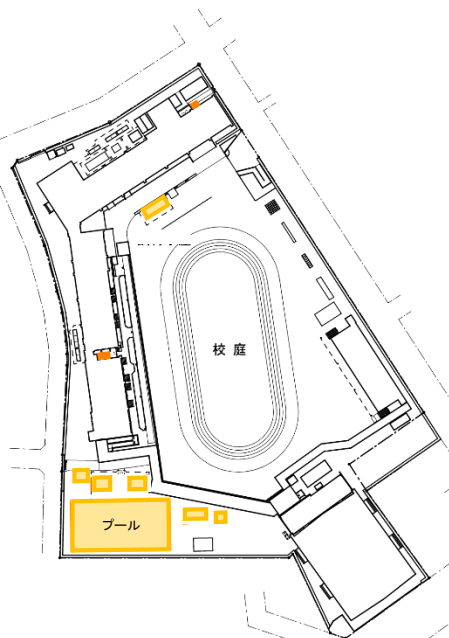
教育委員会事務局教育総務課

プール等解体、附属棟工事

工事实施区分Ⅰ

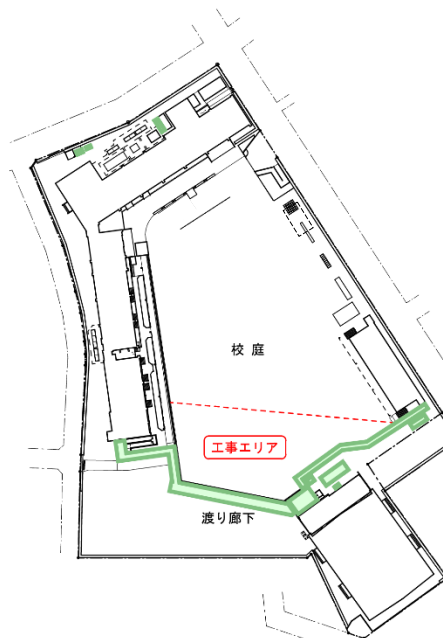
既設プール等解体

附属棟工事
(体育倉庫、石灰倉庫等)



工事实施区分Ⅱ

渡り廊下等解体
仮設工事
(校庭仮設の工事エリア区画、
仮設渡り廊下の設置等)



教室増築棟工事

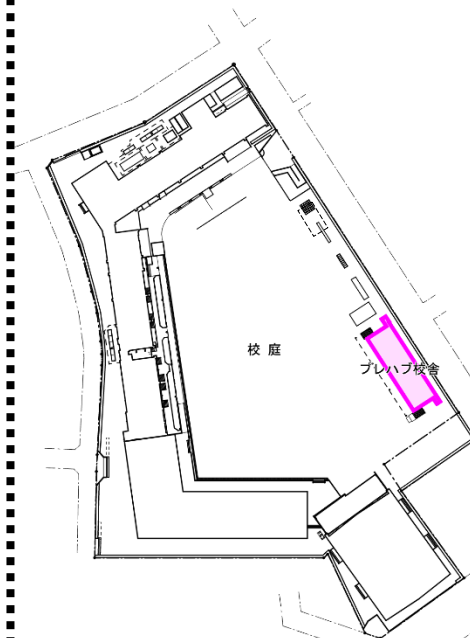
工事实施区分Ⅲ

教室増築棟、渡り廊下、
外構等工事
既存校舎の改修



工事实施区分Ⅳ

プレハブ校舎解体、
周辺外構工事



	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
既設プール等解体 附属棟工事		工事实施区分Ⅰ												
教室増築棟工事						工事实施区分Ⅱ	工事实施区分Ⅲ			工事实施区分Ⅳ				
学校運営					民間プール授業開始									教室増築棟供用開始

報告事項

戸教学第2345号
令和4年12月2日

戸田市立各小・中学校長 様

戸田市教育委員会
教育長 戸ヶ崎 勤

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

標記の件について、別添写しのとおり埼玉県教育委員会教育長より通知がありました。つきましては、下記のとおり、適切に対応願います。

記

1 新型コロナワクチンの接種について

教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供と希望する教職員が年内に接種を受けられるよう、校務の運営に支障のない範囲で職務専念義務を免除すること。

2 飲食の場面における感染対策について

感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じて、給食の時間において、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、児童生徒等の間で会話を行うことも可能とすること。

3 マスクの着用について

児童生徒の心情等に適切な配慮を行った上で、十分な身体的距離が確保できる場合等、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すなど、メリハリのあるマスクの着用が行われるようにすること。

学務課学校保健担当 柴
048 - 441 - 1800
(内線448)

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更（令和4年11月25日）を受けて、令和4年11月29日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

当該事務連絡は、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等をまとめた通知になっており、飲食の場面における感染対策の項目においては、「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」とされています。また、マスク着用の考え方については、「マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う」とされています。

つきましては、当該事務連絡及び令和4年8月29日付け教義指第601号「夏季休業終了後における市町村立学校の対応について（通知）」等を踏まえ、適切な感染症対策を実施いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年4月6日付け教義指第41号「新年度における市町村立学校の対応について（通知）」は、廃止します。

また、市町立幼稚園におきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いいたします。

【感染防止対策に関すること】

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校 安全 担当
電 話 048-830-6963

【体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること】

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-6748

【教職員のワクチン接種に関すること】

担 当 教育総務部福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当
電 話 048-830-6971

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。



事務連絡
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参照いただくようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応
（令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース）
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について
（令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応
（令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について
（令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針 p20 等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（2）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、「児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしく申し上げます。」

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（5）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めているところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

3. その他

- ・ 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- ・ マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

【関連資料】

- [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年11月25日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）](#)
- [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年11月25日）（新旧対照表）](#)
- [新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和4年10月19日付け事務連絡）](#)
- [今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日付け事務連絡）](#)
- [今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和4年11月21日付け事務連絡）](#)
- [オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和4年11月18日付け事務連絡）](#)
- [教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和4年11月10日付け事務連絡）](#)



各市町村教育委員会教育長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

夏季休業終了後における市町村立学校の対応について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県では、オミクロン株 B A. 5 系統を中心とする感染が高止まりしている状況となっており、令和 4 年 8 月 4 日に発出した「B A. 5 対策強化宣言」の期間を、9 月 30 日まで延長することとしました。

また、令和 4 年 8 月 26 日に埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議を踏まえ、新型コロナウイルス対策本部会議において「夏季休業終了後の県立学校の対応」[資料 1](#)を決定したところです。

市町村教育委員会におかれましては、本通知及び令和 4 年 8 月 5 日付け教保体第 821-2 号「『B A. 5 対策強化宣言』を踏まえた感染拡大防止対策の徹底について（通知）」[資料 2](#)を踏まえ、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応（臨時休業等）を徹底し、教育活動を実施する。

2 感染拡大防止への対応について

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

ア 体調不良者等の自宅療養、日々の健康観察を徹底すること。

（体調不良者等を適切に把握し、家庭と連携を図ること。）

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

ウ 更衣・休憩場面、活動前後、登下校時の感染防止対策の徹底を図ること。

(2) 活動場所の換気（エアロゾル対策）の徹底・強化

オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気の徹底が極めて重要であるとされているため、効果的な換気を徹底すること。

ア 常時換気の徹底

常時換気の際は、対角の窓や戸を 10～20cm 程開け、空気の流れを作るよう

にする。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

イ エアコン使用時も窓等を開けた常時換気

エアコンを使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、エアコン使用時であっても上記アのとおり換気を徹底すること。

ウ サーキュレータ等を活用した強制換気

できる限りサーキュレーターや扇風機を活用し、室内の空気を室外へ廃棄し、反対側から外気を取り入れる強制換気を実施すること。

(3) 陽性者発生時の迅速な対応・適切な初期対応

陽性者発生時の臨時休業や出席停止等の適切な措置を講じること。

なお、臨時休業等の措置については、令和4年8月29日付け教保体第912-2号「「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）」

資料3を参考にすること。

3 授業等について

授業等は、基本的な感染防止対策、陽性者発生時の初期対応を徹底した上で実施すること。以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を行う場合は、特に感染防止対策を徹底すること。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※ 学級全体で一斉に行う音読や群読など、近距離で大きな発声を伴う活動を行う際も、感染防止対策を徹底すること。

4 やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習等について

- (1) オンラインによる朝の会、健康観察、健康相談、教育相談など児童生徒と会話する機会を確保したり、zoomなどテレビ会議アプリケーションを活用した同時双方向型の学習指導を実施したりするなど、児童生徒等とコミュニケーションを絶やさず学びを止めない取組を実施すること。
- (2) オンラインによる学習指導においては、チャット機能等を活用して、教師が児童生徒に発言を求めたり、質問させたりするなど児童生徒が主体的に学習に取り組めるように工夫すること。
- (3) 日頃より、いつでも端末を活用した学習保障等ができるよう準備しておくことが重

要であることから、端末を毎日家庭に持ち帰らせるなどの取組を早急に検討し、実施すること。

- (4) 家庭における端末の使用について、児童生徒への適切な利活用の指導やルールを設定し、持ち帰りを安全・安心に行えるように、児童生徒と保護者に活用やルール等の共有をして速やかに実施すること。
- (5) 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、家庭用モバイルルーターの貸し出しなど、これまでの取組の課題を検討しながら柔軟に対応すること。

5 学校行事について

- (1) 運動会・体育祭等の校内行事について
 - ア 3密（密閉、密集、密接）を避け、換気等の感染防止対策を徹底した上で、実施すること。
 - イ 実施にあたっては、練習や準備の段階から、内容や方法等を工夫し感染防止対策を徹底すること。
 - ウ 公開する場合は、来校者等の健康観察を実施し、必要に応じて人数制限を行うなど、感染防止対策を徹底すること。また、昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。
- (2) 修学旅行等の校外行事について
 - ア 修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、適切に実施すること。
 - イ 実施にあたっては、実施前から日々の健康観察を徹底するなど、感染防止対策を徹底すること。
 - ウ 陽性者等が発生した場合の対応等について、児童生徒及び保護者への事前説明を徹底し、理解を得ること。

6 部活動について

- (1) 感染リスク回避の工夫等の感染拡大防止対策を徹底すること。
 - ア 体調不良者等の参加禁止を徹底すること。
 - イ 感染リスクの高い活動場面の削減や時間短縮等、活動を工夫すること。
 - ウ 活動場所の換気（エアロゾル対策）、飛沫感染対策を徹底すること。
- (2) 陽性者が発生した際は、部活動停止など適切な措置を講じること。

陽性者発生時の公式大会等への参加等については、令和4年4月15日付け教保体第119-2号（令和4年5月30日改訂）「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」[資料4](#)、令和4年8月29日付け教保体第914-2号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」[資料5](#)及び令和4年8月29日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等に関するQ&A（その3）」[資料6](#)を参考に適切に対応すること。

7 児童生徒・教職員のワクチン接種について

- (1) 教職員の接種の促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県

ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

ア 児童生徒及び保護者、教職員に対して、国、県及び教育委員会が作成したリーフレット等を活用し、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、令和4年8月26日付け教保体第902-2号「小児を含む10代以下の方々への新型コロナワクチン接種について」[資料7](#)を参考に5歳から11歳に対する接種方針等の適切な情報提供に配慮すること。

イ 児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号[資料8](#)、教職員の勤務については、令和3年6月10日付け教小第153号[資料9](#)を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

ウ ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

8 児童生徒の不安やストレスへのメンタルケアについて

夏季休業終了後も、コロナ禍における感染防止のための様々な行動の制約や感染への不安などから、児童生徒等はさまざまな不安やストレスを抱え、心身へ更なる影響を及ぼすことが懸念される。

引き続き、教職員が児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をすることが肝要である。あわせて児童生徒・保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に周知すること。

また、これまで発出した児童生徒の自殺予防に関する通知（[資料10](#)・[資料11](#)）等を参考に、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、組織的な対応を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。

9 送付資料

【資料1】令和4年8月26日開催 埼玉県新型感染症専門家会議資料（抜粋）

「夏季休業終了後の県立学校の対応」

【資料2】令和4年8月5日付け教保体第821-2号「『BA. 5対策強化宣言』を踏まえた感染拡大防止対策の徹底について（通知）」

【資料3】令和4年8月29日付け教保体第912-2号「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）」

【資料4】令和4年4月15日付け教保体第119-2号（令和4年5月30日改訂）

「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」

【資料5】令和4年8月29日付け教保体第914-2号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」

- 【資料6】令和4年8月29日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等に関するQ&A（その3）」
- 【資料7】令和4年8月26日付け教保体第902-2号「小児を含む10代以下の方々への新型コロナワクチン接種について」
- 【資料8】令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」
- 【資料9】令和3年6月10日付け教小第153号「職務に専念する義務の特例について（通知）」
- 【資料10】令和4年8月23日付け教生指第369号「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和4年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」
- 【資料11】令和4年8月24日付け教生指第375号「児童生徒等の命に係る事件・事故の未然防止について（通知）」
- 【資料12】令和4年8月29日付け教高指第1286号「夏季休業終了後の県立学校の対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-6748

教職員の服務に関すること

担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

ICT活用に関すること

担 当 県立学校部ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

生徒指導に関すること

担 当 県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電 話 048-830-6907

教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策に関すること

担 当 教育総務部福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971

戸田市立各小・中学校長 様

戸田市教育委員会
教育長 戸ヶ崎 勤

マスクの着脱に係る児童生徒等への適切な対応について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり埼玉県教育委員会教育長から依頼がありました。つきましては、今冬季に向けて、引き続き、児童生徒や保護者等に理解、協力を求めながら、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われるよう下記のとおり対応願います。

記

- 1 児童生徒がマスクを外しやすい環境の整備
児童生徒及び保護者に対し、マスクを着用すること、着用しないことは、ともに強制するものではないことを県のリーフレットを活用し丁寧に説明すること。
登下校時や体育の授業等の運動時においては、基本的にマスクを外すといった学校の対応について、保護者等に周知、説明すること。
- 2 マスクの着用ができない児童生徒や外せない児童生徒に対する理解の促進
様々な理由によりマスクを着用できない児童生徒やマスクを外せない児童生徒がいる場合、当該児童生徒及び保護者の意思を尊重しつつ、他の児童生徒への配慮を含め丁寧な対応をすること。
児童生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報を元に発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、マスクを着用できないこと、または、外せないことについて、児童生徒等が相互に理解し合えるよう努めること。
マスクを着用できないこと又は外せないことに対する偏見を持たないなど、児童生徒等が互いの人権に十分に配慮できるよう必要な指導を行うとともに、偏見によるいじめが発生することのないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応すること。別添のリーフレットを児童生徒に配布するなど、必要な指導を行うこと。
- 3 その他
不安を抱える児童生徒については、スクールカウンセラー等を活用するなど、組織的な対応を図ること。児童生徒が悩みを抱えたときに必要な相談先を探ることができるよう、別添写しのホームページや相談窓口について周知すること。

担当：学務課学校保健担当 柴
048-441-1800（内線448）



教保体第1337-1号
令和4年12月2日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所） }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

マスクの着脱に係る児童生徒等への適切な対応について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

学校におけるマスクの着用については、基本的な感染対策の一つとして重要であり、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会の「県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」の他、文部科学省等の事務連絡等において、周知しているところです。

今冬季に向けて引き続き、児童生徒等や保護者等に理解、協力を求めながら、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われるよう適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、徒歩や自転車による登下校時や体育の授業等の運動時においては基本的にマスクを外すといった学校の対応について、保護者等に周知、説明するなど、児童生徒が外しやすい環境を整えるようお願いいたします。

また、様々な理由によりマスクを着用できない児童生徒やマスクを外せない児童生徒がいる場合には、当該児童生徒及び保護者の意思を尊重しつつ、他の児童生徒への配慮を含め丁寧な対応が必要となります。

については、令和2年2月6日付け教生指第525-1号「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて児童生徒等への適切な対応のお願い（通知）」の主旨を踏まえ、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒及び保護者に対し、マスクを着用すること、着用しないことは、ともに強制するものではないことを丁寧に説明すること。
- 2 学校におけるマスクの着用に関する対応について、児童生徒及び保護者に丁寧に説明するとともに、マスクを着用できない又は外せない児童生徒等については、児童生徒及び保護者の意向を確認し、校内で共通理解を図ること。

- 3 児童生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報を元に発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、マスクを着用できないこと又は外せないことについて、児童生徒等が相互に理解し合えるよう努めること。
- 4 マスクを着用できないこと又は外せないことに対する偏見を持たないなど、児童生徒等が互いの人権に十分に配慮できるよう必要な指導を行うとともに、偏見によるいじめが発生することのないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応すること。
併せて、別添のリーフレットを児童生徒等に配布するなど、必要な指導を行うこと。
- 5 不安を抱える児童生徒等については、スクールカウンセラー等を活用するなど、組織的な対応を図ること。児童生徒が悩みを抱えたときに、必要な相談先を探すことができるよう下記ホームページや相談窓口について周知すること。

○ 困ったときの相談窓口

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>

- 埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijimehutokousoudan/ijimehutokokusoudanmadoguti.html>

【学校における感染症対策に関すること】

県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

【生徒指導・いじめに関すること】

県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電話 048-830-6908

【児童生徒の人権に関すること】

市町村支援部人権教育課 総務・人権教育担当

電話 048-830-6892



マスクをつけている人も マスクをつけていない人も

さまざまな理由で、
マスクを着用できない人やマスクを外せない人がいます。
一人一人の意思や考えを尊重し、
思いやりのある行動をすることが大切です。
マスクでの差別をしないこともコロナ対策のひとつです。

もしかしたら…

頭痛や肌荒れ、
息苦しさなど
マスクによる
身体への影響がある



マスクが着用できない理由

自分自身に
疾患があったり、
感染すると
重症化する人が
家族にいる



マスクを外せない理由

○活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱を！

- ・マスクの着用は、基本的な感染防止対策のひとつです。
- ・十分な身体的距離が確保できる場合には、マスクの着用は原則不要です。
- ・体育の授業など運動中はマスクを外しましょう。
- ・登下校の際には、基本的にマスクを外しましょう。
(公共交通機関の利用時は除きます。)



○引き続き、基本的な感染症対策の徹底を！

- ・発熱等の風邪症状など体調不良があるときは、登校や行事への参加はしないでください。
- ・マスクをしていないときには、大声で会話をせず、咳エチケットを心がけましょう。



よい子の電話教育相談(毎日24時間受付)

<子供専用> ☎#7300 ☎0120-86-3192 <保護者専用> ☎048-556-0874

<子供・保護者共通> Eメール: soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の受信確認及び返信: (月～金(祝・12/29～1/3除く) / 午前9時～午後5時)

マスクの着脱、 メリハリつけて



学校では、季節を問わず、登下校時や体育の授業などの運動時はマスクを外すこととしています。

場面に応じて、適切にマスクを着脱しましょう。

登下校

マスクを外す



人との距離を十分にとり、
会話を控えて、マスクを外す
(公共交通機関やスクールバスを
利用する場合はマスク着用)

体育の授業や 運動部活動

マスクを外す



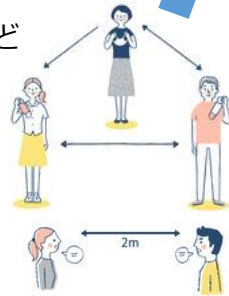
運動中はマスクを外す

【屋外】

・距離が確保できる
・距離が確保できないが、
会話をほとんど行わない

マスクを
外す

- 自然観察・写生活動など
屋外の教育活動
- 離れて行う運動や移動
- 鬼ごっこなど
密にならない外遊び



【屋内】

距離が確保できる
& 会話なし

マスクを
外す

- 個人で行う読書や
調べたり考えたりする学習



マスクを外すときは…

マスクを着用しない場合であっても、規則正しい生活習慣、健康観察の徹底、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。





マスクをつけている人も マスクをつけていない人も

いろいろな理由で、

マスクをつけられない人やマスクをはずせない人がいます。

ひとりひとりの考えを尊重して、まわりの人にやさしくすることも大切です。

マスクでの差別をしないこともコロナ対策のひとつです。

もしかしたら…

あたま
頭がいたくなる、
はだ
肌が赤くなる・
かゆくなるなど
からだ
体にトラブルが
お
起きる



ちやくよう
マスクが着用できない理由

コロナに感染すると、
ほかの人よりも
もっと体調が
悪くなる家族と
いっしょに住んでいる。



はず
マスクが外せない理由

○活動する場所や場面ではメリハリのあるマスクの着脱を！

- ・マスクをつけることは、基本的な感染症対策のひとつです。
- ・十分にはなれている場合には、原則マスクは不要です。
- ・登下校のときや体育の授業中はマスクをはずしましょう。



○引き続き、基本的な感染症対策の徹底を！

- ・熱がでたり、のどがいたいなど体調がわるいときは、登校や行事への参加はやめましょう。
- ・マスクをしていないときには、大きな声で会話をせず、せきエチケットを心がけましょう。



よい子の電話教育相談(毎日24時間受付)

<子供専用> ☎#7300 ☎0120-86-3192 <保護者専用> ☎048-556-0874

<子供・保護者共通> Eメール: soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の受信確認及び返信: (月～金(祝・12/29～1/3除く) / 午前9時～午後5時)

マスクの着脱、 メリハリつけて



学校では、季節を問わず、登下校時や体育の授業などの運動時は
マスクを外すこととしています。

場面に応じて、適切にマスクを着脱しましょう。

登下校

マスクを外す



人と人の距離を十分にとり、
会話を控えて、マスクを外す
(公共交通機関やスクールバスを利用する
場合はマスク着用)

体育の授業や 運動部活動

マスクを外す



運動中はマスクを外す

【屋外】

・距離が確保できる
・距離が確保できないが、
会話をほとんど行わない

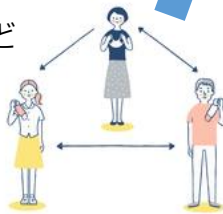
マスクを
外す

【屋内】

距離が確保できる
& 会話なし

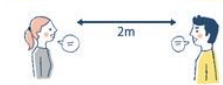
マスクを
外す

- 自然観察・写生活動など
屋外の教育活動



- 離れて行う運動や移動

- 鬼ごっこなど
密にならない外遊び



- 個人で行う読書や
調べたり考えたりする学習



マスクを外すときは…

マスクを着用しない場合であっても、規則正しい生活習慣、健康観察の徹底、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。



中学校選択制による入学希望校 最終申込状況について

令和4年10月24日締切

学 校 名	A 通学区域内 で希望した 児童数(人)	B 通学区域外 から希望した 児童数(人)	C 通学区域外 児童受入 定員数(人)	合計希望数 (人) A + B
戸田中学校	220	30	35	250
戸田東中学校	210	23	35	233
美笹中学校	96	2	35	98
喜沢中学校	183	2	35	185
新曽中学校	405	12	35	417
笹目中学校	195	36	36	231
戸田中学校 (特別支援学級)	4	0		4
戸田東中学校 (特別支援学級)	4	6		10
美笹中学校 (特別支援学級)	3	0		3
喜沢中学校 (特別支援学級)	4	0		4
新曽中学校 (特別支援学級)	2	0		2
笹目中学校 (特別支援学級)	6	2		8
合 計	1,332	113		1,445

※ 抽選の対象となった中学校はありません。

家族で取り組む産後ケア

- ◇バランスボールを使った有酸素運動
- ◆対話のコミュニケーションワーク
- ◇おうちでできるセルフケアのレクチャー



講師：認定NPO法人マドレポニータ
産後セルフケアインストラクター
桐原 沙織（きりはら さおり）さん



2023.01.21(土)

妊娠・出産は心身や環境が大きく変化します。落ちてしまった体力の回復をはかるため、**バランスボールを使ったエクササイズを夫婦や家族で一緒に行い、自宅でもできるセルフケア**を学びます。これからの**家族をどう築いていくのか**を改めて考えるため、家族でお互いの思いを話し合います。

- 時間** 令和5年1月21日(土) 午前10時～正午
- 対象・定員** 市内在住・在勤・在学の産後の女性とその家族10組(20名)
※一人での参加をご希望の方は申込時にお知らせください。
※2022年6月25日以降に生まれたお子さまは同伴可。
2022年6月24日以前に生まれたお子さまは、託児をご利用いただけます。(要申込)
- 場所** 上戸田地域交流センター(あいパル) ホール
- 持ち物** 筆記用具、動きやすい服装、市民大学受講票(持っている方には1単位付与。受講票がない方も申込可。希望者に発行します)
- 申込み方法** 12月5日(月)午前8:30～下記二次元コードの申込フォームまたはメール・電話・FAXで(講座名、氏名、電話番号、年代、同伴または託児希望するお子さまのお名前・性別・生年月日を明記)
※費用無料、申込順。託児希望の申込み受付は1月12日(木)まで

【お申込み・お問合せ】

戸田市民大学事務局(戸田市生涯学習課内)
電話:048-441-1800(内線308・342)
メール:simin-daigaku@city.toda.saitama.jp
ファクス:048-432-9910

▼申込みはこちら▼



生涯学習マスコット
「マナビィ」

《人権講演会》

報告事項



「叩かない子育て」

「叩かない子育て宣言」

「叩かない」と決めるだけでも、子どもとの向き合い方がグンと変わってくる。

100%叩かないというのが難しくても、宣言することで、少しずつ叩いたり怒鳴ったりせずに、子どもと向き合える時間が増える。

《講師》

NPO 法人児童虐待全国ネットワーク理事・子育てアドバイザー

高祖 常子 氏

《プロフィール》

株式会社リクルートで学校・企業情報誌の編集に携わり、妊娠・出産を機に退職
子育てをしながらエディター&ライターおよび、子育てや働き方の講演や研修講師として全国で活躍
・NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク「オレンジリボン」理事
・NPO 法人タイガーマスク基金理事 ・にっぽん子育て応援団運営委員
・NPO 法人マザーリング・ジャパン理事 マザーリングプロジェクトリーダー

《日時》 令和**5**年**1**月**14**日(土) 14時00分～15時30分
(受付13時30分～)

《会場》 戸田市役所5階大会議室

《対象・定員》 市内小中学校保護者、市内在住・在勤・在学者
会場での参加 60人 ※先着順
オンデマンド(講座修了後、撮影動画配信)による参加
(期間限定、申込者限定公開。定員なし)



生涯学習マスコット マナビィ

《お申込み》右下の二次元コードまたは電話・メール・FAXにて下記まで。
12月5日(月)8時30分から申込受付を開始します。電話またはメールでのお申込みの際は、講座名・氏名・年代・電話番号・受講資格(市内在住・在勤・在学のいずれか)、受講方法(会場参加または動画視聴)を明記してください。

【お申込み・お問い合わせ先】

教育委員会 生涯学習課 (戸田市民大学事務局)

電話 048-441-1800 (内線 308)

FAX 048-432-9910

メール simin-daigaku@city.toda.saitama.jp

配慮が必要な方は申込時にお知らせください。

お申込みはこちら



第21回昔のくらし展 開催要項

- 1 名称 「たんけん 昔のくらし」
- 2 開催趣旨 「電気・ガス・水道」という今の生活には欠かせないものがなかった頃、人々は自然の力を巧みに利用して道具を作り、工夫して生活をしてきた。その道具は、現在では見かけなくなったものが増えたが、現在使われている電化製品等のもととして改めて見ると、新しい発見があるかもしれない。そうしたことを踏まえ、今展示では、電化以前の道具と初期電化製品との比較、土間や茶の間等の住居の再現、写真パネルをとおして、主に昭和の人々のくらしの変化と戸田の町並みの移り変わりを紹介する。
- 3 開催期間 令和5年1月14日（土）～3月5日（日）【45日間】
※期間中休館日：1月23日（月）、1月30日（月）、1月31日（火）、
2月13日（月）、2月27日（月）、2月28日（火）
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階 特別展示室、展示室前ロビー
- 5 主催 戸田市立郷土博物館
- 6 展示構成 第1章 昭和初期まで（70年くらい前まで）
馬鍬や足踏み脱穀機等の農具、行火や搔卷、羽釜等の衣食住に関する道具を展示
土間、茶の間、部屋の再現
第2章 昭和30～40年代（50～60年くらい前）
電機アイロンや電動ミシン、テレビや洗濯機等の衣食住に関する道具を展示
居間の再現

第3章 昭和50～60年代（30～40年くらい前）

ヘッドマークやポスター等の埼京線開通記念品、パソコンやゲーム機等の電子機器を展示

第4章 道具の移り変わりコーナー

①照明

行灯、ぼんぼり、石油ランプ、電灯等を展示

②学校

ノート、石盤、給食のサンプル等を展示

7 入場料 無料

8 対象 小学校3年生以上

9 警備態勢 開館時：常設展示室監視員とは別に展示監視員1名の配置、図書館・郷土博物館全館の警備員による定期巡回

10 関連事業 名称：昔の道具を使ってみよう
指導：当館学芸員
会場：講座室
対象：小学校3年生以下は保護者同伴
費用：保険料として100円

博物館授業

期間：展示期間中

開催方法：オンライン授業

内容：昔のくらしの生活の中で、道具の移り変わりを中心に学び、道具の使い方や特徴など現在と比べて変化してきたことを理解するとともに、昔のくらしに関心を持てるよう支援する。

指導：当館学芸員

対象：市内小学3年生（全12校）

昔のくらし展展示案内

日程：未定※複数回を予定

会場：戸田市立郷土博物館3階特別展示室

対象：市民

担当：当館学芸員

(※以上の関連事業については日程等の詳細が決定次第個別に別途起案)

- 11 印刷物
- ・ポスター（A3判、掲示期間の入ったもの）：402枚 [町会配送]
 - ・ポスター（A3判）：398枚
 - ・リーフレット（A4判）：10,000部
 - ・解説小冊子 4,000部
 - ・小学校3年生用学習サポート 1,500部
- 12 広報活動
- ・ポスター掲示（町会掲示板、小中学校、公共施設、他の博物館等施設）
 - ・リーフレット配布（小学校児童数配布 中学校クラス数配布、公共施設、他の博物館等施設）
 - ・館ホームページ、館内掲示の充実
 - ・イベント関連サイトでの情報提供（日本博物館協会）

第69回文化財防火デーに伴う文化財防火査察等の実施について

1 目的

第69回文化財防火デー（毎年1月26日：法隆寺金堂壁画焼失の日）に関連して、市内の貴重な財産である文化財を火災から保護することを目的とし、市内寺社において文化財の管理状況の調査及び防火設備等の査察を行う。また消防本部主催の文化財保護訓練に参加する。

2 日時

(1) 文化財保護訓練

令和5年1月26日（木）午前9時30分から11時00分まで（予定）

(2) 文化財防火査察

令和5年1月26日（木）午後1時30分から3時40分まで（予定）

3 場所

(1) 文化財保護訓練 妙巖寺（戸田市美女木2丁目27-4）

※令和2・3年度はコロナウィルス感染防止のため中止

(2) 文化財防火査察

①美女木八幡社（戸田市美女木7丁目9-9）

②新曾氷川神社（戸田市氷川町2丁目12-9）

③正覚院（戸田市中町2丁目14-3）

4 参加機関

(1) 戸田市消防本部・消防署

(2) 戸田市消防団

(3) 戸田市教育委員会生涯学習課

(4) 妙巖寺、美女木八幡社、新曾氷川神社及び正覚院

5 実施項目

(1) 文化財保護訓練

ア 初期消火訓練（妙巖寺関係者）

イ 通報訓練（妙巖寺関係者）

ウ 避難訓練（妙巖寺関係者）

エ ホース延長及び中継訓練

オ 文化財搬出訓練（生涯学習課：文化財の確認、管理）

カ 一斉放水訓練

(2) 文化財防火査察

ア 防火設備の査察（消防本部）

イ 文化財の管理状況の調査（生涯学習課）



R1 文化財搬出訓練（妙巖寺）



R1 一斉放水訓練（妙巖寺）



R1 文化財防火査察（徳祥寺）